

2-1 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産推薦地 包括的管理計画

2016 年 12 月 27 日策定

2018 年 12 月 21 日改定

環境省・林野庁・文化庁
鹿児島県・沖縄県
奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町
徳之島町・天城町・伊仙町
国頭村・大宜味村・東村
竹富町

目次

1.はじめに	2-5
2.計画の基本的事項	2-6
1) 計画の目的	2-6
2) 計画の対象範囲	2-6
3) 計画の構成	2-14
4) 計画の期間	2-15
5) 計画の進捗管理及び見直し	2-15
3.推薦地の概要	2-16
1) 位置等	2-16
2) 総説	2-16
3) 自然環境	2-16
4) 社会環境	2-21
4.管理の目標	2-28
1) 全体目標	2-28
2) 地域区分別目標	2-28
3) 地域参加型管理目標	2-29
5.管理の基本方針	2-30
1) 保護制度の適切な運用	2-30
2) 外来種による影響の排除・低減	2-36
3) 希少種への人為的影響の防止	2-38
4) 北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力	2-40
5) 緩衝地帯等における産業との調和	2-41
6) 適切な観光管理の実現	2-42
7) 地域社会の参加・協働による保全管理	2-46
8) 適切なモニタリングと情報の活用	2-47
6.管理の実施体制	2-49
1) 関係者の連携のための体制	2-49
2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制	2-49
3) 情報発信と普及啓発	2-49
4) 個別管理機関の役割	2-52
7.地域別の行動計画の策定	2-55
1) 地域別の行動計画の策定方法	2-55
2) 地域別の行動計画	2-55
8.おわりに	2-56

【別表】

別表 1 : 奄美大島行動計画	2-59
別表 2 : 徳之島行動計画	2-69
別表 3 : 沖縄島北部行動計画	2-79
別表 4 : 西表島行動計画	2-93

【参考資料】

参考資料 1 : 管理計画に関連する法令、条例、計画等の一覧及び概要	2-109
参考資料 2 : 「地域連絡会議」構成行政機関一覧	2-177
参考資料 3 : 「奄美大島部会」、「徳之島部会」、「沖縄島北部部会」、「西表島部会」構成 機関・団体一覧	2-178

1. はじめに

推薦地を含む琉球列島は、九州南端と台湾との間の海域に位置し、北東から南西方向に弧状につながる長さ約 1,200 km の島嶼群である。推薦地である「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は、中琉球の奄美大島、徳之島、沖縄島北部、南琉球の西表島の 4 つの地域を構成資産とする「連続性のある資産」として、世界自然遺産への登録を目指している。

本資産の主要な価値は、琉球列島の地史を反映した中琉球と南琉球における独自の生物の進化、種分化を背景に、イリオモテヤマネコ (CR)、ノグチゲラ (CR)、アマミノクロウサギ (EN)、ヤンバルクイナ (EN) など IUCN レッドリストの絶滅危惧種 95 種を含む陸生動植物にとってかけがえのない生息・生育地となっており、国際的な生物多様性の生息域内保全にとって極めて重要な自然の生息・生育地を包含した地域となっていることである。

推薦地が位置する奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島はいずれも小規模な島嶼であり、有人島として住民生活が営まれている。固有種・希少種等が生息・生育する環境と住民生活や産業活動の場が非常に近接し、また一部は重複する場合もあるが、地域の自然資源を利活用した文化や産業が育まれており、その中で顕著な普遍的価値が維持されてきたことが特徴でもある。したがって、本推薦地の保全・管理に当たっては、地域社会との連携や持続可能な利用との両立が重要となる。

また、「連続性のある資産」を構成する 4 つの地域は地理的に分離しており、2 県 12 市町村という多くの行政区にまたがっていることから、個々の構成資産の保全・管理を多くの主体が連携して行うための管理体制の確立も不可欠である。

このように、世界的にみても類いまれな価値を有する奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の自然環境を人類共通の資産と位置づけ、地域特性を踏まえつつ、より良い形で後世に引き継いでいくため、ここに「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画（以下『本計画』）」を策定する。

2. 計画の基本的事項

1) 計画の目的

本計画は、推薦地、緩衝地帯及び周辺管理地域の自然環境の保全及び持続可能な利用等に係る各種制度を所管する管理機関※が、地域住民、観光事業者、農林漁業者、研究者、地域団体、その他来訪者等の様々な関係者と緊密な連携・協力を図ることにより、当該地域の自然環境の保全・管理を適切かつ円滑に進めるために、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本の方針を明らかにするものである。

※管理機関：環境省、林野庁、文化庁、鹿児島県、沖縄県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、徳之島町、天城町、伊仙町、国頭村、大宜味村、東村、竹富町

2) 計画の対象範囲

推薦地は、奄美群島に属する奄美大島、徳之島、沖縄諸島に属する沖縄島北部、先島諸島に属する西表島から構成される「連続性のある資産」を有する地域である（図1）。これらの推薦地に加え、推薦地の顕著な普遍的価値の維持に資するため、緩衝地帯及び周辺管理地域を含めた地域を本計画の「計画対象区域」とする。

なお、計画対象区域は、下記及び図3～6のとおりである。

○推薦地

- ・完全性の条件を含む顕著な普遍的価値を有する地域。
- ・世界自然遺産登録時の状況が将来にわたって維持又は強化されるよう、国による適切な法的保護担保措置を施す地域。主に、国立公園の特別保護地区、第1種特別地域又は森林生態系保護地域の保存地区に指定されている。なお一部、国立公園の第2種特別地域及び森林生態系保護地域の保全利用地区が含まれるが、2019年度末までの国立公園の第1種特別地域への格上げに向けて、法令等に基づく所定の手続きを進めることとし、手続きが完了するまでは、第1種特別地域と同等の土地の取扱を行っていくことについて、土地所有者・利害関係者により同意されている。さらに、これらに加えて、国指定鳥獣保護区、天然記念物に指定されている。

○緩衝地帯

- ・推薦地に直に接し、推薦地をおおよそ包むように位置し、資産とその保護を支える機能をもつ地域及び特性が含まれる地域。
- ・推薦する資産の効果的な保護を目的として、法的または慣習的手法等によって補完的利用及び開発の規制を行う地域。主に、国立公園の第2種特別地域又は森林生態系保護地域の保全利用地区等に指定されている。また一部は、以下の区域となっている。
 - 推薦区域に結合していない国立公園の特別保護地区又は第1種特別地域
 - 推薦区域に隣接する国有林・公有地又は国立公園の第3種特別地域であり、かつ生物多様性に配慮した森林管理・森林施業を行うことが合意されている

区域

- 推薦区域に挟まれた国立公園の普通地域であり、かつ外来種対策等の保全活動を重点的に行っていく区域

○周辺管理地域

- ・推薦地や緩衝地帯の周辺地域。
- ・必要に応じ、推薦地にアクセスする経路上の港及び船舶内での観光客への普及啓発・外来種対策等の取組。
- ・法的または慣習的手法等による保全・管理、外来種対策、希少種対策、遺産地域の保全に係る普及啓発や、地域の文化・産業の振興等を含めた持続可能な観光利用の促進をはじめとし、資産を維持又は強化するため若しくは資産の保全・管理上必要な取組を、地域社会との協働のもと実施する地域であり、緩衝地帯と同様、推薦地の顕著な普遍的価値の将来的な維持と保護管理に貢献している。
- ・上記については、広域的な取組が必要であることから、奄美大島、徳之島、沖縄島北部については、関係する市町村の行政区を、西表島については、島全体を基本として、周辺管理地域を設定する。

なお、沖縄島北部には米軍北部訓練場が推薦地に隣接する。当該訓練場における自然環境に関しては、「5. 管理の基本方針」の「4）北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力」で詳述するとおり保全管理が図られており、推薦資産に対する重要な実質的緩衝地帯として機能し、景観の連続性に貢献し、固有種・絶滅危惧種の重要な生息地を提供している。

図1 全体位置図

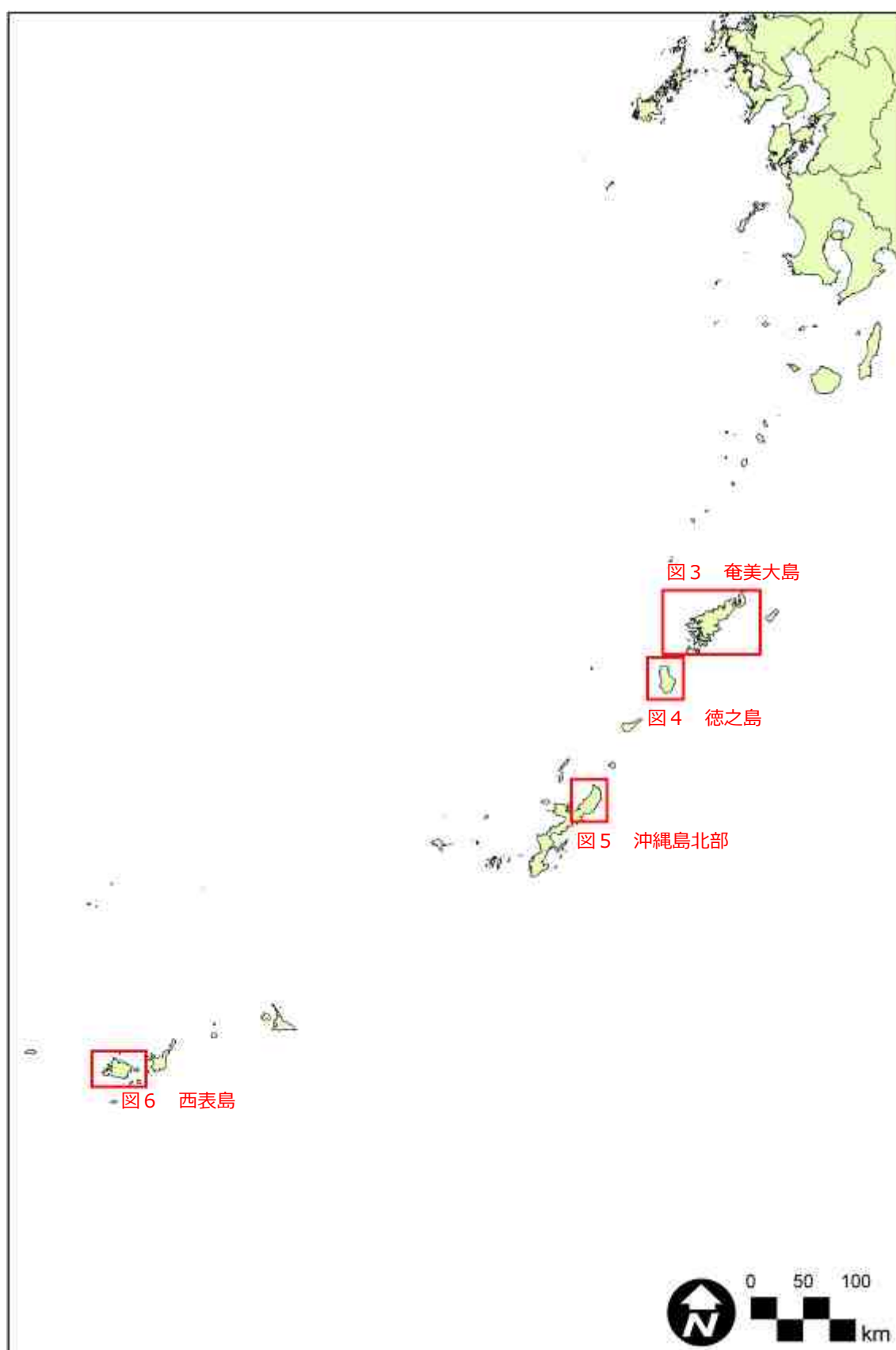


图2 計画対象区域（全島）

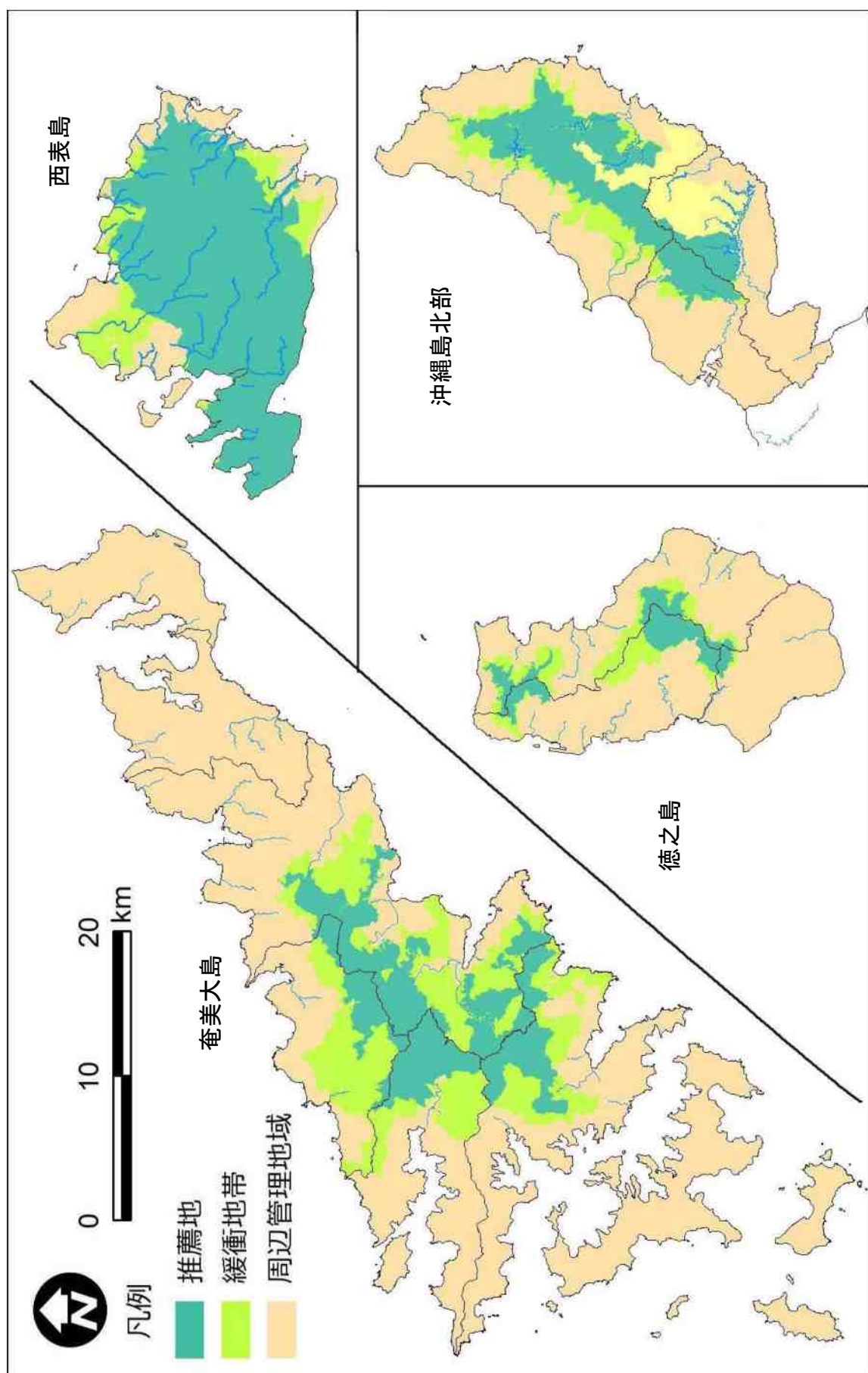


図3 奄美大島

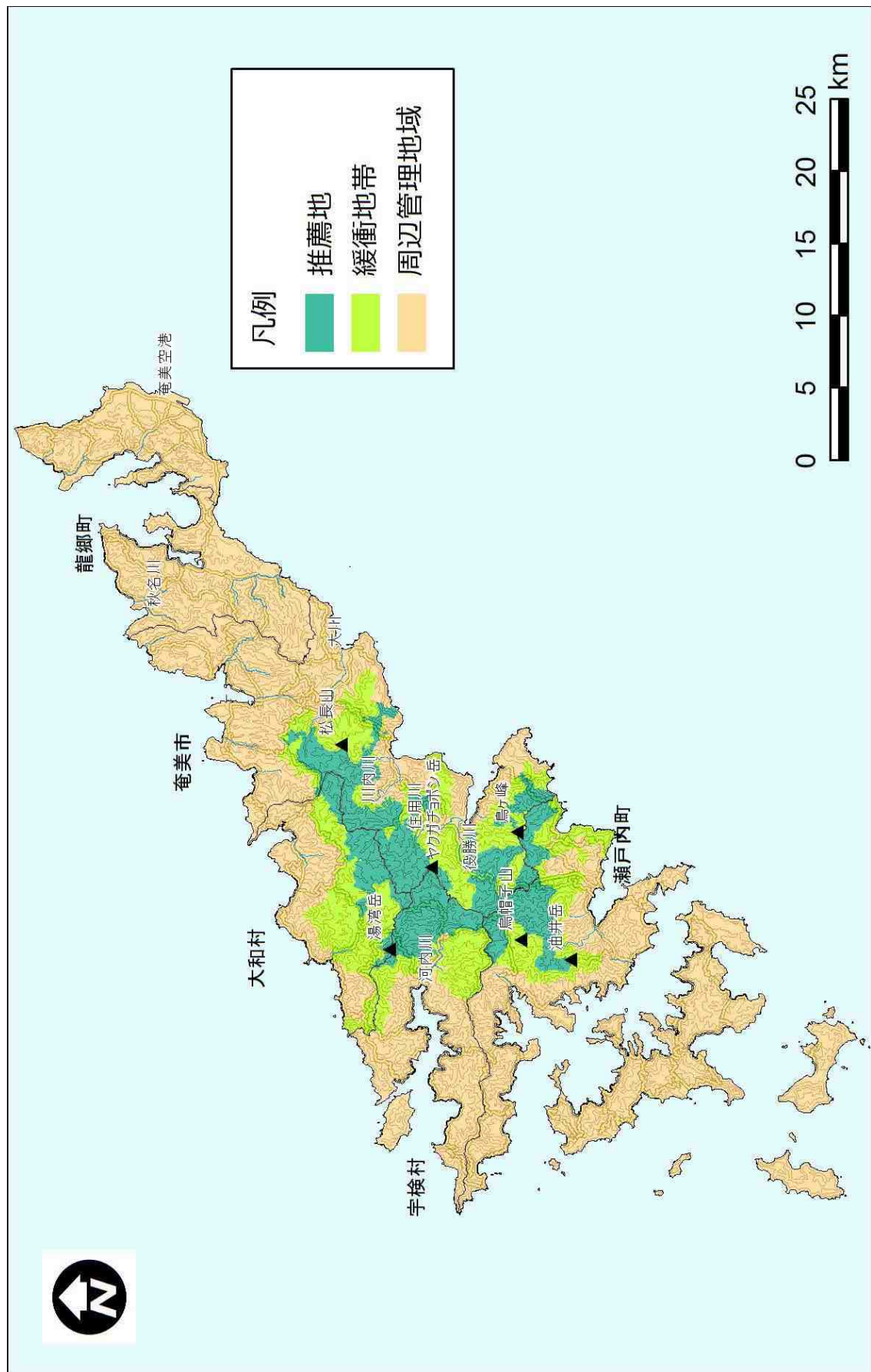


図4 徳之島

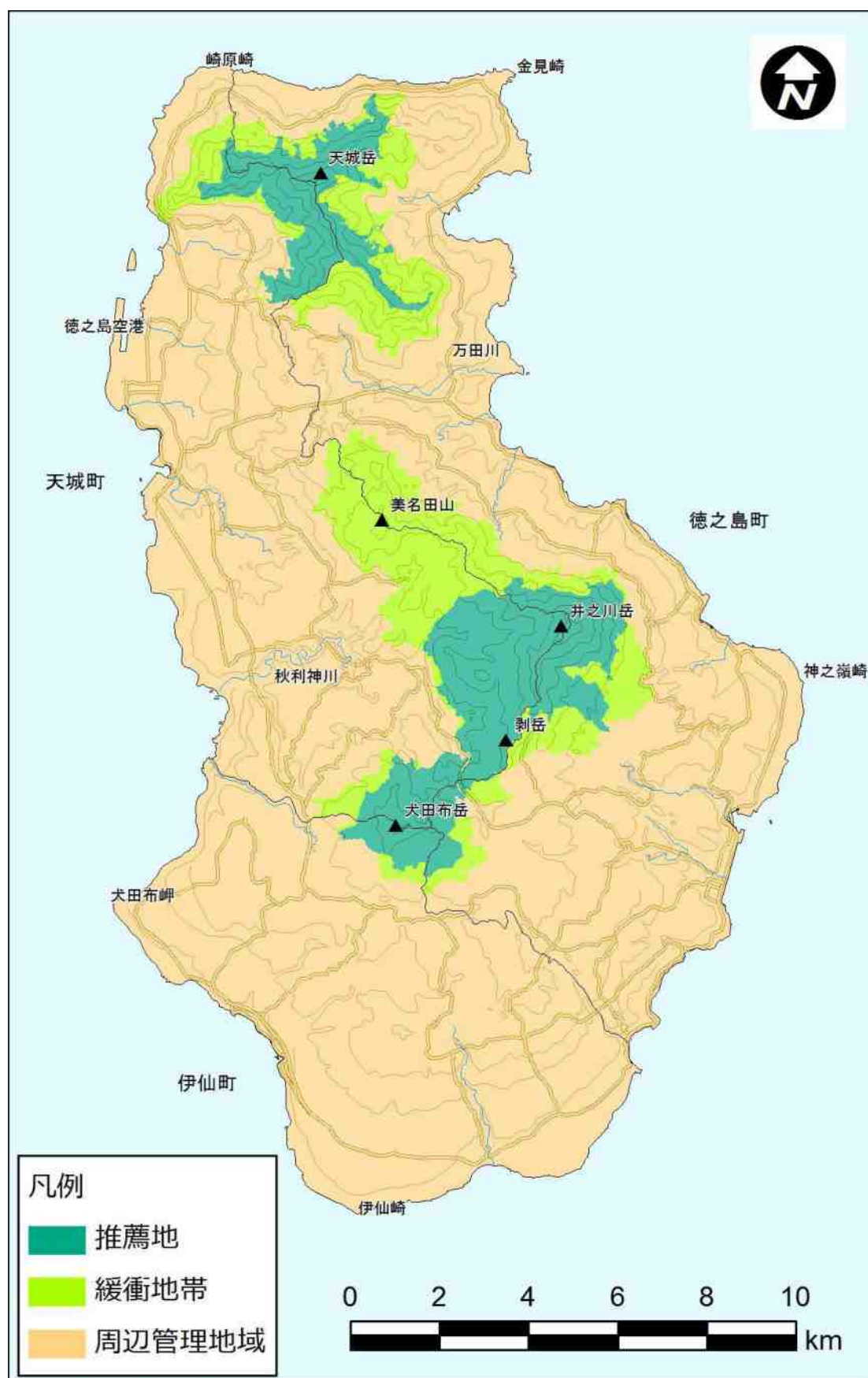


図5 沖縄島北部

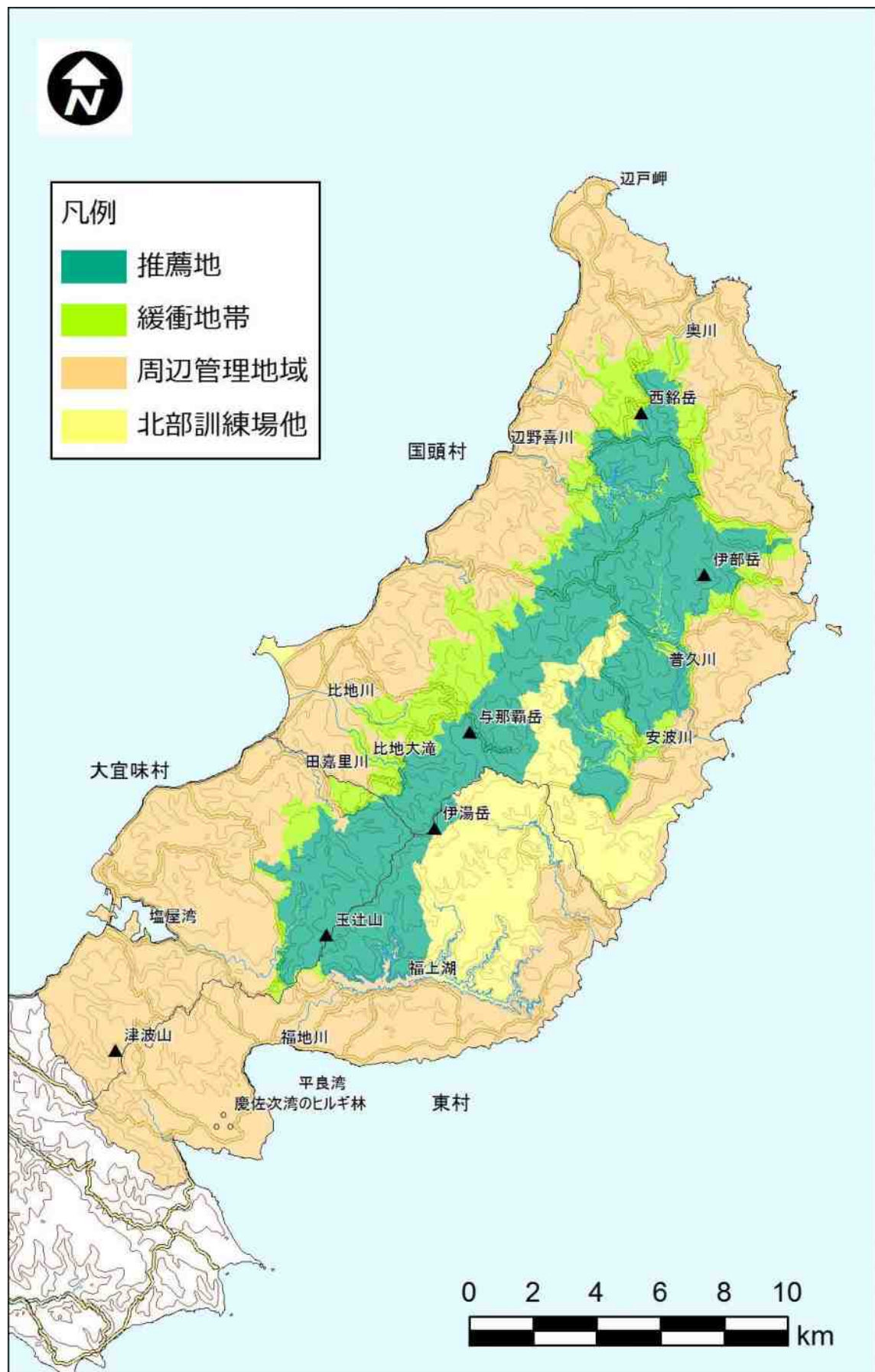
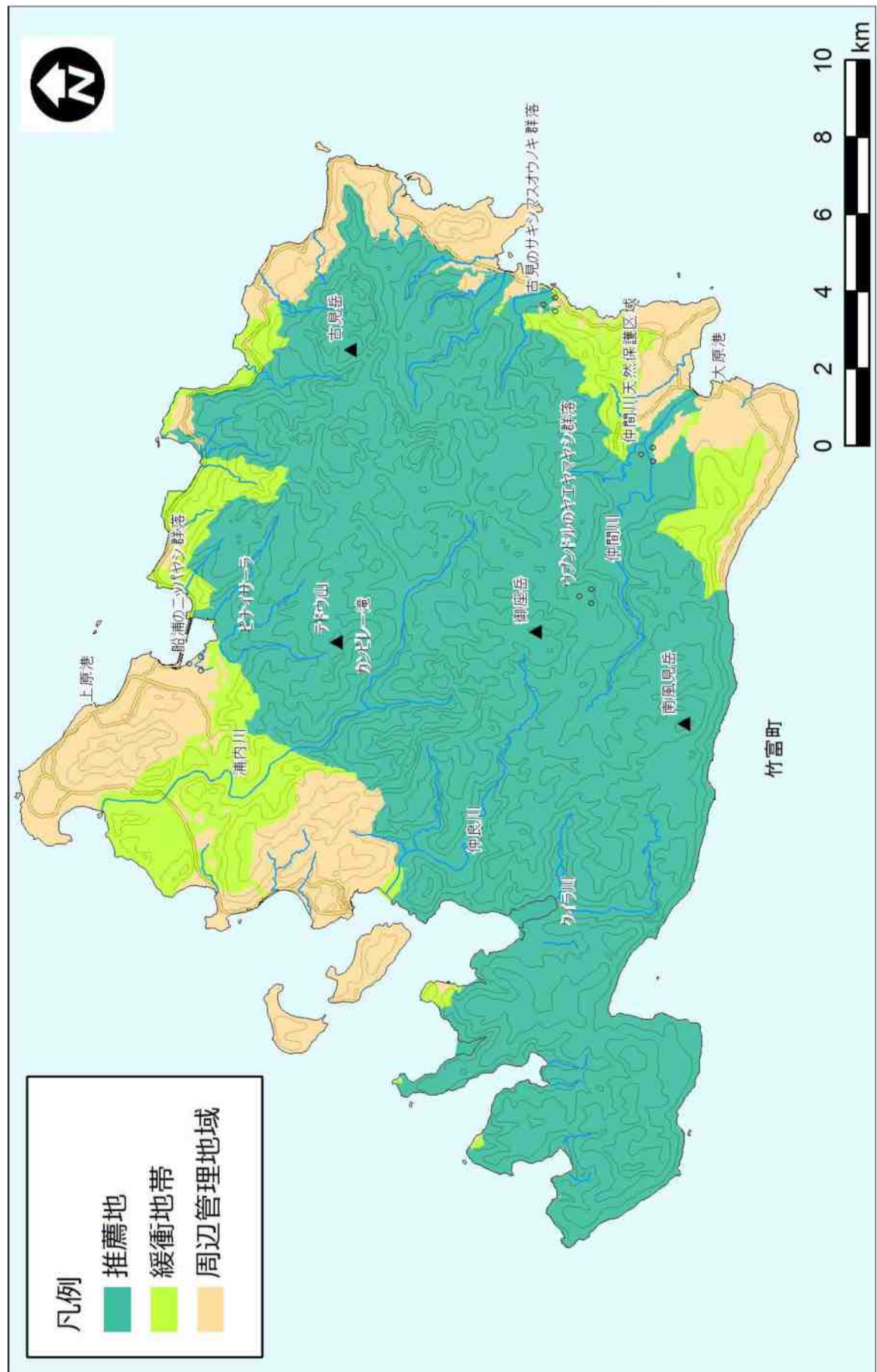


図6 西表島



3) 計画の構成

遺産の構成資産は4つの島に分布し、2県12市町村という多くの行政区にまたがっている。そのため、自然環境や地域の歴史・文化、社会的状況の違いにより、保全・管理上の課題もそれぞれ異なっている。また、計画対象区域内は、保護地域や国内希少野生動植物種の指定など国内法令等に基づく各種制度により複層的に保護されており、それぞれの制度を所管する管理機関が相互に連携しつつ、円滑に各種制度の運用を図っていく必要がある。

この様な状況を踏まえ、管理機関が連携して効果的な保全・管理を図るために、本計画においては4地域に共通する全体目標や管理の基本方針を示し、更に本計画の下に地域別の行動計画（奄美大島行動計画、徳之島行動計画、沖縄島北部行動計画、西表島行動計画）を定めることとする。

地域別の行動計画では、本計画に示された全体目標や管理の基本方針の下、4地域それぞれの特性と課題を踏まえて、実施すべき取組事項を抽出し、その具体的な内容、実施時期、役割分担、達成目標や評価指標等を示す。

本計画と地域別の行動計画との関係性及び各計画の構造は図7に示したとおりであり、これらの計画を一体のものとして、相互に連動させながら運用することにより、4つの地域で構成される「連続性のある資産」の一体的管理を実現する。



図7 計画の構成

4) 計画の期間

本計画の期間は概ね 10 年程度とする。

地域別の行動計画については、概ね 10 年程度を計画期間とするが、計画の実施時期を短期（3 年以内）、中期（4～6 年程度）、長期（7～10 年程度）の 3 段階に区分する。

5) 計画の進捗管理及び見直し

本計画は、計画期間の中間時点である 5 年後及び期間終了時期に、推薦地の顕著な普遍的価値の保全状況の評価に関して示したモニタリング計画（現在作成中）に基づくモニタリング結果や評価を踏まえて見直しを行う。

地域別の行動計画は、毎年、定期的な点検を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。その際には、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島のそれぞれの行動計画に基づく取組の実施状況、事業項目ごとに定めた目標と評価指標に関するモニタリング結果及びモニタリング計画に基づく評価並びに科学委員会からの科学的知見に基づく助言等を踏まえるものとする。

なお、進捗管理及び見直しの体制については、「6. 管理の実施体制」に記載する。

3. 推薦地の概要

1) 位置等

推薦地は、北緯 24° 20′ から北緯 28° 19′ の間に位置し、日本列島の九州南端から台湾との間の海域に、約 1,200km にわたって弧状に点在する琉球列島の一部である。奄美群島に属する奄美大島と徳之島、沖縄諸島に属する沖縄島北部、先島諸島に属する西表島の 4 つの地域から構成され、推薦地の面積は、42,698ha である。

2) 総説

推薦地は、ユーラシア大陸の東端に弧状に張り出した日本列島の南端部分に位置する琉球列島のうち、中琉球の奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び南琉球の西表島の 4 地域からなる。黒潮と北太平洋西部の亜熱帯性高気圧の影響を受け、温暖・多湿な亜熱帯性気候を呈し、主に常緑広葉樹の亜熱帯多雨林に覆われている。

推薦地は多くの絶滅危惧種・固有種の生息・生育地であり、国際的な生物多様性の生息域内保全にとってきわめて重要な自然の生息・生育地を包含した地域となっている。

推薦地には維管束植物 1,819 種（亜種・変種・雑種を含む）、陸生哺乳類 21 種、鳥類 394 種、陸生爬虫類 36 種（38 種・亜種）、両生類 21 種（22 種・亜種）、陸水性魚類 267 種、昆虫類 6,153 種（6,452 種・亜種）、淡水甲殻十脚類 47 種の生物が確認されている。そのうち IUCN レッドリスト（2018）記載の絶滅危惧種は 95 種にのぼる。

琉球列島は、ユーラシア大陸からの分離後、島嶼間の深い海峡、黒潮などにより北琉球、中琉球、南琉球に分断され、さらに海面変化の影響もあり、近隣島嶼間で分離・結合を繰り返してきた。こうした水陸分布の変動は、推薦地が含まれる中琉球及び南琉球の陸生生物に対して、種分化と固有化の機会をもたらした。また、大陸からの距離や分離時期の違いにより、中琉球と南琉球の陸生生物相は種分化と固有化のパターンが異なっている。その結果、推薦地では、幅広い生物群で特に多くの固有種／亜種が見られる。

推薦地は、環境省、林野庁及び文化庁により、各種の保護地域（国立公園、天然記念物、森林生態系保護地域、国指定鳥獣保護区）に指定されており、豊かな生物多様性の保全が担保されている。

3) 自然環境

(1) 地形・地質

推薦地は、日本列島の九州南端から台湾の間の海域に、約 1,200km にわたって弧状に点在する琉球列島の一部である。琉球列島はユーラシアプレートとフィリピン海プレートの接点に位置しており、後期中新世以降にフィリピン海プレートが琉球海溝においてユーラシアプレートの下方へ沈み込んだことに伴う地殻変動などにより誕生したと考えられている

(町田ほか、2001；長谷、2010)。琉球列島はトカラ海峡と慶良間海裂によって地質構造的に分断されているが、これらの海峡は生物分布上の境界としてもよく当てはまることが知られている(水谷、2009)。そのため、琉球列島は地質学・地形学的観点及び生物学的観点から、北から南へ北琉球、中琉球、南琉球の3つの地域に区分され、(当山、2014) 推薦地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部は中琉球に、西表島は南琉球に属している。また、推薦地は非火山性の外弧隆起帯に属しており、いずれも標高が比較的高く山地や丘陵地からなり、島の形成年代が古いタイプの島である。

(2) 気候

推薦地は、亜熱帯気候に属する。亜熱帯気候とは熱帯同様に高温の夏と比較的温和な冬をもつ気候を指し、亜熱帯高圧帯とそこを発現地とする熱帯気団に支配されることが特徴的とされており、おおむね南・北緯20～30度の間に位置する地域が含まれる。さらに、降水量によって湿潤気候と乾燥気候に分けられるが、世界の亜熱帯地域の多くは中緯度乾燥帯に相当し、降水量が少なく乾燥し、大部分が雨緑林、サバンナ、ステップ、砂漠などの乾燥系列の植生となっている(清水、2014)。

推薦地は亜熱帯地域に位置するが、“亜熱帯海洋性気候”と呼ばれ、近傍を流れる暖流の黒潮とモンスーンが大きく影響し、年間降水量は2,000mm以上に達する。そのため、亜熱帯域に多雨林が発達する、世界的にも稀で特異的な地域である。

(3) 植生

推薦地の自然植生のうち主体をなす山地の森林は、湿潤な亜熱帯に成立した常緑広葉樹林である。上層を占める樹木にはシイ・カシ類、リュウキュウマツ(マツ科)のほか、クスノキ科の高木も多く、植生景観は屋久島以北の暖温帯の照葉樹林に似ている(相場、2011)。しかし、その林内には多くの木生シダ、ルリミノキの仲間、亜高木的な高さまで生長するヤブコウジ属のいくつかの種、イチジク属のしめ殺し植物、ヤシ類を有し、樹種の多様性が高く、暖温帯の森林とは様相が異なる。一方、この地域の海岸にはマングローブ樹種をはじめ、アダン(タコノキ科)、モモタマナ(シクンシ科)、モンパノキ(ムラサキ科)、ハスノハギリ(ハスノハギリ科)といった熱帯や亜熱帯の海岸植生を特徴づける樹種が見られる(堀田、1974；吉良、1989)。

推薦地の中で、最も標高の高い奄美大島の湯湾岳(標高694m)や徳之島の井之川岳(標高645m)の海拔500mあるいは600m以上の森林は、日射量が限られた空中湿度が高い雲霧帯となっており(鈴木、1979；宮脇(編)、1989；大西ほか、2012)、アマミテンナンショウスダジイ群集が見られる(鈴木、1979；宮脇(編)、1989)。沖縄島で最も高い与那覇岳(標高503m)及び伊湯岳(標高446m)の山地斜面にも、年間3,000mm以上の豊富な降水量に恵まれた雲霧林があり、スダジイーヤンバルフモトシダ群落とされている(新納、2015)。西

表島の最高峰の古見岳（標高 469.5m）の山頂付近は、リュウキュウチクーオオギミシダ群落[※]が成立する。

川床と川岸が周期的に冠水する溪流帯の植生としては、沖縄島北部と西表島ではやや被陰された岩上に張りつくように小型で短茎なサイゴクホングウシダーヒメタムラソウ群落[※]が知られる。また、奄美大島の住用川上流及び中流域には、岩上にケラマツツジ（ツツジ科）の優占する群落がある。推薦地には、ヒメタムラソウ（シソ科）、コケタンポポ（キク科）、アマミスミレ（スミレ科）等の溪流植物が多く生育している。

（４）植物相

推薦地を含む４地域^{※１}には 1,819 種（シダ植物 302 種、種子植物 1,517 種）（亜種・変種・雑種を含む。以下同じ）の維管束植物が在来分布する（国立大学法人鹿児島大学、2012；沖縄県環境生活部自然保護課、2014 を元に算出）。この地域の植物相は、地史と過去の気候変動や、島と海流等の地理的配置を反映し、①島嶼形成以前からの琉球要素、②ユーラシア大陸東南部要素、③旧北系要素、④マレーシア要素、⑤太平洋諸島要素、⑥オーストラリア要素があると考えられており（初島、1975）、山地の植物相は大陸や日本本土との関係が深く、林床や低地部、海岸の植物相は熱帯アジアと深いつながりがあるとされている（立石、1998）。また、熱帯から温帯へ移行する亜熱帯に位置するため、この地域で分布が終わる南限種や北限種も多いとされる（堀田、2003）。

この地域の維管束植物 1,819 種のうち、189 種（10%）が固有種である。中琉球及び南琉球はかつて大陸の辺縁部を構成していたため、大陸の豊富な植物相を引き継ぎ、その一部は隔離された環境下でこの地域だけに生き残り（遺存固有）、あるいは分化して新しい固有種を生み出した（新固有）と考えられる（堀田、2003）。推薦地の維管束植物のうち国際的な絶滅危惧種として、26 種が IUCN レッドリスト（2018）に記載されている。

※１「推薦地を含む４地域」とは、推薦区域、緩衝地帯、それ以外を含む島または地域全体としての、奄美大島、徳之島、沖縄島北部 3 村（国頭村、大宜味村、東村）、西表島を指す。（以下、同様）

（５）動物相

生物区系地理学的に見ると、旧北区と東洋区の境界として、哺乳類相、爬虫類相、両生類相ではトカラ海峡に「渡瀬線」（徳田、1969）が、また、鳥類相では慶良間海裂に「蜂須賀線」（山階、1955）が、それぞれ提唱され、生物系統地理学的に俯瞰するならば推薦地は現在でも、大きく異なる動物相を有する地域の間にあつて、地理的移行帯として位置づけられる（Motokawa, 2000；Ota, 2000；高木、2009）。

推薦地の在来陸生哺乳類 21 種のうち、アマミノクロウサギやケナガネズミなど 13 種（62%）

がこの地域にしか生息していない固有種である。また、イリオモテヤマネコなど固有亜種とされるものを含めると 22 種・亜種のうち 18 種・亜種（82%）が推薦地の固有種・亜種となり、固有性が極めて高い。

推薦地を含む 4 地域では、22 目 71 科 394 種の在来鳥類が記録されており、これは、日本産鳥類 24 目 81 科 633 種のうちの 62%を占め、推薦地が豊かな鳥類相を持っているといえる（日本鳥学会、2012；沖縄県環境生活部自然保護課ほか、2015 を元に算出）。日本固有の鳥類は 11 種（高木、2007）であるが、推薦地にはそのうちの 5 種が生息する。

推薦地には、日本の陸生爬虫類の 50%にあたる 36 種（38 種・亜種）が在来分布しており、日本の陸生爬虫類の主要な生息場所となっている。推薦地に分布する陸生爬虫類は、固有種が非常に多く、分布する 36 種のうち、23 種（64%）が固有種である。なお、推薦地の陸生爬虫類は島嶼間の種分化が進行中であり、亜種を含めると 33 種・亜種（87%）が推薦地の固有種・亜種であり、固有性が極めて高い。

推薦地には、日本の両生類の 28%にあたる 21 種（22 種・亜種）が在来分布しており、そのうち 18 種（19 種・亜種）が固有種で、固有種率は 86%と極めて固有性が高いことが特徴である。

推薦地を含む 4 島^{*2}の陸水域では 25 目 99 科 568 種の在来魚類が確認されており（吉郷、2014）、国際的な絶滅危惧種として 6 種・亜種が IUCN レッドリスト（2018）に掲載されている。

推薦地を含む 4 島の昆虫類の在来種数は 6,153 種（6,452 種・亜種）である（東ほか（編）（2002）から、分布情報が島を特定できないもの（例：「奄美群島」「沖縄諸島」「八重山諸島」等と記載）は除いて集計した。そのため、実際の種数は上記よりも多くなる）。昆虫類のうち、最も多くの在来種が確認されたのはヤンバルテナゴコガネをはじめとするコウチュウ目で 1,929 種（2,127 種・亜種）、次いでオキナワカラスアゲハなどチョウ目の 1,221 種（1,239 種・亜種）で、これら 2 つの目で在来種数の約半数を占めている。昆虫類は分類学的な研究が進んでいないグループや、調査が進んでおらず情報が不足している地域もあり、今後これらについて研究が進展するに従い、推薦地における昆虫類の種数はさらに増加すると予測できる。

推薦地を含む 4 島では日本産陸水性甲殻十脚類 73 種の 64%にあたる 47 種が在来分布している（鹿児島大学、2014 を元に算出）。このうち、固有種は 15 種で固有種率は 32%であり、特にサワガニ科は純淡水域や陸域に生息し、卵や幼生が海水中で生存できず海を介して分布を拡大できないため（諸喜田、1996）、全 10 種（100%）が固有種である。

※2「推薦地を含む 4 島」とは、推薦区域、緩衝地帯、それ以外を含む島全体としての、奄美大島、徳之島、沖縄島、西表島を指す。（以下、同様）

(6) 地史と陸生生物の種分化

推薦地の陸生生物相は、大陸島として形成された地史を反映した種分化が進んだ結果、かつては大陸や日本本土にも共通の祖先種が広く分布していたが、現在は琉球列島にのみ分布する遺存固有種や、琉球列島に隔離された後にさらに種分化が進んだ新固有種が多く見られること、また、単一の島嶼ないし島嶼群における固有化のパターンが中琉球と南琉球で異なっていることが特徴である。

中琉球では、大陸の東縁が島嶼化する過程において、後期中新世（約 1,200 万年前～約 500 万年前）には大陸や北琉球、南琉球の陸生動物相からの隔離が成立し、その後継続したと考えられる（Okamoto, 2017）。当初は大陸や近隣地域にも分布していた同種や近縁種が、新たな捕食者や競争相手の出現等によって絶滅し、中琉球にだけ残された種が現れた。これらの種は、近隣の北琉球や南琉球には同種や同属種が分布せず、大陸等の遠く離れた地域にしか近縁種が分布しない遺存固有種であり、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、ナミエガエルなど、特に非飛翔性の陸生動物で顕著に見られる。さらに、後期鮮新世頃（約 360 万年前～約 260 万年前）に始まり、更新世（約 260 万年前～1 万 2 千年前）にかけて明瞭になった気候変動に伴う海面変化で、近隣の島嶼間で分離・結合が繰り返され、結果として生物の分布が細分化されて島嶼間の種分化が進み、トゲネズミ属やトカゲモドキ属などの、遺存固有でもあり、島嶼間で新固有でもある種や亜種が生まれたと考えられる。

南琉球の陸生動物相は、分子系統解析や近縁種の分布状況から、後期中新世に中琉球と分断されたと考えられる。その後、鮮新世（約 500 万年前～約 260 万年前）の間に、大陸等の陸生動物相との隔離によって形成されたと考えられる（Okamoto, 2017）。このような背景から、南琉球の動物相には、ヤエヤマセマルハコガメやキシノウエトカゲなど、近縁な種・亜種が中琉球よりも台湾や大陸の東部に見られる固有種・亜種が多い（Ota, 1998; 太田, 2012 など）。

また、中琉球から南琉球及び台湾や大陸一帯にかけて分布していた共通の祖先種が、後期中新世に中琉球及び南琉球に隔離され、続いて鮮新世の間に台湾との分断によって南琉球に隔離されて、それぞれの地域で固有化と種分化が進んだと考えられる。

(7) 島嶼生態系への動物の適応進化

推薦地では、中琉球と南琉球で、島の生態系の構成要素としての高次捕食者の存在が異なっている。

中琉球の奄美大島、徳之島及び沖縄島北部では肉食性の哺乳類や定住性大型猛禽類等の高次捕食者がもともといないか、長期間欠落してきた。そのため遺存固有種を多く含む生物群集は、大型のヘビ類を頂点とする生態系と、それに対する動物の適応的な進化が見られる。

一方、南琉球の西表島では推薦地で唯一の肉食獣であるイリオモテヤマネコが生息しており、活動する環境や食性の幅を広げるなど、本来は中型食肉目が長期間生息できる規模の島

とは考えられない小規模な島嶼環境への生態的・形態上の適応的な進化が見られる。

4) 社会環境

(1) 産業

推薦地を含む4地域ともに、従事者の多くを占める産業は第3次産業（奄美大島 78.7%、徳之島 60.2%、沖縄島北部 58.9%、西表島 72.0%）であり、第1次産業従事者が占める割合（奄美大島 6.1%、徳之島 25.9%、沖縄島北部 25.6%、西表島 14.2%）は低い（観光利用については、下記（4）を参照）。第1次産業の中ではどの島も農業従事者の割合が高い。耕地率は、奄美大島（周辺の加計呂麻島、請島、与路島等を含む）は 2.6%（2,172ha）、徳之島は 27.8%（6,882ha）、沖縄島北部は 4.0%（1,371ha）、西表島の 2.3%（654ha）となっており、それぞれの状況は異なる。

中琉球及び南琉球では、古くから日常生活のほか、製糖、製塩や鰹節生産などの産業用の燃料として薪、建築用材、枕木、移出用の木炭の生産などで森林が利用されており、近年は、チップ生産等も行われている。この地域の亜熱帯多雨林を特徴づけるスダジイは、萌芽再生能力が極めて旺盛なため、この再生能力の範囲内における林業が景観や生物多様性との両立を可能とし、絶滅危惧種や固有種の生息・生育地の維持につながってきた。

奄美大島では民有林を中心に林業の振興も図られ、常緑広葉樹の天然更新（35～45年周期）によるチップ生産が1960年代から行われてきたが、木材生産量は1970年代初頭の約20万m³をピークに約10万m³へと半減し、1990年代半ば以降は大規模な林業は行われていない（米田、2016）。

徳之島は農業が盛んな島で、1960年代から70年代頃にチップ生産が行われたが、現在は大規模な林業は行われていない。

沖縄島においては、伐採、製材加工と合わせ、育苗や造林も行われてきた。近年の収穫伐採面積は戦後復興期の約1/70まで減少し、森林の蓄積量は本土復帰時の約3倍に増加している。

西表島では、島民が日常生活で木材を利用してきた以外には、大規模な林業は行われておらず、豊かな自然が残っている（鹿児島大学、2013）。

(2) 歴史

琉球列島に人が住み始めたのは、遅くとも3万年前の旧石器時代まで遡る。約6,000年前から縄文文化の影響を受け、土器や磨製石器を使う「貝塚時代」がはじまったと考えられている。この時代の人々は、旧石器時代と同様、サンゴ礁域の魚貝類、陸地の動植物を食料とする自然採集を中心に生活していたと考えられ（外間、1986；高良、1993）、遅くとも貝塚時代中期（3,000年前頃）以降には、琉球列島の各地に定住的な集落が現れている（安里・土肥、1999；早石、2011）。

沖縄島では 10～12 世紀に成立した自衛的な農村集落を出発点として、各地に領主的豪族層が群雄割拠した後、1429 年に琉球王国が成立した。琉球王国は、1447 年には奄美大島・徳之島を支配下に置き、1500 年には西表島を統治下に置いたが、1600 年代に奄美群島は琉球王国から分割されて、事実上薩摩藩に属することになった。

琉球王府は 18 世紀に、杣山（そまやま）制度を導入し、境界を明確にして行政区画単位ごとに山林を分割した（三輪、2011）ほか、運用・制限規則と違反に対する罰則、階層的な監視体制などの諸制度を整備（仲間、1984）するなど、種々の森林管理や利用に係る規定を整備することで、沖縄島北部の森林の保護育成と回復に努めた。また、様々な森林管理の技術指導も行われた。これらの制度は 1972 年の本土復帰近くまで沖縄島北部では自立的に維持されてきたことが確認されている。地域社会がこれらの制度・慣習を巧みに利用・改変して自らの資源管理に役立ててきたと考えられている（三輪、2011）。1944 年～1945 年には、沖縄県が第二次世界大戦の戦場となった。戦後は奄美群島と沖縄県は米軍の施政権下におかれ、1953 年に奄美群島、次いで 1972 年に沖縄県の施政権が日本に返還された（鹿児島県大島支庁、2014；日本国、1996）。沖縄県内の米軍基地は、本土復帰後に次第に整理・統合が進められたが、2017 年までに返還されたのは 1972 年当時の約 34%である。2017 年 3 月現在、沖縄県には約 18,822ha の米軍基地があり、それは、沖縄県土面積の約 8%を占めている。特に、沖縄島北部では、2016 年 12 月に約 4,166ha（共同使用面積を含む）が返還され、そのうち約 2,793ha が推薦地に含まれる。現在、国頭村には約 1,446ha（村面積の約 7%）、東村には約 2,267ha（村面積の約 28%）の米軍基地があり、その大部分の約 3,658ha は北部訓練場として使用されている（沖縄県知事公室基地対策課、2018）。奄美群島においても、沖縄県においても、地理的・自然的条件による制約がもたらす本土との格差に加え、歴史的経緯等に鑑み、特別措置法とそれに基づく計画によって、振興事業等が行われてきた。

（3）自然と人との共生の文化

推薦地の森林は、完全に原生状態の亜熱帯多雨林は少なく、大半は古くから人の手が入っているものの、固有性が高く、かつ、希少な多くの動植物種の生息・生育場所となっている。この背景には、地域住民が長い年月をかけて、固有な動植物を含む自然資源を利用して生活を営んできた中で培われた自然や風景に対する認識とそれに基づく自然とのつきあい方、そこから生まれ引き継がれた生活文化がある（環境庁、1999；鹿児島県、2003；鹿児島大学、2013）。

中琉球・南琉球の人々の伝統的な暮らしは、周辺の自然と密接に関わっていた。一般的に、集落を中心として前面の海で魚介類を採取し、川で物を洗い、タナガ（テナガエビの方言）などを採り、背後の山野で田畑を開墾するとともに、薪や材木を伐りだして生活の糧とするというように、集落が周囲の海や山と一体となった生活を営んできた。

海の彼方には神々のいる理想郷（地域によってネリヤ・カナヤ、ニライ・カナイ、リュウ

グウなどと呼ばれる)があり、豊穰や災害をもたらすと信じられてきた。琉球王国時代には、神々を迎え、送り出す祭事や農耕儀礼、年中行事を司るノロ(信仰における女司祭)制度ができた。その時代に生まれたと思われる行事や芸能は、現在では住民の高齢化や若者の減少による過疎化の波にさらされつつも、集落の伝統として存続しており、自然環境に根ざした文化が色濃く残っている。

また、信仰は集落の構造にも影響を与え、信仰空間とともに、前面の海や背後の山と一体的な集落空間(景観)が形成されてきた。土地利用は、集落を中心に同心円状に耕地、薪炭利用区域、建築材利用地域、あまり手を入れない源流の奥地と合理的に使い分け、源流域を守ってきた空間概念が見られる。また、神の領域への侵入をコントロールするためのタブーや戒めが存在し、それが精霊(地域によってケンムン、キジムナー又はブナガヤなどと呼ばれる)や山の神との遭遇体験、聖なる空間の存在など、様々なかたちで島民の間に引き継がれ、守られてきた。

このように、中琉球・南琉球においては、山、森、川、海のすべてが生活圏であり、自然環境の長期的な利用を行いつつ、その恩恵に対する感謝と畏敬の念を伝統的な信仰等という形で表し、その環境に暮らしが支えられているとの認識が見られる。

(4) 観光利用

奄美大島、徳之島、沖縄島へは、本土から定期空路及び定期海路が運航しており、空港及び港から推薦地までは道路網が整備されている。また、西表島は、本土及び沖縄島から近隣の石垣島までは定期空路が、石垣島からは定期海路が運行している。

奄美大島と徳之島を有する奄美群島と、沖縄島北部と西表島を有する沖縄県では、観光業に関する状況は大きく異なる。

奄美群島における 2017 年の入込客数(観光客のみならず地域住民やビジネス客も含む。)は、群島全体で約 83 万人、奄美大島で約 47 万人、徳之島で約 13 万人である(鹿児島県大島支庁, 2018a, b)。

一方、沖縄県では観光が基幹産業に位置づけられており、2017 年の入域観光客数は約 940 万人となり過去最高を記録している(沖縄県観光政策課, 2018)。このうち、沖縄島北部 3 村の観光客数に関する正確な統計データはないが、過去 5 年間平均で沖縄県への入域観光客の約 7 %程度(67 万人程度)が沖縄島北部 3 村を訪問していると推定されている(沖縄県文化観光スポーツ部, 2017)。西表島の 2017 年の観光客数は約 32 万人である(竹富町商工観光課, 2017)。

奄美大島の観光形態としては、本土からの LCC 新規航路の開設等を踏まえ、大型バスによる団体周遊のほか、レンタカーによる個人周遊の観光客が増えている。自然景勝地や観光施設の周遊、海水浴やスノーケリングなどのマリンレジャーを楽しむ観光客が多い。ガイドを伴う主な利用はマングローブ林におけるカヌーや夜の野生動物観察のツアーである。奄美

大島の主な利用場所と利用者数を図 8 に示した。

徳之島の主な観光形態は、自然景勝地を中心にレンタカーによる個人周遊観光が主である。海水浴やスノーケリングなどのマリンレジャーを楽しむ観光客も多い。近年、ガイドを伴う陸域のエコツアーや、野生生物観察施設の整備等が進められつつある。徳之島の主な利用場所と利用者数を図 8 に示した。

沖縄島北部は、沖縄島中南部に滞在して、車により日帰りで辺戸岬や大石林山、比地大滝等の観光地・施設を巡る周遊型観光が中心で、このほか、国頭村内のリゾート施設への滞在（年間約 14 万人）や、マングローブ林におけるカヌーツアーなど、自然や生活文化を体験するエコツアーで利用されている。沖縄島北部の主な利用場所と利用者数を図 9 に示した。

西表島の観光の特徴は、観光客の約 8 割が東部地区にある大原港を西表島観光の起終点としていることや、冬期に団体旅行が多いこと、また、石垣島を宿泊拠点に日帰りで西表島を訪問し、東部地区の仲間川や由布島を周遊後に他の島へ移動する周遊型観光が中心であることが挙げられる（沖縄振興開発金融公庫，2014；沖縄県環境部ほか，2018）。また、年間 5 万人前後（沖縄県環境部ほか，2018）と観光客全体に占める割合は少ないが、1990 年代半ばからエコツアー利用者が増加し、その形態も多様化が進んでいる。近年では、クルーズ船の大型化や近隣の石垣島への寄港回数の増加を背景に外国人観光客の増加が見られる。西表島における主な利用場所と利用者数を図 10 に示した。

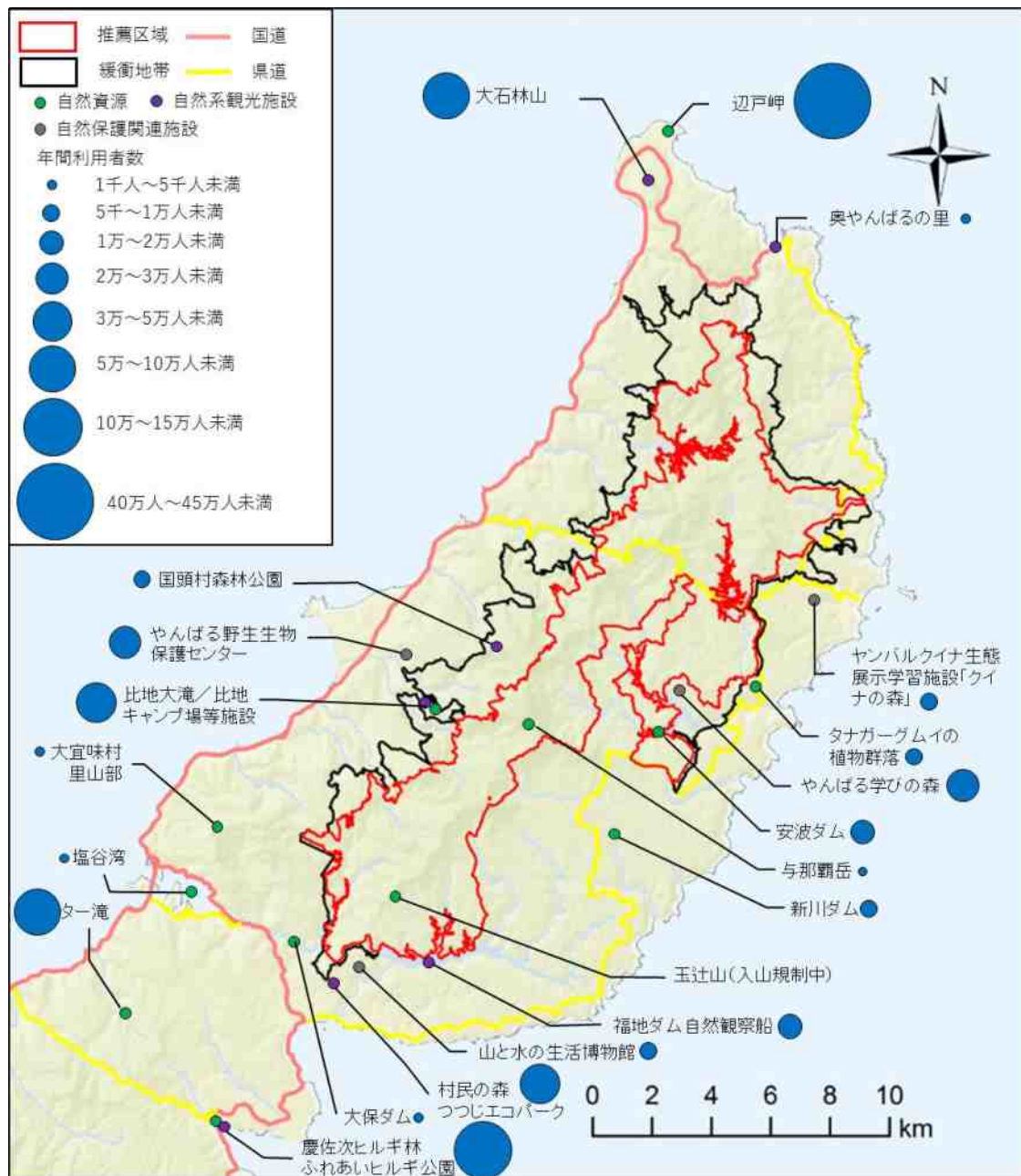


図9 沖縄島北部における主な利用場所及び利用者数

※利用者数の●の表示がない地点は利用者数データが得られていない。

出典：沖縄県，2014．奄美・琉球世界自然遺産登録に向けた自然環境の利用と保全の現状及び将来の利用予測調査．をもとに作成．年間利用者数が1000人未満の場所、及び、自然と関係が薄いと思われる利用地点・施設等は省略した。

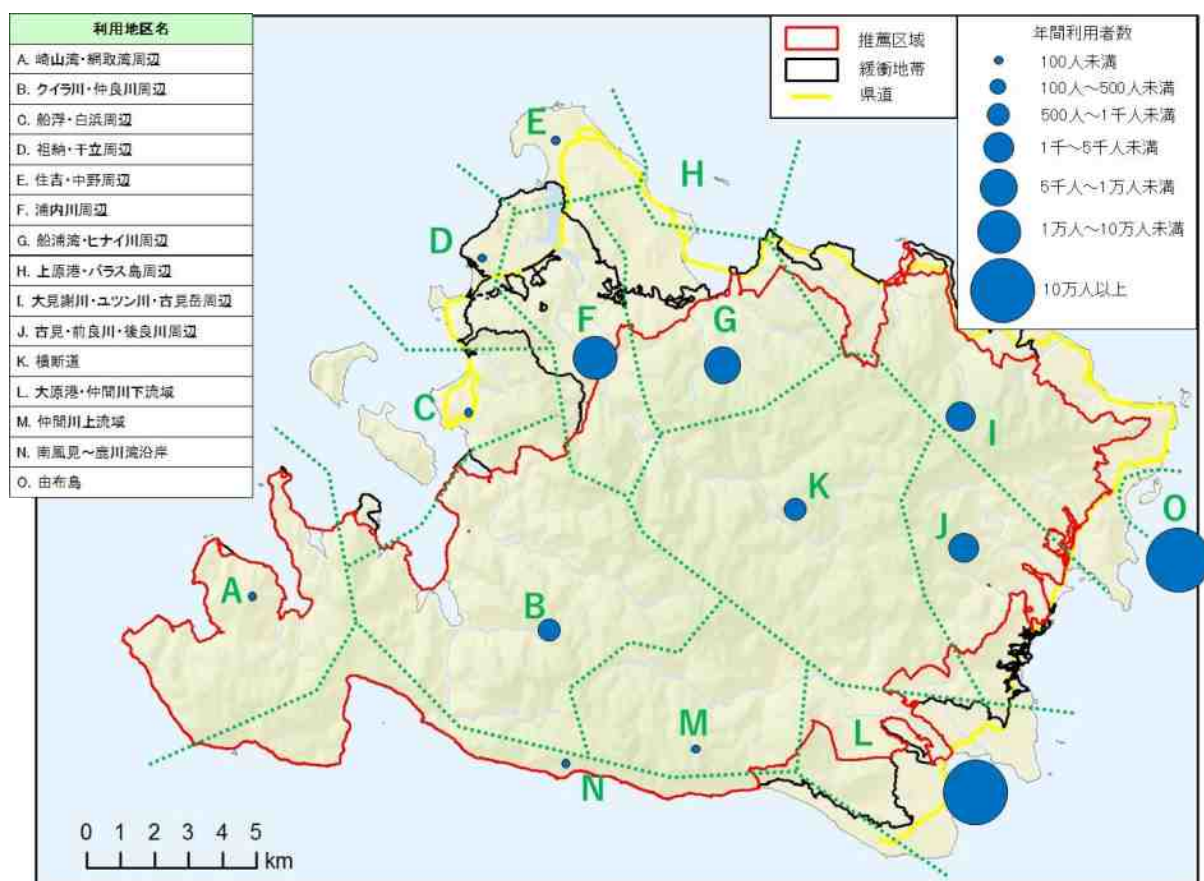


図 10 西表島における主な利用場所及び利用者数

出典：環境省那覇自然環境事務所，2016．平成 28 年度西表島における自然環境保全と利用のあり方に関する調査検討業務報告書

4. 管理の目標

1) 全体目標

管理機関及び関係者は、推薦地と緩衝地帯及び周辺管理地域の保全・管理に当たって、推薦書に記載した以下の顕著な普遍的価値を、将来にわたって維持、強化することを目標として共有する。

○クライテリア（x）生物多様性

推薦地は、地球規模で生物多様性保全上の重要性が認識されている日本列島の中でも生物多様性が突出して高い地域である中琉球・南琉球の代表であり、中琉球・南琉球の島嶼における独特で豊かな生物多様性の生息域内保全において、最も重要な自然の生息地を包含している。推薦地は国際的絶滅危惧種 95 種を含め、多くの分類群において種数が多い地域であり、また、その割合も多い。さらに推薦地には固有種が多く、固有種率も高い。それらには、中琉球及び南琉球の成立過程を背景として、多くの遺存固有種及び／または独特な進化を遂げた種が含まれている。推薦地は、これらの顕著な普遍的価値を有する固有種や国際的絶滅危惧種の生息域内保全において、世界的なかけがえのなさが高い地域を含んでいる。

2) 地域区分別目標

（1）推薦地

人為的干渉を最小限に抑え、自然の推移による変化を注意深く見守るとともに、希少種の保護増殖や外来種等の課題について必要な対策を講じることにより、構成資産の顕著な普遍的価値を自然状態で確実に維持する。

（2）緩衝地帯

観光や農林業等の人為的活動との共存を図るとともに、希少種の保護増殖や外来種等の課題について推薦地の保全・管理に必要な補完的な対策を講じること等により、構成資産の顕著な普遍的価値の維持に資する緩衝機能を確保する。

（3）周辺管理地域

地域社会が構成資産の顕著な普遍的価値への理解を共有し、構成資産に影響を与える脅威を排除・低減するとともに、持続可能な利用の促進により、推薦地の顕著な普遍的価値の将来的な維持と保護管理に貢献する。また、これらの取組への地域社会の参加・協働を促し、地域の生物多様性の保全と地域社会の持続的発展との両立を実現する。

3) 地域参加型管理目標

計画対象区域は、顕著な普遍的価値を表す固有種・希少種等が生息・生育する環境と住民生活や産業活動の場が非常に近接し、また一部は重複する場合もあることが特徴である。この地域では自然資源を利活用した文化・産業が育まれており、その中で顕著な普遍的価値が維持されてきたことを踏まえ、関係者はこの顕著な普遍的価値及び自然と人との共生の歴史について正しく理解するとともに、今後も、自然と人との共生を通じて、推薦地の優れた自然環境を維持し、後世に引き継ぐという共通認識を持つものとする。

そのためには、地域社会における人材育成、普及啓発、情報の共有・活用を推進することにより、地域社会（地域住民、土地所有者、利用者など）が推薦資産の管理に日常的に参画することが重要である。

また、地域区分別の自然資源の利用においては、緩衝地帯や周辺管理地域では、推薦地の顕著な普遍的価値を損なうことなく、持続可能な利用を行うことを前提に、地域産業の振興との両立を図っていく。

さらに、緩衝地帯や周辺管理地域のうち、特に推薦地に隣接する箇所や推薦地と推薦地の間に位置する箇所においては、地域住民、土地所有者、利用者等と連携・協力して自然環境の回復・復元、外来種の防除や希少種の保全などにより、推薦地の顕著な普遍的価値の維持を支える生態系の連続性の確保を図り、緩衝機能の強化に取り組む。

このような視点に基づく取組によって、顕著な普遍的価値の維持と地域の持続的な発展が両立する状態を目指す。

5. 管理の基本方針

管理機関及び関係者は、上記の目標を達成するために、以下に示す管理の基本方針及び、この下位計画として別途作成する地域別の行動計画に基づき、積極的な連携・協力のもと保全・管理を行う。

1) 保護制度の適切な運用

推薦地の顕著な普遍的価値を表す遺存固有種、新固有種及び絶滅危惧種とその重要な生息・生育地の将来にわたる存続を保証し、その顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある開発等の人為的影響から確実に保護するため、国内法令等に基づく保護制度を適用し、適切に運用する。

このうち、国立公園、森林生態系保護地域及び鳥獣保護区は主に重要な生息・生育地の保全を主眼とした制度、天然記念物及び希少野生動植物種の保護に関する法令等は主に推薦地の顕著な普遍的価値を表す希少種・固有種の保全を主眼とした制度、外来種対策に関する法令等は主に推薦地の顕著な普遍的価値を表す希少種・固有種に対する脅威の除去を主眼とした制度である。

(1) 国立公園

「国立公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、環境大臣が「自然公園法」に基づき指定及び管理する地域である。

同法に基づき、奄美大島及び徳之島は2017年3月に「奄美群島国立公園」に指定された。奄美大島の推薦区域には私有地等が多かったため、推薦地の価値の保護が強固に担保されるよう、2016年より環境省及び鹿児島県において公有地化を進めており、引き続き公有地化を進める。沖縄島北部は、2016年9月に「やんばる国立公園」に指定されるとともに、2016年12月に返還された米軍北部訓練場の返還地の約9割を2018年6月に国立公園の公園区域に編入した。西表島は1972年に「西表国立公園」に指定され、2003、2007、2011年度の見直し・拡張及び「西表石垣国立公園」への名称変更を経て、2016年4月にほぼ全島を区域としてさらなる区域拡張がなされた。

各国立公園のうち「特別保護地区」及び「第1種特別地域」は、特に厳格な行為規制を伴う。また、「第2種特別地域」は、地域の農林業活動と調整を図りつつ、一定の行為規制を伴う。「第3種特別地域」は、一定の行為規制を伴うが、通常の農林業活動については、原則として許容されている。「普通地域」は、大規模な行為のみ届出が必要である。

表1 推薦地を含む国立公園一覧

名称	所在地	面積 ha	指定日
		全域（陸地）	
奄美群島国立公園	奄美大島、徳之島	42,181	2017年3月7日
やんばる国立公園	沖縄島北部	17,311	2016年8月15日
西表石垣国立公園	西表島	40,653	1972年5月15日

（2）森林生態系保護地域

「森林生態系保護地域」は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的としている。「森林生態系保護地域」は、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に定める「地域管理経営計画」において設定し管理する地域である。

本制度に基づき、奄美大島及び徳之島には2013年3月に「奄美群島森林生態系保護地域」を設定し、沖縄島北部には2017年12月に「やんばる森林生態系保護地域」を設定した。西表島には1991年3月に「西表島森林生態系保護地域」を設定し、2012年の区域拡充を経て、2016年にさらなる拡充が図られた。

森林生態系保護地域のうち、「保存地区」は、原則として、人為を加えずに自然の推移に委ねることとしている。また、「保全利用地区」は、保存地区の緩衝の役割を果たすものであり、保存地区に準じた取扱いを行うこととしている。なお、森林生態系保護地域では、学術研究、自然観察教育等の行為は行うことが出来るものとしている。

表2 推薦地を含む森林生態系保護地域一覧

名称	所在地	面積 ha	指定日
奄美群島森林生態系保護地域	奄美大島・徳之島	4,820	2013年3月15日
やんばる森林生態系保護地域	沖縄島北部	3,007	2017年12月25日
西表島森林生態系保護地域	西表島	22,366	1991年3月28日

（3）鳥獣保護区

「国指定鳥獣保護区」は、国際的又は全国的な鳥獣保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める地域について、環境大臣が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定する地域である。「県指定鳥獣保護区」は、同法に基づき、地域の鳥獣の保護のため重要と認める地域について都道府県知事が指定する地域である。国指定及び県指定鳥獣保護区内では狩猟が禁止される。また、鳥獣の保護又は生息地の保護を図るために特に必要がある区域は「特別保護地区」に指定され、一定の開発行為が規制されている。

国指定鳥獣保護区には、奄美大島にはアマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツ

グミ、オーストンオオアカゲラ等の希少鳥獣の生息地として「湯湾岳鳥獣保護区」が 1965 年に、沖縄島北部 3 村においてはノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ等の希少鳥獣の生息地として「やんばる（安田）鳥獣保護区」と「やんばる（安波）鳥獣保護区」が 2009 年に、西表島においてはイリオモテヤマネコ、カンムリワシ等の希少鳥獣の生息地として「西表鳥獣保護区」が 1992 年に指定されている。鹿児島県指定鳥獣保護区は、奄美大島に 17 箇所、徳之島に 3 箇所あり、沖縄県指定鳥獣保護区は沖縄島北部に 4 箇所ある。

表 3 推薦地を含む 4 地域の国指定鳥獣保護区一覧

名称	所在地	面積 ha	存続期間
湯湾岳 鳥獣保護区	奄美大島	320	2005. 11. 1～2025. 10. 31
やんばる（安田）鳥獣保護区	沖縄島北部	1,279	2009. 11. 1～2029. 10. 31
やんばる（安波）鳥獣保護区	沖縄島北部	465	2009. 11. 1～2029. 10. 31
西表 鳥獣保護区	西表島	10,218	2011. 11. 1～2031. 10. 31

表 4 推薦地を含む 4 地域の鹿児島県指定鳥獣保護区一覧

名称	所在地	面積 ha	存続期間
名瀬小学校 鳥獣保護区	奄美市	3	2017. 11. 1～2027. 10. 31
笠利崎 鳥獣保護区	奄美市	425	2017. 11. 1～2027. 10. 31
金作原 鳥獣保護区	奄美市	297	2017. 11. 1～2027. 10. 31
金川岳 鳥獣保護区	奄美市	158	2018. 11. 1～2028. 10. 31
赤崎 鳥獣保護区	奄美市	156	2009. 11. 1～2019. 10. 31
大和小中学校 鳥獣保護区	大和村	3	2009. 11. 1～2019. 10. 31
蒲生崎 鳥獣保護区	奄美市	45	2009. 11. 1～2019. 10. 31
らんかん山 鳥獣保護区	奄美市	1	2009. 11. 1～2019. 10. 31
おがみ山 鳥獣保護区	奄美市	11	2009. 11. 1～2019. 10. 31
節子小中学校 鳥獣保護区	瀬戸内町	3	2010. 11. 1～2020. 10. 31
犬田布 鳥獣保護区	伊仙町	1,150	2010. 11. 1～2020. 10. 31
大瀬海岸 鳥獣保護区	奄美市	172	2010. 11. 1～2020. 10. 31
神之嶺小学校 鳥獣保護区	徳之島町	3	2011. 11. 1～2021. 10. 31
長雲峠 鳥獣保護区	龍郷町	35	2013. 11. 1～2023. 10. 31
八津野 鳥獣保護区	瀬戸内町	302	2014. 11. 1～2024. 10. 31
住用 鳥獣保護区	奄美市	378	2014. 11. 1～2024. 10. 31
内海公園 鳥獣保護区	奄美市	71	2014. 11. 1～2024. 10. 31
山間 鳥獣保護区	奄美市	73	2015. 11. 1～2025. 10. 31
ホノホシ 鳥獣保護区	瀬戸内町	326	2015. 11. 1～2025. 10. 31
母間 鳥獣保護区	徳之島町	310	2016. 11. 1～2026. 10. 31

表5 推薦地を含む4地域の沖縄県指定鳥獣保護区一覧

名称	所在地	面積 ha	存続期間
大保 鳥獣保護区	大宜味村	240	2004. 11. 1～2024. 10. 31
西銘岳 鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	国頭村	84	2015. 11. 1～2035. 10. 31
佐手 鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	国頭村	158	2015. 11. 1～2035. 10. 31
与那覇岳 鳥獣保護区（特別保護地区を含む）	国頭村	666	2015. 11. 1～2035. 10. 31

（4）天然記念物

「天然記念物」は、動植物（生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む）や地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」に基づき指定するものである。また、鹿児島県文化財保護条例、沖縄県文化財保護条例に基づき、各県の教育委員会は、同様に県指定天然記念物を指定することができる。

同法に基づき、推薦地を含む4地域において、国指定天然記念物として30件、県指定天然記念物として22件が指定されている。

これらの天然記念物には現状変更やその保存に影響を及ぼす行為に対して、原則として文化庁長官又は各県教育委員会の許可が必要とされ、法的に保護されている。

表6 推薦地を含む4地域の国指定天然記念物一覧

名称	種別	所在地	指定年月日 (特別天然記念物指定)
アマミノクロウサギ	特別天然記念物	奄美大島、徳之島	1921年3月3日 (1963年7月4日)
ノグチゲラ	特別天然記念物	沖縄島北部	1972年5月15日 (1977年3月15日)
イリオモテヤマネコ	特別天然記念物	西表島	1972年5月15日 (1977年3月15日)
カンムリワシ	特別天然記念物	西表島	1972年5月15日 (1977年3月15日)
アカヒゲ	天然記念物	奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島	1970年1月23日
オカヤドカリ	天然記念物	奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島	1970年11月12日
カラスバト	天然記念物	奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島	1971年5月19日
ルリカケス	天然記念物	奄美大島	1921年3月3日
オーストンオオアカゲラ	天然記念物	奄美大島	1971年5月19日

名称	種別	所在地	指定年月日 (特別天然記念物指定)
オオトラツグミ	天然記念物	奄美大島	1971 年 5 月 19 日
神屋・湯湾岳	天然記念物	奄美大島	1968 年 11 月 8 日
大和浜のオキナワウラ ジロガシ林	天然記念物	奄美大島	2008 年 3 月 28 日
徳之島明眼の森	天然記念物	徳之島	2013 年 3 月 27 日
ケナガネズミ	天然記念物	奄美大島、徳之 島、沖縄島北部	1972 年 5 月 15 日
トゲネズミ	天然記念物	奄美大島、徳之 島、沖縄島北部	1972 年 5 月 15 日
リュウキュウヤマガメ	天然記念物	沖縄島北部	1975 年 6 月 26 日
ヤンバルクイナ	天然記念物	沖縄島北部	1982 年 12 月 18 日
ヤンバルテナゴコガネ	天然記念物	沖縄島北部	1985 年 5 月 14 日
与那覇岳天然保護区域	天然記念物	沖縄島北部	1972 年 5 月 15 日
安波のタナガーグムイ の植物群落	天然記念物	沖縄島北部	1972 年 5 月 15 日
田港御願の植物群落	天然記念物	沖縄島北部	1972 年 5 月 15 日
慶佐次湾のヒルギ林	天然記念物	沖縄島北部	1972 年 5 月 15 日
セマルハコガメ	天然記念物	西表島	1972 年 5 月 15 日
リュウキュウキンバト	天然記念物	西表島	1972 年 5 月 15 日
キシノウエトカゲ	天然記念物	西表島	1975 年 6 月 26 日
船浦のニッパヤシ群落	天然記念物	西表島	1972 年 5 月 15 日
ウブンドルのヤエヤマ ヤシ群落	天然記念物	西表島	1972 年 5 月 15 日
星立天然保護区域	天然記念物	西表島	1972 年 5 月 15 日
仲間川天然保護区域	天然記念物	西表島	1972 年 5 月 15 日
古見のサキシマスオウ ノキ群落	天然記念物	西表島	1978 年 3 月 22 日

表 7 推薦地を含む 4 地域の県指定天然記念物一覧

名称	県	所在地	指定年月日
イボイモリ	鹿児島県	奄美大島、徳之島	2003 年 4 月 22 日
イシカワガエル	鹿児島県	奄美大島	2003 年 4 月 22 日
オビトカゲモドキ	鹿児島県	徳之島	2003 年 4 月 22 日
オットンガエル	鹿児島県	奄美大島	2005 年 4 月 19 日
アマミハナサキガエル	鹿児島県	奄美大島、徳之島	2011 年 4 月 19 日
請島のウケユリ自生地	鹿児島県	奄美大島	2008 年 4 月 22 日
犬田布海岸のメランジ 堆積物	鹿児島県	徳之島	2009 年 4 月 21 日
フタオチョウ	沖縄県	沖縄島北部	1969 年 8 月 26 日
コノハチョウ	沖縄県	沖縄島北部、西表 島	1969 年 8 月 26 日
イボイモリ	沖縄県	沖縄島北部	1978 年 11 月 9 日

名称	県	所在地	指定年月日
クロイワトカゲモドキ (マダラトカゲモドキ も含む)	沖縄県	沖縄島北部	1978 年 11 月 9 日
ホルストガエル	沖縄県	沖縄島北部	1985 年 3 月 29 日
ナミエガエル	沖縄県	沖縄島北部	1985 年 3 月 29 日
イシカワガエル	沖縄県	沖縄島北部	1985 年 3 月 29 日
アマミヤマシギ	沖縄県	沖縄島北部	1994 年 2 月 4 日
安波のサキシマスオウ ノキ	沖縄県	沖縄島北部	1959 年 12 月 16 日
大宜味御嶽のビロウ群 落	沖縄県	沖縄島北部	1974 年 2 月 22 日
喜如嘉板敷海岸板の干 瀬	沖縄県	沖縄島北部	1974 年 2 月 22 日
比地の小玉森の植物群 落	沖縄県	沖縄島北部	1991 年 4 月 2 日
アサヒナキマダラセセ リ	沖縄県	西表島	1978 年 4 月 1 日
ヨナグニサン	沖縄県	西表島	1985 年 3 月 29 日
船浮のヤエヤマハマゴ ウ	沖縄県	西表島	1959 年 12 月 16 日

(5) 希少野生動植物種の保護に関する法令等

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づいて指定された国内希少野生動植物種に関しては、捕獲、採取、殺傷、損傷、譲渡等が原則禁止されており、推薦地では国内希少野生動植物種のうち動物 31 種、植物 28 種が生息・生育している。加えて、特に必要な種については、保護増殖事業計画等を策定し、種ごとに継続的な生息状況の把握、生息環境の維持・改善、人工繁殖及び個体の野生復帰、普及啓発、関係機関による連携の確保等を図っている。

推薦地のうち奄美大島、徳之島が属する奄美群島においては、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」が制定されており、動物 8 種、植物 15 種の捕獲、採取等が禁止されている。さらに、奄美大島では 5 市町村共通の、徳之島では 3 町共通の「希少野生動植物の保護に関する条例」がそれぞれ制定されており、奄美大島では動物 21 種、植物 35 種、徳之島では動物 5 種、植物 26 種の捕獲、採取等が禁止されている。また、沖縄県及び沖縄島北部 3 村においても、同様に希少野生動植物やその生息地の保護を目的とした条例等の制定に向けた検討が進められている。西表島を含む竹富町においては、大幅に改正された「竹富町自然環境保護条例」が 2017 年 4 月に施行され、動物 26 種、植物 17 種の捕獲、採取等が禁止されている。

管理機関は、これらの関連する法令等に基づき、連携して希少野生動植物の保護に関する取組を推進していく。

（６）外来種対策に関する法令等

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、海外から導入された生物であって、在来生態系等へ被害を及ぼす又はそのおそれがあると認められるものを「特定外来生物」に指定し、飼養、保管、運搬、栽培、放出、譲渡、輸入等を規制している。管理機関は、これらの関連する法律、条令等に基づき、連携して外来種による生態系等に係る被害の防止に関する取組を推進していく。

鹿児島県においては、指定した外来動植物について、適切な施設に収容して飼養することを義務付けるとともに、放出を禁止することのできる条例の制定を検討中である。制定後は、これに基づく外来種の総合的な対策を推進することとしている。

沖縄県においては、外来種対策の指針や公有水面の埋立行為に際して外来種の混入を防止する条例を制定しているほか、外来種対策も盛り込んだ希少種保護の条例制定に向けて作業中である。また、西表島を含む竹富町においては、飼養施設外への放出等が禁止される竹富町自然環境保護条例の指定外来生物として、動物 12 種、植物 7 種が指定されている。

２）外来種による影響の排除・低減

（１）侵略的外来種の侵入状況の監視及び侵入初期における防除

侵略的外来種は、希少種をはじめとする在来種を捕食することで在来生態系等への直接的な脅威となる、あるいは、種間関係のバランスの崩壊、遺伝的攪乱、病原菌や寄生虫の侵入等を引き起こし、希少種をはじめとする在来種の生息・生育への間接的脅威となるおそれがある。なお、侵略的外来種については、国外を由来するものだけではなく、国内を由来とするものであっても、その自然分布域を越えて導入される生物種が含まれている。それら侵略的外来種に関しては、侵入状況の監視による早期発見及び侵入初期における防除が重要である。

管理機関は、計画対象区域への侵入経路となる懸念がある場所や定着するおそれのある場所には特に留意し、侵入状況の監視を行い、侵略的外来種の早期発見を図る。また、優先的に対策を実施すべき侵略的外来種の選定を行い、侵入が確認された場合の速やかな防除活動が効果的に実施できる体制の構築を進める。さらに、地域住民、観光客、動植物の販売業者、工事関係者や交通事業者等の関係者に対し、外来種のリスクや予防措置についての周知を継続して実施する。

地域住民、観光客、動植物の販売業者、各種事業者等関係者は、これらの種を意図的又は非意図的に当該地域に導入することのないよう、自然環境へ及ぼす外来種のリスクについて理解し、侵入予防のための行動をとる。

今後も各主体が連携して、侵略的外来種の非意図的導入を予防する行動をとることにより、侵略的外来種の侵入・定着・拡散を抑制していく。

（２）既に侵入・定着が確認されている侵略的外来種の防除事業の計画的推進

計画対象区域に既に侵入・定着が確認されている侵略的外来種のうち、奄美大島と沖縄島北部に侵入・定着している特定外来生物のフイリマンガースに関しては、防除事業を継続的に実施してきた結果、各島におけるマンガースの生息域・生息密度は大幅に低減してきている。奄美大島では 2022 年度、沖縄島北部では 2026 年度までの完全排除を目標とする防除実施計画が策定されており、引き続き同計画に基づき防除事業を重点的に実施する。

また、計画対象区域への侵入・定着が確認されているツルヒヨドリやアメリカハマグルマなどの侵略的外来植物に関しては、地域住民・民間企業・NPO 等の参加・協力による防除事業の実施等により、今後も推薦地への侵入・拡散の抑制に継続的に取り組んでいく。

西表島において侵入が確認されたオオヒキガエルやシロアゴガエルなどの侵略的外来カエル等については、防除に関する計画などに基づき、侵入の早期発見と初期段階の迅速な防除事業の実施に加え、再侵入を防止するため侵入源となる石垣港周辺での対策事業を引き続き継続していく。

また、上記以外の既に侵入・定着が確認されている侵略的外来種に関しても、推薦地の顕著な普遍的価値を表す遺存固有種、新固有種及び絶滅危惧種とその重要な生息・生育地への影響のリスク、防除技術の確立状況等を勘案しながら、必要性、緊急性の高い外来種防除事業を、地域住民及び関係団体と連携しながら、管理機関が一体となって計画的に推進していく。特に、国が作成する生態系被害防止外来種リストの他、鹿児島県においては、現在検討している外来動植物対策に関する条例に基づき指定される外来動植物について、また、沖縄県においては、沖縄県外来種対策指針に基づく沖縄県対策外来種リストの防除対策外来種に選定された外来種について、優先的かつ戦略的に防除を実施していく。

（３）ネコ・イヌによる影響の排除・低減

計画対象区域では、ネコやイヌによる希少種の捕食が確認されている。また希少種への感染等の影響が懸念されており、例えば西表島ではネコによるイリオモテヤマネコへのネコ免疫不全ウイルス（FIV）への感染等も懸念されることから、希少種の保護のためにネコ・イヌの影響を排除・低減することが重要である。

このためには、希少種の生息域における取組だけでなく、ネコ・イヌの発生源対策が重要である。ネコ・イヌについては動物の愛護及び管理に関する法律や狂犬病予防法において所有者の責務等が規定されている他、さらに具体的に、ネコについては、推薦地を含む 4 地域の関係市町村の全てがネコの適正飼養に関する条例を制定しており、飼い猫の登録、マイクロチップの挿入、放し飼いの制限、遺棄の禁止等を進めている。また、イヌについては、鹿児島県では「動物の愛護及び管理に関する条例」において飼い主による犬の係留の義務や係留されていない犬の捕獲等を定め、さらに奄美大島の奄美市、沖縄島北部の 3 村及び西表島を含む竹富町が飼い犬に関する条例を定め、同様の規定をしている。引き続き、条例等に対

する地域住民の理解・意識向上のための普及啓発を進めるとともに、条例等の適切な運用を図る。

また、関係行政機関、NPO 等が連携・協力し、希少種生息域（森林内）にいるネコ・イヌの把握及び情報共有、捕獲、排除、新たな飼い主への譲渡、適正飼養の推進（条例による登録義務づけ、不妊化・室内飼育推奨、遺棄の防止）等を検討又は実施しており、この取組を進める。

特に、奄美大島のネコ管理に関しては、2018 年 3 月に、環境省、鹿児島県及び 5 市町村により「奄美大島における生態系保全のためのネコ管理計画（2018 年度～2027 年度）」が策定された。本計画に基づき、関係機関が連携・協力しながら、ネコによる在来種への影響を排除・低減するため、ネコの捕獲等及び発生源対策を進めている。また希少種への影響を排除・低減するため、徳之島のネコと沖縄島北部のネコ・イヌについて捕獲及び発生源対策を引続き推進していく。

（４）飼育・栽培個体等による生態系への影響の防止

地域住民や事業者などにより飼育・栽培されている生物種が逸出・遺棄してしまうと、希少種の捕食や、競合が発生するなど生態系への影響が懸念される。また、推薦地には固有種・固有系統が多いため、元々日本に生息地を持たない外来種、推薦地に生息地を持たず本土にのみ生息する近縁種、中琉球及び南琉球内の異なる島の在来種（国内由来の外来種）や同種・亜種でも遺伝的形質の異なる集団が持ちこまれると、交雑による遺伝的攪乱が生じることが懸念される。

そのため、生態系への影響排除や在来種とその近縁種との間の交雑による遺伝的攪乱のリスク低減に向けて、情報収集、当該近縁種の計画対象区域内への意図的導入の防止や、飼育・栽培個体の管理（放出の防止等）の徹底について、地域住民及び一次産業従事者等への普及啓発を推進し、理解促進と協力体制の確保を継続して進め、飼育・栽培個体等による生態系への影響を排除・低減する。

鹿児島県においては、指定した外来動植物について、適切な施設に収容して飼養することを義務付けるとともに、放出を禁止することのできる条例の制定を検討中である。

竹富町においては、指定した外来生物について、規則で定める基準に適合する飼養施設に収容して飼養することを義務付けるとともに、飼養施設外への放出等や適合飼養等施設を備えていない者への譲渡を禁止している。

３）希少種への人為的影響の防止

（１）希少種の違法採集の防止

推薦地では、この地域にのみ分布する希少な固有種が多く、愛好家等による採集圧やペットトレード等の商業利用を目的とした乱獲が推薦地の生態系に悪影響を与えている。この

ため、特に希少な種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物種等に指定して捕獲・採取等を規制したり、国立公園等の区域内における採集行為を規制するなど、法令に基づく保護を進めている。管理機関は、地元関係機関及び地域住民、研究者と連携し、それぞれの種について捕獲・採集圧の状況を把握し、こうした取組を引き続き適切に推進する。

さらに、希少種の違法採集を防止するためのパトロールを、管理機関と地元関係機関・NPO及び地域住民等との連携・協力のもとで実施しており、これらの取組を継続するとともに、警察との連携・協力を進めるなど、監視体制の強化を図る。特に国頭村では、違法採集や車輦による轢死を含む希少種への影響を低減するため、林道の夜間通行規制が実施されている。今後は、現在実施されている林道通行規制を継続するとともに、こうした取組の拡大について必要に応じて各推薦地で検討を進める。

加えて、港や空港での希少動植物の違法な持ち出しについて、今後、関係省庁及び関係機関等と連携して、実効性のある対策を検討・実施していく。

また、関係法令等で捕獲・採取等を禁止している希少種に関する情報について、関係機関や民間企業と連携し、地域住民や来訪者等にも広く周知し、希少種保護に対する理解と協力を求める取組をさらに進める。

（２）希少種の交通事故等の防止

推薦地とその周辺では、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、ヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコやカンムリワシなどの固有種・希少種の交通事故、また、ヤンバルクイナの雛やイボイモリ、リュウキュウヤマガメ、ヤエヤマセマルハコガメ等の小動物の道路側溝への転落等が生じている。このため、管理機関は、固有種・希少種の交通事故等の発生状況の把握に努める。

推薦地を含む４地域では、地域の関係機関・団体等との連携・協力のもと、希少種の交通事故等発生状況の把握、交通事故リスクが高い場所の周知及び視認性向上のための沿道の草刈り実施や、運転者に対する注意喚起のための看板設置やチラシ配布、希少種の保護に対する普及啓発に積極的に取り組んでいる。今後、さらに地域住民や観光事業者等とも連携・協力し取組を進める。

また、希少種の交通事故等による影響を防止するために、従来から希少種の交通事故等が特に問題となっていた沖縄島北部や西表島を中心に、保護対象となる希少種の生態特性や生息状況、交通事故等の発生原因、交通事故多発区間の道路構造等を把握したうえで、路上侵入防止柵の設置など効果的な交通事故等の対策を検討、実施してきている。その他、奄美大島及び徳之島においても希少種の多いエリアでのゲートや減速帯の設置、通行規制等に向けた取組を進めている。管理機関は、こうした科学的知見に基づいた交通事故等の対策を引き続き推進する。対策を進めるに当たっては、当該対策が他の希少種の生息・生育状況へ与える影響についても留意する。

4) 北部訓練場の自然環境保全に関する米軍との協力

沖縄島北部の推薦地に隣接する米軍北部訓練場における自然環境に関しては、日米両政府が日米合同委員会の下に設置した環境分科委員会等の場を通して緊密な連携体制の下に適切な保全・管理が図られており、今後も取組を継続的に進める。

沖縄駐留アメリカ海兵隊基地等の統括機関（キャンプ・バトラー：Marine Corps Base Camp Smedley D. Butler）は、その管轄内の基地等の効果的な運用のため、基地内に含まれる自然や文化資源の有効かつ効果的な維持・保全の主要な情報源及び指針として、「自然及び文化資源の統合的管理計画」（Integrated Natural Resources and Cultural Resources Management Plan：INRCRMP）を策定しており、北部訓練場もこの計画に基づいて適切に管理されている。

特に、世界自然遺産の推薦に係る取組については、環境省は在日米軍に対して適宜情報提供を行ってきており、日米間で公式に作成した文書のとおり、推薦地の顕著な普遍的価値を維持するため、北部訓練場を含む沖縄島北部一帯において侵略的外来種の防除など必要な事業を推進することにより、世界遺産推薦地の保全へ特段の配慮をすることが重要であるとの認識を日米両政府で共有している。日米両政府は、在来種、特に絶滅危惧種の保護に資するマングースやノネコの捕獲等の必要な保全事業について、環境分科委員会等の場を通じて今後も共同で継続的に取り組むこととしている。

これまでの具体的取組としては例えば、環境省と沖縄県が2007年から10年以上にわたり北部訓練場内において訓練場外と同レベルのマングース防除事業を実施しており、また北部訓練場内の一部地域では、在沖海兵隊の事業としてのマングース防除も実施された。これらの協力については「自然及び文化資源の統合的管理計画」の中でも記述されているものである。

従来の保全管理結果に関連する情報としては、北部訓練場を含む沖縄島北部一帯で、ヤンバルクイナをはじめとした希少種の分布が回復傾向にあることに加えて、2016年に米軍北部訓練場の一部が返還された後、2016年及び2017年に北部訓練場返還地において自然環境調査等を実施した結果、大径木が多く、樹齢の高い森林を有し、ヤンバルテナガコガネやケナガネズミなどの固有種・希少種が安定的に生息・生育する良好な自然環境が保たれていることが確認されている。

今後も世界遺産推薦やその後の評価、登録やモニタリング等に係る情報を適宜共有し、推薦地の適切な保全・管理を図るために、必要に応じて意見交換等を行うこととしている。

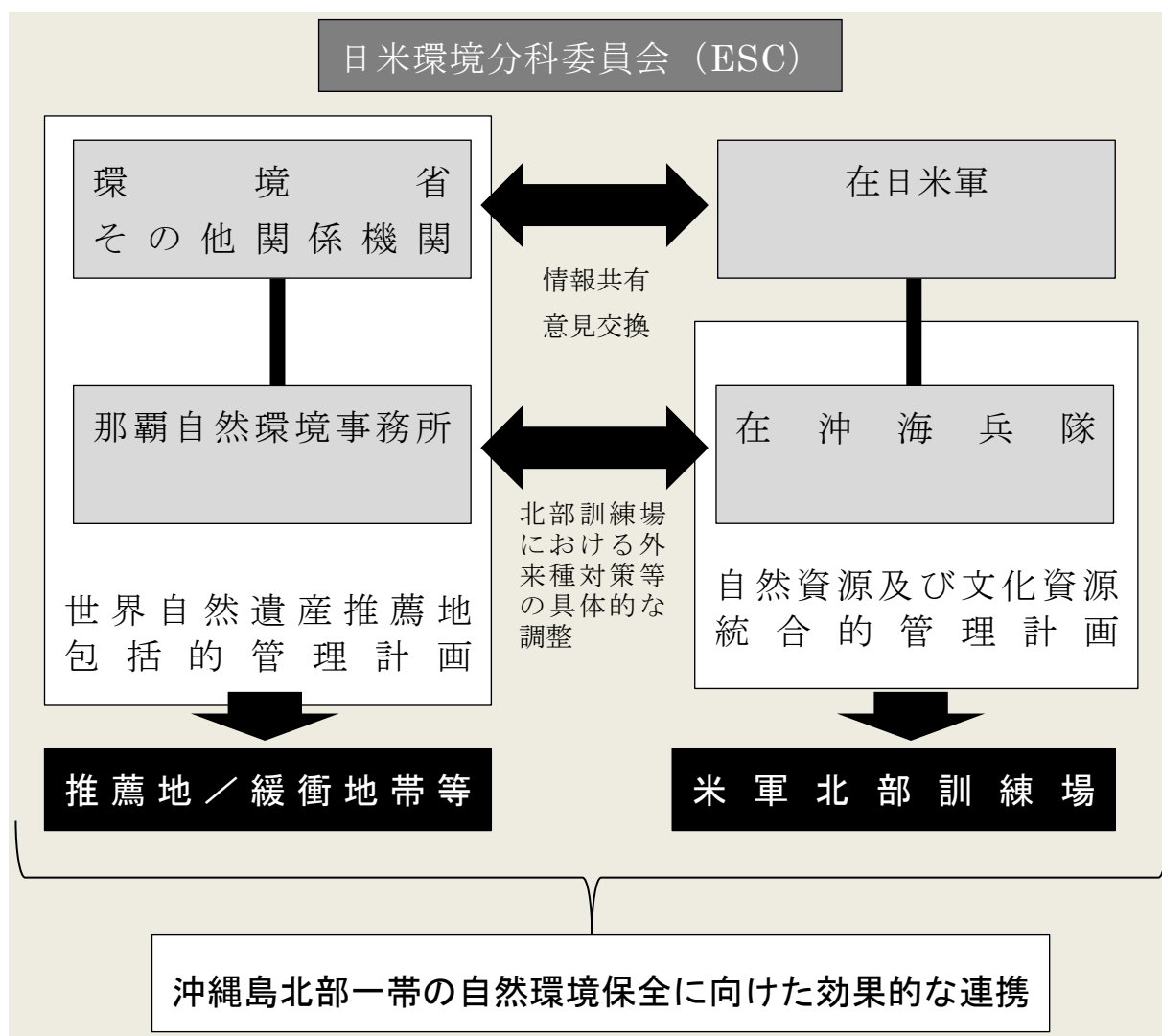


図 11 沖縄島北部における日米間の協力関係

5) 緩衝地帯等における産業との調和

計画対象区域の森林は、古い時代から地域の生活や産業に利用され、必要とする木材を地域内外に送り続け、また、地域の伝統的な生活文化や習慣等を形成してきた歴史がある。森林施業においては、従前より、森林法に基づく森林計画制度により、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いが進められてきたことに加え、奄美大島の皆伐においては、尾根・沢筋における保護樹帯の残存や林地への影響が少ない架線集材等の施業方法が行われ、沖縄島北部では琉球王府時代に導入された森林管理や利用に係る規定を整備した杣山制度から始まり、「やんばる型森林業の推進（施策方針）」などに基づき環境に配慮した森林施業が実施されるなど、持続的な資源管理が図られてきた。また、当該地域の生物種の中には、適度な人為的攪乱のもとで維持されてきた二次的環境を巧みに利用してきたものも存在する。その結果、この地域では、人為的な影響を受けつつも、萌芽力の旺盛なスダジイを優占種とする森林の高い回復力を背景に、現在も生物多様性に富んだ優れた自然環境となり、希少種の生息・生育場所が

維持されている。

このことを踏まえ、緩衝地帯や推薦地に隣接する周辺管理地域における森林資源の利活用に当たっては、森林の回復力に留意しつつ、伐採面積・伐期齢・保護樹帯等に関する自然公園法、森林法等の関連法令・制度だけでなく、自主的又は慣習的なルール・手法のもと、生物多様性に配慮した持続可能な森林施業を目指し、推薦地の価値の保全と資源利用の両立を図る。

また、西表島におけるイリオモテヤマネコや徳之島におけるアマミノクロウサギが、緩衝地帯に含まれる農耕地も生息の場として利用していること等を踏まえ、主要な生物種の生息・生育状況を把握したうえで、生物多様性を維持していくうえで必要な人為的関与の程度や方法についての調査・研究を進める。

6) 適切な観光管理の実現

(1) 持続可能な観光の戦略的推進

観光は遺産価値への理解を深める機会となる一方、訪問者の増加に伴う無秩序な観光事業の拡大や過剰利用の発生は、野生動物の人慣れや餌づけ、踏み荒らし等によって遺産価値を損ない、来訪者の期待や満足度の低下をもたらす要因ともなる。そのため、計画対象区域においては、適切な利用コントロール等により観光利用による推薦地への負荷を低減し、遺産価値の長期的維持を図るとともに、あわせて、来訪者の安全を確保しつつ質の高い自然体験を提供し、地域環境の保全と社会・経済へ貢献する持続可能な観光を戦略的に推進する。

そのためには、推薦地を含む4地域のそれぞれにおいて、各地域の観光の実情を踏まえた観光管理の基本方針を示した観光管理計画を策定し、地域住民等の理解を得て、管理機関、観光事業者、地域関係者等による連携・協力・役割分担のもと、適切な観光管理を実施していく必要がある。

奄美大島と徳之島が含まれる奄美群島においては、2016年3月に鹿児島県により「奄美群島持続的観光マスタープラン」が策定されており、3つの目標（「観光スポットごとの特性に応じて利用の計画的誘導」「遺産登録効果の群島全体への波及」「質の高い観光の実現と利用者満足度の向上」）と施設整備や利用の適正化に関する基本的考え方に基づいて、国、県、市町村、民間が協力してマスタープランに示された取組を推進している。沖縄島北部及び西表島においても、2018年より「沖縄島北部持続的観光マスタープラン（仮称）」及び「西表島持続的観光マスタープラン（仮称）」の策定に向けた検討が開始されており、それぞれの地域で管理機関、観光事業者、地域関係者等が参加する作業部会を設置して、2019年度内の計画策定を目指し、検討が進められている。これらの計画を、各地域の観光管理計画と位置づけ、更なるブラッシュアップによる内容の充実を図りながら、適切な観光管理を実現していく。

(2) 地域区分ごとの観光利用の方針設定

計画対象区域においては、推薦地、緩衝地帯、周辺管理地域の各地域区分ごとに観光利用を受入れる上での基本方針を以下のとおり設定する。

① 推薦地

遺産価値への影響を最小化するため、必要に応じて適正利用に向けたルールや制限を設定し来訪者の入込みを抑制・制限するなど、適切な利用コントロールを行いつつ、より深い自然体験を促進する。利用するための施設整備については、利用による環境負荷の低減や利用に必要な情報の提供等のための必要最小限の整備に留める。

② 緩衝地帯

来訪者に地域固有の自然との出会いや生物多様性の豊かさに触れる機会を提供するため、一定量の自然体験型観光の受入れを可能にするとともに、同時に、推薦地への来訪者の入込みを抑制・制御するコントロール機能を確保するなど、推薦地への影響に配慮した利用を促進する。また、推薦地及び緩衝地帯の利用者への利用のルールの周知、インタープリテーションなどを行うエコツーリズムの拠点の整備を進める。

③ 周辺管理地域

観光に伴う地域への影響や収容力を勘案したうえで、多人数の周遊観光の受入を想定する。推薦地の価値・区域、エコツーリズムへの参加、利用ルールなど、訪問者が推薦地や緩衝地帯に関わる情報を入手できる施設等の整備・機能強化を進める。また、集落なども含まれることから、住民生活に配慮したうえで、集落散策、歴史文化体験、地域産品などを組み込んだ観光を推進し、文化の継承、地域社会の持続的な発展にも貢献する。

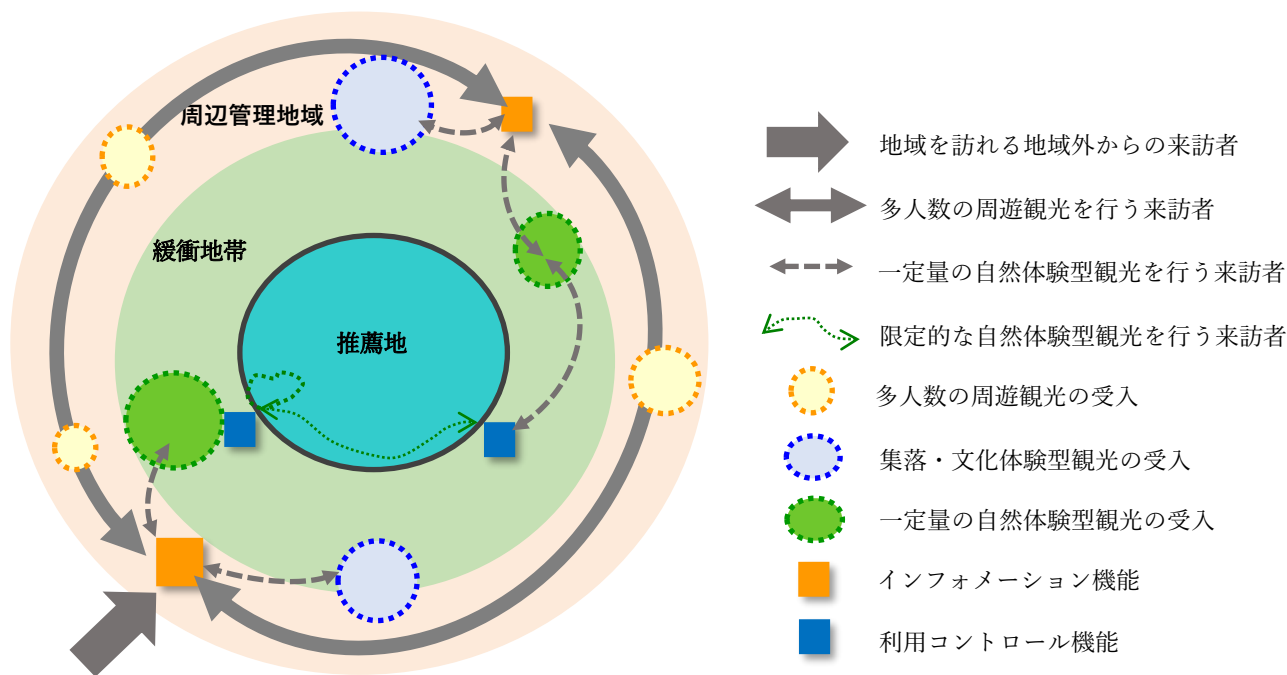


図 12 地域区分ごとの観光利用の方針【概念図】

(3) 適正利用の推進

適正利用の推進のため、4 地域毎に管理機関、観光事業者、地域関係者等の参画を得て、自然体験型観光やエコツーリズムの考え方について整理し、(2) の地域区分ごとの観光利用の方針を踏まえた利用ルール・制限の設定、利用のマナーの周知、ガイド認定・登録制度の創設・人材育成、より深い自然体験を提供するプログラムづくり等の取組を進めていく。

① フィールド毎の利用ルール・制限の設定

遺産価値を保全しつつ持続可能な観光を実現するため、保全すべき対象の特性、利用実態等を踏まえて保護上重要なフィールドを特定し、必要に応じてキャリング・キャパシティとの関係を十分把握したうえで、人数制限、ガイド同伴義務、立入制限などフィールド毎の利用ルール・利用制限を設定し、適切な利用コントロールを図る。

利用コントロール手法の導入においては、持続可能なシステムとするため、管理機関、観光事業者、地域関係者等の合意形成を図りつつ、しっかりとした協力・協働の体制を確立するとともに、エコツーリズム推進法や自然公園法等の法制度の活用、体制運用のための観光客から提供される資金（入域料・協力金等）を活用した予算確保、利用実態や利用に伴う遺産としての価値への影響などについての簡易な民間参加型のモニタリング手法なども検討する。また、利用コントロールに対する理解と協力を得るため、管理機関は、観光事業者や地域関係者等と連携して来訪者への普及啓発に積極的に取り組む。

② 認定・登録ガイドと人材育成

観光客等への遺産としての価値、利用のマナー・ルールの周知については、観光客等と直接接する観光事業者を通じて行うことが効果的であり、観光事業者の協力と質の高いガイド技術が必要である。そのため、4地域では認定・登録ガイド制度が創設、或いは検討されている。これらのガイドが、コミュニケーションや安全管理等の技術向上、世界遺産として評価された自然環境の価値や自然の共生の中で育まれてきた地域の文化等に対する知識習得に努めることができるよう、管理機関は、観光事業者と連携し、ガイド技術向上のための研修や効果的なプログラムづくりなどを支援していく。

また、観光事業者は、様々な関係者や関係機関の協力により維持してきた自然環境の恩恵を受けてガイドツアーなどを行っていることから、モニタリングへの参加、日常的なフィールド管理、ルールの策定や遵守などに取り組み、遺産の価値の長期的維持と来訪者の責任ある訪問をサポートする役割を担う。

③ 地域毎の取組の推進

奄美大島及び徳之島では、2017年に「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」が策定され、エコツアーガイドの認定制度が開始されている。また、同全体構想のもと、市町村、観光関係者、ガイド等により、ガイドラインや自主ルールの策定、プログラム作り、人材育成などの取組が進められている。また、奄美大島の金作原林道、市道スタル俣線や徳之島の林道山クビリ線では、利用のルールづくりや減速帯・看板の設置等を行っている。さらに、観光客の分散を目的とした奄美群島におけるロングトレイルの設定なども進められている。

また、沖縄島北部の3村においては、2018年に「やんばる森林ツーリズム推進全体構想」が策定され、「やんばる3村世界自然遺産推進協議会」において、一定の理解・知識を有するガイドの同行や育成を強化するためガイド登録・認定制度を設置し、自然体験型観光に利用されているフィールドを当該制度と連動した形で区分けする（保護・限定・登録・オープン の4区分）とともに、フィールド毎の利用ルールを定め、さらにはガイドを含めた関係事業者等と協働でフィールドのモニタリングを実施する仕組みを推奨している。2018年からガイドの登録・認定制度や利用ルール等の普及啓発を積極的に推進し、本格運用に向け準備を進めているところである。

西表島においては、現在「西表島エコツーリズムガイドライン（仮称）」の検討が進められているところであり、今後フィールド毎の利用ルールの設定、利用コントロール手法、ガイドの認定・登録制度、モニタリング手法等が取りまとめられる予定である。また、竹富町観光案内人条例（仮称）の検討も進められており、ガイド事業者の登録・認証及びその事業内容の届出を義務づけることを予定している。

今後も、これらの計画の早期策定、取組の継続・実施、推進体制の構築・強化により、

4 地域における利用適正化に向けた来訪者管理を着実に進めていく。

（４）観光管理施設の整備

緩衝地帯及び周辺管理地域では、（２）の地域区分ごとの観光利用の方針を踏まえ、推薦地に関する情報発信、環境教育・エコツーリズムの場としての機能を有する施設の整備又は既存施設の機能の拡充を行う。これらの施設では、推薦地の価値を知るための自然体験につながる情報提供、推薦地の区域、法的な規制等、利用に供されているエリアの利用ルール・制限、利用マナー等周知のためのパネルの展示やチラシ等の配布等を行う。また、計画対象地域の利用分散を図るため、推薦地と類似した亜熱帯照葉樹林の森などにおいて、自然環境を保全しつつ、多人数の訪問者の受け入れが可能な園地などを必要に応じて整備し、その利用を促し、計画対象区域全体として環境教育やエコツーリズムを効果的に実施する。

（５）観光による影響に関するモニタリング

観光が推薦地の価値へ影響を及ぼしていないか把握するため、推薦地のうち利用に供されているエリアや緩衝地帯のうち観光利用が集中しているエリア等において、モニタリング計画に基づきモニタリングを実施する。フィールド毎の利用人数のほか、登山道や植生の変化などを把握し、遺産としての価値への影響を確認した場合には、設定した利用ルールの有効性等を分析の上、必要に応じて適切な措置を講じる。具体的には、５．８）に記載されたモニタリング計画に位置づけられた調査項目について、管理機関、観光事業者、関係団体等が連携して実施する。

7）地域社会の参加・協働による保全管理

（１）開発事業における有効な環境配慮の実施

環境影響評価法その他、鹿児島県、沖縄県には、それぞれ県の環境影響評価条例が制定されており、適切な環境保全措置が図られる仕組みが確保されている。

環境影響評価法や両県の環境影響評価条例の対象事業以外の比較的小規模な開発行為に関しても、世界自然遺産としての顕著な普遍的価値への影響に対する適切な環境配慮を行う。

（２）地域と協働した保全活動の実施

計画対象区域では、これまでも希少種の違法採集の防止や交通事故防止のためのパトロールの実施や、外来種の排除及びその影響の低減、利用圧の低減に向けた観光事業者による自主的ルールの設定など、地域住民、地元の関係団体・NPO、自然公園指導員、ボランティア等が管理機関と協働するかたちで、様々な保全活動に取り組んできた。また、遺産価値を含む生態系の回復、生息・生育環境の復元・創出、環境への負荷の低減などに向けた取組を地

域と協働して積極的に推進していく。

今後も、それらの取組を、地域関係者やボランティア等とも連携しつつ、行政と地域社会との協働のもと、各地域部会の枠組みの活用、環境教育の普及、地域参加型の保全活動プログラムの実施等により、推薦資産の日常的な管理への地域社会の参画をより促進することで、管理体制を強化していく。管理に当たっての資金確保については、関係行政機関の予算のみならず、民間企業・団体や利用者等からの資金の活用を図るため、企業との連携促進や資金の受け皿となる体制の強化等を図っていく。

(3) 普及啓発及び教育活動の実施

計画対象区域には、それぞれ自然と共生した独特の文化があり、自然の恵みを持続的に利用する知恵や技術により地域の自然が今日まで維持されてきた。

こうした地域固有の文化が世界自然遺産の価値の保全にも寄与することを地域住民が理解し、世界自然遺産に対する興味や関心を高めることは、地域社会の参加と協働を促す上で極めて有効である。そのため、各地域において、地域住民向けの世界遺産に関するシンポジウムや説明会、意見交換会が多数開催されるなど、普及啓発活動が推進されてきた。今後、より効果的に、世界自然遺産の価値の保全に対する意識向上と地域固有の文化に対する理解醸成を進めるため、普及啓発の考え方や関係機関との役割分担及び協力体制を整理し、地域住民や訪問者などの対象に合った戦略的な普及啓発及び教育活動を実施していく。

8) 適切なモニタリングと情報の活用

(1) 推薦地の顕著な普遍的価値のモニタリング

推薦地の顕著な普遍的価値を将来にわたって維持していくためには、それを構成する希少種や固有種等の状況の変化や、それに対する脅威の存在・傾向を把握することが重要である。そのため、「モニタリング計画の基本方針」に基づいてモニタリング計画の策定を進めており、固有種・絶滅危惧種の生息・生育状況、外来種や観光利用等の人為的な影響、気候変動などの間接的影響に着目したモニタリングを実施する。管理機関は、各指標に基づく調査項目に対して、調査周期ごとに、科学委員会に対してモニタリング結果等を報告し、必要に応じて評価及び事業内容への科学的知見に基づく助言を得る。個別検討会等の検討結果も踏まえて、管理機関は、遺産価値に与える影響の大きさと傾向に関する定量的・定性的な評価を行う。また、管理機関は、概ね5年毎に、科学委員会に対してモニタリング結果、それまでの調査項目ごとの結果及び評価並びに現地の状況、長期的モニタリングの状況等を報告し、評価のための科学的知見に基づく助言を得る。その助言を踏まえて、遺産価値の保全状況について総合的な評価を行う。なお、モニタリング計画は、遺産価値の適切な評価のために必要十分な指標を確保するために、必要に応じて見直しを行う。

(2) 保全・管理に係る各種事業の実施状況の確認

地域別の行動計画において、事業項目ごとの評価指標を設定し、進捗管理及びモニタリングを行う。ただし、適切な指標が確立していない場合には、必要に応じ、各事業項目において新たな手法の開発も含めた検討を行う。各種事業実施主体は、必要に応じ、関係行政機関、その他の関係団体、研究者等と連携して、保全・管理に係る各種事業の実施前に、必要なデータを取得し、事業実施に伴う自然環境等の変化を適切にモニタリングする。

(3) 研究調査・長期モニタリング

計画対象区域の順応的な保全・管理の実施に当たっては、各生物の生態解明のための基礎的研究や森林の推移把握のための長期的モニタリング等は不可欠であり、研究者、管理機関等が連携しながら調査・研究を推進する。

長期的なモニタリング調査としては、モニタリングサイト 1000（環境省）や森林生態系多様性基礎調査（林野庁）等の既存の各種調査の成果も積極的に活用していく。

(4) 緊急的モニタリング

大規模な事故や災害等が発生した場合には、研究者、管理機関等が連携しながら緊急的な調査を実施する。

(5) モニタリングシステムの最適化と順応的管理への反映

上記モニタリングについては、必要に応じて、調査項目や指標等の見直しを行うとともに、それらを複合的に組み合わせた解析・考察を行うなど、効果的なモニタリングとなるよう、そのシステムの見直しを図る。

計画対象区域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、各種事業の実施前に取得した必要データと自然環境等の変化、モニタリング計画に基づく調査項目や遺産価値の保全状況についての評価、科学委員会等からの科学的知見に基づく助言等を踏まえて、本計画や地域別の行動計画の見直し、その後の対策等に反映させる。

(6) 情報の集約及び共有・活用の推進

保全・管理事業の調査・モニタリングの成果に加え、関係行政機関をはじめ、多くの研究者やNPO、ボランティア等による調査研究の成果から得られた情報・知見・技術や長期的なモニタリング調査結果、世界自然遺産に係る過去の会議資料等についても、管理機関及び研究者間における情報共有と計画対象区域の保全・管理への有効活用を図るため、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な管理・公開の仕組みを構築し、本推薦地の管理の透明性を確保するように努める。

6. 管理の実施体制

1) 関係者の連携のための体制

計画対象区域の適正な保全・管理が遂行されるよう、管理機関の密接な連携・協力のもと、一体となった取組を進める必要がある。このため、管理機関の連絡調整の場として「地域連絡会議」を設置する。「地域連絡会議」では、計画対象区域全体に係る包括的管理計画の策定・見直しにかかる合意形成、連絡調整、取組状況の確認等を行う。

さらに、計画対象区域は4つの地域に分かれており、それぞれの地域ごとに地域社会の意見を踏まえて、連携・協力して保全・管理を行う必要がある。このために、管理機関、関係団体、NPO等が参加する連絡調整の場として、「地域連絡会議」の下に4つの地域ごとに「地域部会」を設置する。「地域部会」では、地域別の行動計画の策定・見直しにかかる合意形成、連絡調整、進捗管理、取組状況の点検・評価等により、各計画対象区域の適正な保全・管理を進め、必要に応じて地域連絡会議に対し、報告・調整を行う。

※「地域連絡会議」構成行政機関一覧については「参考資料2」として、「奄美大島部会」、「徳之島部会」、「沖縄島北部部会」及び「西表島部会」の各構成機関・団体一覧については「参考資料3」として巻末に添付する。

2) 科学的助言に基づく順応的な保全管理体制

計画対象区域においては、5.8)のモニタリング結果及び評価に加え、2013年度に設置した専門家からなる「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会」と、地域単位で詳細な議論をするために2014年度に科学委員会の下に設置した「奄美ワーキンググループ」「沖縄ワーキンググループ」からの助言を得ながら、順応的な保全・管理を進めることとする。なお、本計画及び地域別の行動計画策定・見直しについては、主に各ワーキンググループにおいて助言を得て行う。

また、ファイリマングース防除事業、国内希少野生動植物種の保護増殖事業等、個別に検討会が設置されている課題については、該当する各検討会の下で適切に対策を進めるとともに、本計画及び地域別の行動計画に関する必要な情報の共有など、地域連絡会議や各地域部会と密接な連携を図っていく。

3) 情報発信と普及啓発

効果的な情報発信と普及啓発のため、その対象に応じて、情報共有、普及啓発の手段等を検討し、考え方や役割分担について整理する必要がある。

本計画やモニタリング結果等も含め本推薦地に関する様々な情報を多言語の公式ホームページ（2018年8月開設）を通じ国内外に対して広く発信する。

また、計画対象区域を訪れる来訪者に対する情報提供と教育・解説プログラム提供のための手段としては、ガイドによる説明、既存の関連施設等の活用を積極的に進めるとともに、必要に応じて新たに世界遺産センターの整備を検討する。

さらに、地域住民に対しては、世界遺産に関するシンポジウムや説明会、意見交換会が多数開催されるなど、普及啓発活動が推進されており、今後も継続的に実施し、地域社会に対する情報提供と普及啓発、コミュニケーションの確保を図る。

表8 主要な既存の関連施設

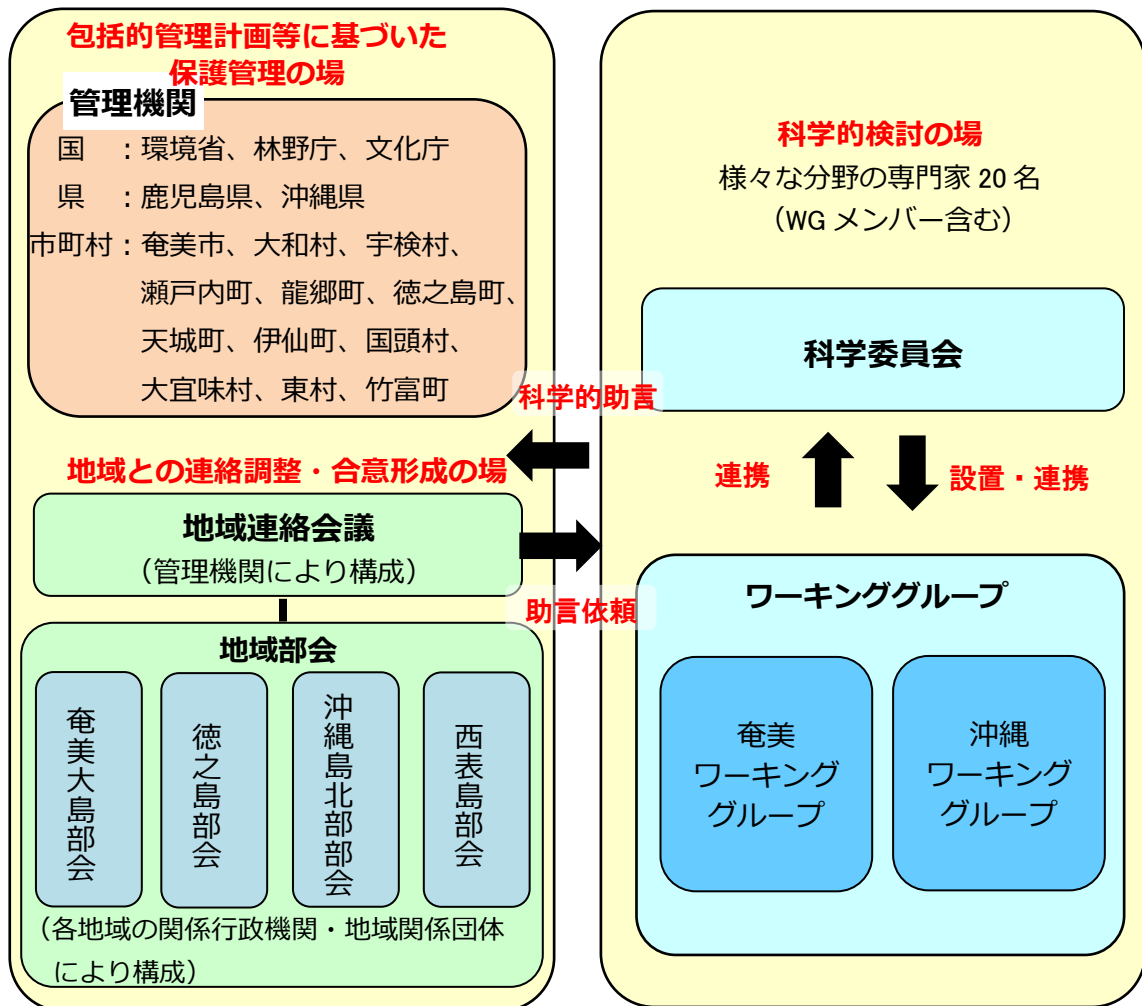
計画対象区域	施設名称	整備主体	地域区分
奄美大島	奄美野生生物保護センター	環境省	周辺管理地域
	奄美パーク	鹿児島県	周辺管理地域
	奄美自然観察の森	龍郷町	周辺管理地域
	奄美博物館	奄美市	周辺管理地域
	黒潮の森マングローブパーク	奄美市	緩衝地帯
	フォレストポリス	大和村	推薦地・緩衝地帯
	瀬戸内郷土館	瀬戸内町	周辺管理地域
徳之島	天城町歴史文化・産業科学資料センター「ユイの館」	天城町	周辺管理地域
	アマミノクロウサギ観察小屋	天城町	緩衝地帯
	徳之島町郷土資料館	徳之島町	周辺管理地域
	伊仙町立歴史民俗資料館	伊仙町	周辺管理地域
沖縄島北部	やんばる野生生物保護センター	環境省	周辺管理地域
	やんばる3村観光連携拠点施設	国頭村	周辺管理地域
	国頭村環境教育センターやんばる学びの森	国頭村	緩衝地帯
	ヤンバルクイナ生態展示学習施設	国頭村	周辺管理地域
	比地大滝	国頭村	緩衝地帯・周辺管理地域
	国頭村森林公園	国頭村	周辺管理地域
	ぶながや館	沖縄総合事務局	周辺管理地域
	やんばるの森ビジターセンター（2020年供用開始予定）	大宜味村	周辺管理地域
	東村立山と水の生活博物館	東村	周辺管理地域
	東村ふれあいヒルギ公園	東村	周辺管理地域
西表島	西表野生生物保護センター	環境省	緩衝地帯

公式ホームページ：「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界自然遺産候補地」

<http://kyushu.env.go.jp/naha/amami-okinawa/index.html>



図 13 公式ホームページのトップページ



※個別に検討会が設置されている課題については、各検討会の下で適切に保全・管理を実施するとともに、必要な情報の共有等、地域連絡会議や各地域部会等との密接な連携を図る。

図 14 管理の実施体制

4) 個別管理機関の役割

本計画の策定主体である管理機関の個々の役割は以下に示すとおりである。

なお、世界自然遺産への登録後にはさらなる保全・管理の強化に向け、必要な事業経費・人材については、可能な限り継続的に確保していくとともに、連携・協力・役割分担をより一層進めていく。また、必要に応じて、新たな資金・人材調達の仕組みや制度の導入に向けた検討を進めることとする。

(1) 環境省那覇自然環境事務所

図 14 に示した管理の実施体制のうち、「地域連絡会議」、「科学委員会」、「奄美ワーキング

グループ」及び「沖縄ワーキンググループ」の事務局運営においては、事務局長及び対外的な連絡窓口を担う。

計画対象区域には、那覇自然環境事務所の下部組織である奄美自然保護官事務所、徳之島自然保護官事務所、やんばる自然保護官事務所、石垣自然保護官事務所、西表自然保護官事務所が配置されており、国立公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区の管理及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく管理に当たっては、各地域の森林官、県、市町村、その他の関係行政機関、NPO、民間団体と日常的な連絡調整及び合意形成を行っている。

また、そのほか、本計画及び地域別の行動計画に掲げた事項のうち、希少種の保護・増殖、外来種による影響の排除・低減、国立公園の保護と利用に関わる事項などについては、個別の課題ごとに、関係行政機関・関係団体や、有識者から構成された検討会などが設置されており、戦略の検討、情報共有、連携等が図られている。

（２）林野庁九州森林管理局

鹿児島森林管理署（名瀬森林事務所、徳之島森林事務所）、沖縄森林管理署（高江森林事務所、安波森林事務所、大原森林事務所、租納森林事務所）、西表森林生態系保全センターにおいて、国有林野の管理を行う。

また、そのほか、本計画及び地域別の行動計画に基づき国有林野内で実施される事項に関しては、他の管理機関と連携・協力し取り組む。

（３）鹿児島県

図 14 に示した管理の実施体制のうち、「奄美大島部会」、「徳之島部会」の事務局運営においては、事務局長及び対外的な連絡窓口を担う。

鹿児島県環境林務部自然保護課奄美世界自然遺産登録推進室及び大島支庁衛生・環境室が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物保護・外来生物等対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

（４）沖縄県

図 14 に示した管理の実施体制のうち、「沖縄島北部部会」、「西表島部会」の事務局運営においては、事務局長及び対外的な連絡窓口を担う。

沖縄県環境部自然保護課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

(5) 奄美大島5市町村（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）

奄美市ではプロジェクト推進課世界自然遺産推進室、大和村及び龍郷町では企画観光課、宇検村では総務企画課、瀬戸内町では社会教育課世界自然遺産せとうち町推進室が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

なお、奄美大島、徳之島を含む奄美群島の全島においては、地方自治法第1条の3により規定された特別地方公共団体である奄美群島広域事務組合が1市9町2村の複合的事務組合として、奄美群島の振興のための整備や各種事業の推進を担っており、世界自然遺産の管理にも関係するエコツーリズムの推進や観光振興に係る各種事業を行う。

(6) 徳之島3町（徳之島町、天城町、伊仙町）

徳之島町、天城町では企画課、伊仙町ではきゅらまち観光課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

(7) 沖縄島北部3村（国頭村、大宜味村、東村）

国頭村では世界自然遺産推進室、大宜味村及び東村では企画観光課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

(8) 西表島1町（竹富町）

竹富町では政策推進課が中心となり、農林水産、土木・建設、観光関連の各課室及び教育委員会と共に、国立公園に係る管理協力、野生生物・外来生物等の対策・管理、農林水産業の振興・整備と資源管理、公共施設の整備と維持管理、観光振興及び利用者サービスや指導、文化財の保護・管理等に係る各種事業を行う。

7. 地域別の行動計画の策定

1) 地域別の行動計画の策定方法

地域別の行動計画は、計画対象区域のうち、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4つの地域ごとに、管理機関、その他の地元関係行政機関、関係団体、NPO等で構成される「地域部会」を設置し、地域社会の参加と合意のもとで策定する。

「地域部会」での検討経緯や計画内容に関する情報は広く公開するとともに、地域住民及びその他の利害関係者に対して計画の目的、内容、具体的取組に対する理解と協力が得られるよう、情報共有、説明の機会を確保する。

2) 地域別の行動計画

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島において、各地域別に策定された行動計画は以下のとおりである。

(1) 奄美大島行動計画

※「別表1」として巻末に添付する。

(2) 徳之島行動計画

※「別表2」として巻末に添付する。

(3) 沖縄島北部行動計画

※「別表3」として巻末に添付する。

(4) 西表島行動計画

※「別表4」として巻末に添付する。

8. おわりに

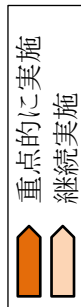
奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島は、生物多様性のクライテリアにおいて顕著な普遍的価値を有する世界に類をみない世界自然遺産推薦地であり、その価値の一部は、本地域の亜熱帯多雨林がもつ高い再生力を背景に、地域住民の生活や産業の中で維持されてきた。

このような地域を世界自然遺産に推薦・登録し、その価値を将来世代に引き継ぐためには、管理機関だけではなく、地域住民や地元関係団体等との協働が不可欠である。このことを共通認識として奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地を地域社会の参加と協働により維持される世界自然遺産として、適切な保全・管理の実現を目指していく。

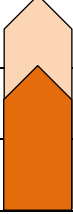
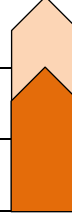
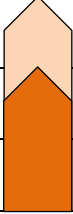
【別表】

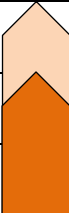
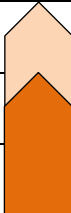
【 別 表 1 】

奄美大島行動計画

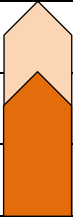
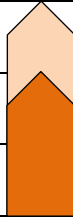


事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 奄美群島国立公園の管理	環境省				●	●	●	奄美群島国立公園の適切な保護管理を行うとともに、管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。	
2 奄美群島森林生態系保護地域の管理	林野庁				●	●	●	奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県				●	●	●	国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種が適切に保護される。	
5 希少野生動植物保護条例の運用	鹿児島県 各市町村				●	●	●	県及び市町村が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が適切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
6 保護増殖事業の継続実施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。 アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。	自然状態で安定的に存続できると判断すること。 【個別検討会における評価】	奄美希少野生生物保護増殖検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
7 保護増殖事業の対象外の希少種（ケナガネズミ、アマミトゲネズミ等）の保護増殖の取り組み組	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について、継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。	
2) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	特に遺産価値（生態系・生物多様性）への影響が大きいと考えられる外来種による影響の排除・低減。	
2 マングース対策の実施	環境省				●	●	●	希少種の捕食等により在来種の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの防除を行う。	奄美大島からのマングースの完全排除。	奄美大島におけるマングース防除事業検討会及び防除等戦略会議
3 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域（森林内）のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。	希少種生息域からネコを排除し、希少種への影響を防止。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	飼育猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼育猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	集落にいるネコが適正に飼養・管理されて、新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ネコ対策検討会)
4 ノヤギ対策の実施	各市町村				●	●	●	食害により希少種を含む生態系への悪影響が懸念されるノヤギの防除を行う。	奄美大島からのノヤギの完全排除。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会

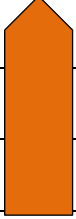
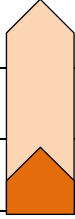
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
3) 希少種への人為的影響の防止										
1 希少野生動物の交通事故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が発生しない状況を確認。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
2 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各市町村				●	●	●	アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また、野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は、可能な限り死因を特定し、今後の対策に資する。	個体群の維持や、生態研究・飼育技術の確立。	奄美希少野生生物保護増殖検討会
3 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況の確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
4) 緩衝地帯等における産業との調和										
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県 各市町村				●	●	●	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 奄美大島生物多様性 地域戦略の運用	鹿児島県 各市町村				●	●	●	奄美大島における生物多様性の方向性や施策展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。	奄美大島自然保護協議会
3 生物多様性に配慮した森林施業の実施	鹿児島県 各市町村						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
4 環境に配慮した公共事業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村				●	●	●	公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
5) 適切な観光管理の実現										
1 持続的観光マスタープランに基づく取組の推進	鹿児島県				●	●	●	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマスタープランとエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	観光客の増加を見据えた受け入れ体制の構築。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●		世界遺産登録による利用の増大・集中により環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村				●	●	●	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。 ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
4 世界自然遺産奄美トトレイルの整備	鹿児島県 各市町村				●	●	●	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかると普及啓発に資する。	トトレイルが群島全体をつなげ、来島者がリピーターとなつて何度でも好みに応じて質の高い利用をする状況の創出。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
5 エコツアーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかると普及啓発に資する。	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が奄美大島の自然に満足し、リピーターとなつて何度でも来島する状況の創出。	奄美群島エコツアーリズム推進協議会

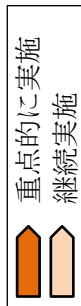
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
6 ガイドの育成	鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	質の高いガイド（観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等）を育成し、奄美大島の観光を充実させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかわる普及啓発に資する。	質の高いガイドの提供により、利用者が奄美大島観光に満足し、リピーターとなつて何度でも来島する状況の創出。	
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県 各市町村						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村				●	●	●	公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
3 域外住民、観光客等への情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	●	様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。	全国での奄美群島への理解が進むとともに、環境配慮と両立した観光により遺産地域への環境負荷が一定程度に抑えられている状況の創出。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
4 ゴミの不法投棄防止活動等の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	●	ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により、世界自然遺産の島である奄美大島の環境美化を図る。	世界自然遺産地域の内外を問わず、奄美大島の環境が美しく保たれている状況の創出。	
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	●	勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	●	奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と文化に誇りを持ち、次世代へ継続する環境づくりの推進。	
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	●	子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	子どもたちが、地域の自然や文化に興味をもち、希少種保護や外来種対策の必要性等について理解する。	
7) 適切なモニタリングと情報の活用										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村				●	●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。	

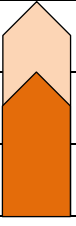
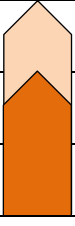
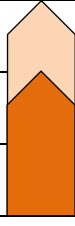
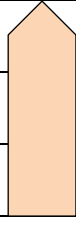
事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域			
2 モニタリング計画の 作成及びモニタリン グの実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団 体				●	●	●	モニタリング計画を作成するとともに、計画の下、モニタリングを実施する。	遺産価値の保全状況の確認及びその結果を取組に反映し、順応的管理を図る。	
3 奄美大島行動計画の 進捗確認	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団 体				●	●	●	行動計画の進捗確認を行うとともに、必要に応じてモニタリング計画に基づき評価等を踏まえ、行動計画や事業内容の見直しを検討する。	行動計画に基づく事業・取組を進め、遺産価値が維持されている状態を確保する。	

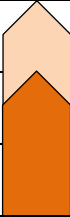
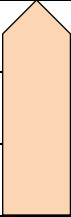
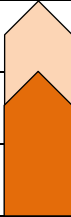
【別表 2】

徳之島行動計画

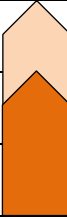


事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域				
1) 保護制度の適切な運用											
1 奄美群島国立公園の管理	環境省								奄美群島国立公園の適切な保護管理を行うとともに、管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。	
2 奄美群島森林生態系保護地域の管理	林野庁								奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	鹿児島県								県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省								絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種が適切に保護される。	
5 希少野生動植物保護条例の運用	鹿児島県各町								県及び町が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、徳之島の生物多様性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が適切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
6 保護増殖事業等の継続実施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県各町 地元関係団体								保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマジギ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。 アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	奄美希少野生生物保護増殖検討会

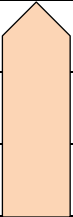
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
7 保護増殖事業の対象外の希少種（ケナガトゲネズミ、トクノシマトゲネズミ等）の保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。	
2) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。徳之島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じた対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性)への影響が大きいと考えられる外来種による影響の排除・低減。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (徳之島ノイヌ・ネコ対策検討会)
2 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域(森林内)のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。	希少種生息域からネコを排除し、希少種への影響を防止。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (徳之島ノイヌ・ネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	飼い猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	集落にいるネコが適正に飼養・管理されて、新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (徳之島ノイヌ・ネコ対策検討会)
3) 希少種への人為的影響の防止										
1 希少野生動物の交通事故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が発生しない状況を確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会

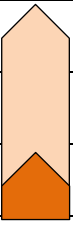
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各町				●	●	●	アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。また、野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は、可能な限り死因を特定し、今後の対策に資する。	個体群の維持や、生態研究・飼育技術の確立。	奄美希少野生生物保護増殖検討会
3 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況の確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
4) 緩衝地帯等における産業との調和										
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県 各町				●	●	●	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。	
2 遺産地域に近接する農地等の生物多様性保全機能の強化	環境省 林野庁 鹿児島県 各町						●	遺産地域に近接する農地の周辺の緩衝機能強化のため、以下のことについて検討するとともに、必要な対策を行う。 ○小規模な森林、河川等を結ぶ緑のネットワークの形成 ○アマミノクロウサギ等の希少種の生息と農業の両立のための支援策 ○北部の森林と南部の森林との連続性確保のための生態回廊の形成	生物多様性保全と農業との両立による緩衝機能の強化。	

事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域			
3 生物多様性に配慮し た森林施業の実施	鹿児島県 各町						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用 検討会
4 環境に配慮した公共 事業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各町				●	●	●	公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用 検討会
5) 適切な観光管理の実現										
1 持続的観光マスター プランに基づく取組 の推進	鹿児島県				●	●	●	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方角性を示すマスタープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。	観光客の増加を見据えた受け入れ体制の構築。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用 検討会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団 体				●	●	●	世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用 検討会

事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域			
3 環境負荷の低減に資 する施設の整備等	環境省 鹿児島県 各町				●	●	●	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、 環境負荷の低減を図るため、以下のよ うな利用施設の整備や既存施設の改修 について検討するとともに、必要な整 備等を行う。 ○ 多人数利用を吸収する拠点施設 ○ 森林地域の魅力を引き出す施設 ○ トイレ、歩道等の環境負荷を低減し 持続的な利用のために必要な施設	遺産価値の保全と利用者の 体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺 産候補地保全・活用 検討会
4 世界自然遺産奄美ト レイルの整備	鹿児島県 各町				●	●	●	歩くことにより、奄美群島の自然や 生活・文化の体験や地元との触れ合い を充実させ、滞在型観光にもつながる トレイルを整備する。質の高い自然探 勝を促進させることにより、世界自然 遺産の価値にかかると普及啓発に資す る。	トレイルが群島全体をつな げ、来島者がリピーターとな って何度でも好みに応じて質 の高い利用をする状況の創 出。	奄美群島世界自然遺 産候補地保全・活用 検討会
5 エコツアーリズムの推 進	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団 体				●	●	●	世界自然遺産の核心地域等におい て、エコツアーガイドの同行による少 人数観光を充実させ、本物の自然を求 める観光客の満足度を向上させる。質 の高い自然探勝を促進させることによ り、世界自然遺産の価値にかかると普 及啓発に資する。	核心地域等におけるエコツ アーガイドが同行する少人数 観光の確立により、観光客が 徳之島の自然に満足し、リピ ーターとなつて何度でも来島 する状況の創出。	奄美群島エコツーリ ズム推進協議会
6 ガイドの育成	鹿児島県 各町 地元関係団 体				●	●	●	質の高いガイド（観光案内ガイド、 エコツアーガイド、里エコガイド等） を育成し、徳之島の観光を充実させ る。質の高い自然探勝を促進させるこ とにより、世界自然遺産の価値にかか ると普及啓発に資する。	質の高いガイドの提供によ り、利用者が徳之島観光に満 足し、リピーターとなつて何 度でも来島する状況の創出。	

事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域			
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県 各町						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各町				●	●	●	公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
3 域外住民、観光客等への情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体					●	●	様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。	全国での奄美群島への理解が進むとともに、環境配慮と両立した観光により遺産地域への環境負荷が一定程度に抑えられている状況の創出。	
4 ゴミの不法投棄防止活動等の実施	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体					●	●	ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により、世界自然遺産の島である徳之島の環境美化を図る。	世界自然遺産地域の内外を問わず、徳之島の環境が美しく保たれている状況の創出。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体					●	●	勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	鹿児島県 各町 地元関係団体					●	●	奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう啓発に努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と文化に誇りを持ち、次世代へ継続する環境づくりの推進。	
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体					●	●	子どもたち地域に自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	子どもたちが、地域の自然や文化に興味をもち、希少種保護や外来種対策の必要性等について理解する。	
7) 適切なモニタリングと情報の活用										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 鹿児島県 各町				●	●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。	
2 モニタリング計画の作成及びモニタリングの実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	モニタリング計画を作成するとともに、計画の下、モニタリングを実施する。	遺産価値の保全状況の確認及びその結果を取組に反映し、順応的管理を図る。	

事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域			
3 徳之島行動計画の進捗確認	環境省 林野庁 鹿児島県 鹿兒島県 各町 地元関係団 体				●	●	●	行動計画の進捗確認を行うとともに、必要に応じてモニタリング計画に基づき評価等を踏まえ、行動計画や事業内容の見直しを検討する。	行動計画に基づく事業・取組を進め、遺産価値が維持されている状態を確保する。	

【別表 3】

沖縄島北部行動計画



事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	
					推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域				
1) 保護制度の適切な運用											
1 やんばる国立公園の管理	環境省								やんばる国立公園の適切な保護管理を行う。2018年6月に公園区域が拡張されたことを踏まえ、公園区域を一体的に管理できるよう管理体制の強化に努める。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。	
2 やんばる森林生態系保護地域の管理	林野庁								北部訓練場返還を機に設定された、やんばる森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能を確保する。	
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 沖縄県								ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の希少鳥獣が生息する森林部においては、国指定及び沖縄県指定鳥獣保護区が指定管理されている。今後も適切に管理するとともに、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
4 与那覇岳天然保護区域の管理等	沖縄県								ノグチゲラ、アカヒゲ等の天然記念物の生息地となっている与那覇岳天然保護区域において、今後も適切な管理を行う。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	天然保護区域において、規制が遵守され、希少動植物等が適切に保全される。	
5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省								絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定するとともに、適切な保護等を図る。	国内希少野生動植物種が適切に保護される。	

事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域			
6 希少野生動植物保護条 例等の制定	沖縄県 各村				●	●	●	種の保存法により捕獲等が規制されている希少野生動植物種以外でその存続が危ぶまれている種について、県条例等を制定することにより、その生息地の保護や密猟・盗採行為の防止・抑制など、希少野生動植物の保護を強化する。	希少野生動植物が適切に保護される。 【条例等の法制度の検討・制定状況】	
7 保護増殖事業等の継続 実施	環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 沖縄県 各村				●	●	●	種の保存法に基づく保護増殖事業の対象種（ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ、ノグチゲラ）について、生息状況、生息環境等の把握、分析、飼育及び野生復帰の技術開発、密猟防止のための生息地の監視パトロール、普及啓発等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生 生物保護増殖検討 会 ・ヤンバルテナガコ ガネ等密猟防止協 議会
8 保護増殖事業対象種以 外の希少種の生息・生 育状況の把握と保護の 取組みの検討・実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村				●	●	●	保護増殖事業対象種以外の希少種（国指定天然記念物や国内希少野生動植物種であるケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、石灰岩地の希少種等を含む）について、生息・生育状況や環境等の把握、分析、普及啓発等を行うとともに、必要に応じて、適切な保護方策を検討し、実施に努める。	保護増殖事業対象種以外の希少種が自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【固有種・希少種の生息・生育状況】	
9 ノグチゲラ保護区の管 理と保護監視員の設置	東村						●	東村ノグチゲラ保護条例に基づき、ノグチゲラ保護区等について、保護監視員を配置し、保護区等の監視やノグチゲラの繁殖状態のモニタリング等を行う。	東村（分布の南限付近）におけるノグチゲラが安定的に繁殖できる生息環境の保持。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			

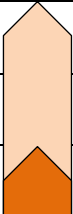
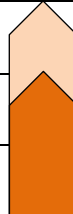
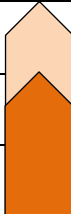
2) 外来種による影響の排除・低減											
1 侵略的外来種の防除及び定着・侵入防止の強化	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体								既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、対策優先種の検討を行い、土地所有者・管理者及び各機関・団体による防除を推進する。沖縄島北部に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、侵略的外来種の定着予防及び意図的・非意図的侵入防止のため、管理・侵入監視体制を検討し、住民、事業者及び観光客を対象とした普及啓発を実施する等、必要な対策を講じる。	推薦資産の生物多様性に負の影響を与える侵略的外来種による影響の排除・低減。 【重点対策種の確認状況】	
2 マンングース対策の実施	環境省 沖縄県								希少野生動物の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマンングースの捕獲排除を行う。また、マンングースの完全排除地域を設定し、この地域に新たにマンングースが侵入しないよう、侵入防止柵を管理する。	沖縄島北部におけるマンングースの完全排除、新たな侵入の防止。 【マンングースの相対生息密度(CPIUE)、確認範囲、個別検討会における評価】	沖縄島北部地域マンガース防除事業検討委員会
3 野生下のネコの捕獲	環境省 沖縄県								野生動物の捕食等により在来の生態系に影響を及ぼしている（及ぼす可能性のある）野生下のネコの捕獲及び排除を行う。また、分布や捕食の現況について把握するとともに効率的な捕獲方法について検討する。	野生下のネコの排除による在来種の生態系保全。 【ノネコ排除の達成状況】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
4 ネコの愛護及び管理に 関する条例の徹底	各村 地元関係団 体				●	●	●	各村それぞれにおいて制定しているネコの愛護及び管理に関する条例に基づいて飼いネコの登録やチップ装着・避妊去勢手術や室内飼養の推奨、集落内及び周辺で所有者がいないネコの保護収容、各種普及啓発等を実施する。猫の保護施設や地元関係団体と連携して効果的な活動を行う。	飼い猫による野生動物への悪影響の防止、集落内及び周辺で所有者がいないネコの完全排除への貢献、ネコと希少野生動物に関する一般認識の向上、所有者のいないネコの新規発生の防止。【飼い猫のマイクロチップ装着個体数】	
5 所有者のいないネコ・イヌの保護収容・譲渡施設の整備・運営	沖縄県 各村				●	●	●	所有者のいないネコ及びイヌについて、保護と飼養、譲渡先への引き渡しという一連の取組の実施が可能な施設の整備や体制の構築に取り組む。また、この施設においては、子供たちと動物とのふれあいなど、教育面での活用等についても検討する。	所有者のいないネコ及びイヌの保護・飼養から譲渡先への引き渡しまでを実施する体制・設備の確保。 所有者のいないネコ及びイヌの新規発生の防止。	
6 飼い犬条例の徹底	各村						●	各村それぞれにおいて制定している飼い犬条例に基づいて、飼い犬の適正な管理を徹底する。イヌの保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い犬による野生動物への悪影響の防止、所有者のいないイヌの新規発生の防止。	
7 愛玩動物の放逐防止対策の強化	沖縄県 各村						●	在来の生態系に大きな影響を及ぼしている愛玩動物（犬、猫、爬虫類等）の放逐を防止するためのパトロールやキャンペーンを実施するとともに、必要に応じて条例等の制定による対策強化についても検討する。	愛玩動物放逐の根絶・新規発生の防止。 【犬猫の収容数一返還数、犬猫遺棄等に関するキャンペーン実施回数、アンケート結果】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
3) 希少種への人為的影響の防止										
1 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省 林野庁 沖縄県 沖縄総合事務局 各町村 地元関係団体				●	●	●	希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チャージ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により、事故の発生を減少させる。また、移動経路の確保や動物が道路に飛び出さないような改良を加えることにより、事故の発生防止を図る。	希少野生動物等の生息地において、通行者が野生動物の交通事故等を認識し、法定速度の遵守や事故が発生しない道路構造等の実現等により、事故が発生しない状況を確認。【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生生物保護増殖検討会 ・やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議
2 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	沖縄県北部の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図るとともに、傷病・死亡要因について究明する。	希少野生動物の救護及び野生復帰をより適切に実施できる体制の確保。 【傷病鳥獣の救護実績】	
3 希少野生動植物の密猟・盗採防止対策と強化	環境省 林野庁 沖縄県 各町村 地元関係団体				●	●	●	核心的な森林へアプローチする林道を中心に、地域住民、地元関係団体、警察など、様々な主体と連携しながら、野生動植物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施するとともに、地域と協力した情報収集や、注意喚起を行う仕組みを構築する。 また、密猟・盗採を抑止するため、世界遺産地域内道路及び接続道路の通行規制に関する検討を行う。	希少野生動植物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確認。 【パトロールの年間実施回数、従事人数、通行状況把握地点数等】	
4) 緩衝地帯等における産業との調和										
1 やんばる型森林業の推進	沖縄県 各町村 地元関係団体				●	●	●	沖縄県北部の森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していく。	森林の利用区分（ゾーニング）ごとの機能の向上。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2 野生鳥獣の保護及び地域社会との共存	環境省 沖縄県 各村						●	野生鳥獣と地域社会の共存を図るため、野生鳥獣の適切な保護管理による生物多様性の確保を行うとともに、農林業への悪影響や生活環境の被害の防止に必要な取組みを行う。	生息環境管理及び被害防除対策の実施による野生鳥獣と地域社会の共存。	
3 自然共生型農業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体						●	各村の貴重な野生生物の生息環境改善、生物多様性に配慮した基盤整備、土づくり等を通じて、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な自然共生型農業を推進し、世界遺産ブランドを活用した農作物の付加価値向上に結び付ける。	自然共生型農業が地域に定着することにより生物多様性が保全される。 農作物のブランド価値が高まることにより、農業振興が図られる。	
4 赤土等流出防止対策の推進	沖縄県 各村					●	●	沖縄県赤土等流出防止条例を遵守することにより、各種開発事業の実施に伴う赤土等流出の防止対策を徹底するとともに、降雨時に既存農地等から流出する赤土等を抑制するための対策事業を推進する。	河川や沿岸海域への赤土等流出が抑制される。【個別検討会における評価】	沖縄県赤土等流出防止対策協議会
5) 適切な観光管理の実現										
1 沖縄県北部全体の持続的観光マスタープラン（仮称）策定による持続可能な観光の推進	沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	地域関係者等との合意のもと、沖縄県北部における観光利用の在り方や方針、訪問者管理等を示すとともに、3村の観光振興基本計画や森林ツーリズムとも連動した観光管理のための持続的観光マスタープラン（仮称）を策定する。また、その運用によって、利用の集中と分散を図り、地域のバランスある発展に向け、計画的に利用を誘導する。	沖縄県北部における観光管理のための持続的観光マスタープランが策定され、その運用によって持続可能な観光が実現される。	沖縄県北部における持続的観光マスタープラン策定作業部会

事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域			
2 体験・滞在・交流による観光スタイルの確立	沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	エコツアーリズムやグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、民泊、集落散策、歴史文化体験などの様々な形態のツーリズムを融合し、世界遺産の周辺地域も含めた魅力的なプログラムを検討・開発するなど、3村の連携により、体験・滞在・交流による沖縄島北部地域の観光スタイルを確立する。	世界遺産の周辺地域も含め、地域の自然・文化・食を活用した魅力的な体験・滞在・交流メニューを提供できる体制の設置。	
3 森林ツーリズムの推進体制の構築	沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	森林の適切な利用を図るためのルール、モニタリングとフィードバック及びルールを守りながら質の高いツアーを提供するためのガイド制度等の仕組みを構築し、持続的な資金の確保により、地域が自立してこれらを管理・運営する組織体制の整備（協議会の設置等）を目指す。	遺産価値の保全と森林の利活用の両立による、山村地域の振興に資する森林ツーリズム推進体制の構築の実現。	やんばる3村森林ツーリズム部会
4 フィードバックの適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	遺産価値を保全するため、以下の取り組み等を実施することで利用に伴う自然への負荷の低減を図る。 ○森林ツーリズムで設定された共通ルールやフィードバックの利用ルールの周知及び遵守の徹底、利用者との協働によるモニタリング結果を踏まえたフィードバックルールの改善	利用に伴う自然への負荷が低減され、遺産価値の保全がなされる。	やんばる3村森林ツーリズム部会
5 利用の質の向上に向けた取組の強化	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現するため、ガイド等の人材育成、プログラム開発等のソフト面での対応を強化する。	世界遺産地域にふさわしい適正かつ質の高い利用の提供。	やんばる3村森林ツーリズム部会

事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域			
6 施設整備による適正利 用の推進	環境省 沖縄県 各村 地元関係団 体					●	●	遺産価値を利用者に実感させながら、遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような利用施設の管理・整備を行う。 ○クイナ自然の森の維持管理 ○ヤンバルクイナ生態展示学習施設の運営 ○情報発信拠点施設等の整備・運営 ○森林の魅力を引き出す施設整備 ○希少生物の生態展示学習施設の充実	施設整備による利用者の体験の質の確保及び適正利用の推進。 【拠点施設利用者数】	・やんばる希少野生 生物保護増殖検討 会 ・クイナ自然の森管 理運営協議会
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性おきなわ戦 略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、生物多様性の損失を止めるための取組など関連の施策を総合的・計画的に展開するとともに、県民、民間団体等様々な主体に対して生物多様性の保全への取組を積極的に働きかけ、連携協力体制を構築する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。 【関係機関の取組状況】	
2 照葉樹の森再生事業の 実施	各村 地元関係団 体					●	●	核心部周辺の森林や遊休地等の健全な照葉樹林への回復・再生を促すため、当該地域の周縁部において、外来植物の駆除や持続可能な森林施業を実施する。なお、森の再生事業の実施に当たっては、地域の林業関係者や地域住民の参加と協働による活動を展開する。	世界自然遺産としての価値を確実に維持できるとような緩衝機能を持った森林の確保、森林管理体制の確保。	

事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域			
3 大宜味村地域生物多様 性保全計画の実施	大宜味村 地元関係団 体				●	●	●	地域生物多様性保全計画に基づき、 若者を中心とした環境教育の実施や環 境監視のためのモニタリングの実施な どを行い、自然環境の保全に努める。	村民のみならず多くの県民 に世界自然遺産の価値を認識 し、環境保全に取り組む活動 を実施していく。	
4 沖縄県北部の河川にお ける調査及び自然再生 事業の推進	沖縄県 各村 地元関係団 体				●	●	●	沖縄県北部において自然度が低下し ている河川を対象に調査を実施すると ともに、沖縄県自然環境再生指針を参 照しながら、奥川、田嘉里川、慶佐次 川等における自然再生事業を推進す る。	水生生物等多様な生物が生 息・生育する河川環境の復元。 【個別検討会における評価 (慶佐次川)】	・奥川自然再生協議 会 ・慶佐次川自然環境 再生協議会
5 普及啓発活動の実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団 体				●	●	●	世界自然遺産登録の制度、意義、進 捗状況、関連の取組、地域の役割や責 務等について、シンポジウムや講演会、 広報誌等の多様な機会を通じて、地域 住民への普及啓発を行う。特に、地域 住民の協力が必要な事項については、 重点的に実施し、理解促進を図る。	世界自然遺産及び関連した 取組の進捗状況等、地域住民 自らが協力すべき事項等に対 する、理解・協力を得た状態 の実現。 【沖縄県北部部会や世界自然 遺産・地域の自然や文化に関 するシンポジウム、勉強会・ 研修会等の開催回数、参加者 数、世界自然遺産及び関連し た取組の進捗状況、地域住民 自らが協力すべき事項等に対 する地域住民の理解度】	
6 教育体制の充実	環境省 林野庁 沖縄県各村 地元関係団 体				●	●	●	子供たちに地域の自然・文化に興味 をもってもらうため、小・中学校の授 業における環境学習を充実させる。	子供たちが、地域の自然や 文化に興味をもち、世界遺産 価値の保全の重要性を理解し た状態の実現。将来的には、 世界自然遺産に関連する仕事 への地元からの就業者増加。	やんばる自然体験活 動協議会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
7 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県 各村					●	●	「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保。【環境配慮の取組実績】	
8 不法投棄防止パトロール・キャンペーン及び撤去事業の実施	林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	世界遺産登録後の利用増がゴミの不法投棄のさらなる増加につながる可能性があることから、不法投棄防止に向けたパトロールやキャンペーンを実施して広く県民への普及啓発に努めるとともに、既に投棄されたゴミの撤去についても合わせて検討する。	各利用者が増加しても、不法投棄が発生しない状況の確保。	
7) 適切なモニタリングと情報の活用										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 沖縄県 各村				●	●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。	
2 モニタリング計画の作成及びモニタリングの実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	モニタリング計画を作成するとともに、計画の下、モニタリングを実施する。	遺産価値の保全状況の確認及びその結果を取組に反映し、順応的管理を図る。	

事業項目	実施 主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦 地	緩衝 地帯	周辺 管理 地域			
3 沖縄島北部行動計画の 進捗確認及び事業評価 を実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団 体							沖縄島北部行動計画が着実に進められていくかについて進捗確認を実施する。また、モニタリング計画における指標との関連を踏まえ、必要に応じて行動計画の成果を評価する指標について検討し、各事業主体から得られた成果について集約的に事業評価を行うことで、行動計画の見直しに活用する。	沖縄島北部行動計画に基づく事業・取組が進められ、遺産価値が維持・強化されている状態を確保すること。	

【別表 4】

西表島行動計画



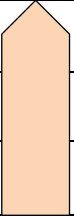
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 西表石垣国立公園の管理	環境省				●	●	●	西表石垣国立公園の適切な保護管理を行うとともに、管理体制の強化を図る。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。	
2 西表島森林生態系保護地域の管理	林野庁				●	●	●	西表島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能を確保する。	西表島森林生態系保護地域保全委員会
3 西表鳥獣保護区の管理等	環境省				●	●	●	イリオモテヤマネコ等の希少鳥獣が生息する森林部において指定されている国指定西表鳥獣保護区を今後も適切に管理するとともに、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等が適切に保護される。	
4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	絶滅のおそれのある野生動植物種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定するとともに、適切な保護等を図る。	国内希少野生動植物種が適切に保護される。	
5 希少野生動植物保護条例等の制定	沖縄県				●	●	●	種の保存法により捕獲等が規制されている希少野生動植物種以外でその存続が危ぶまれている種について、県条例を制定することにより、その生息地の保護や密猟・盗採行為の防止・抑制など、希少野生動植物の保護を強化する。	希少種保護のための法制度の確保。 【条例の制定】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
6 竹富町自然環境保護 条例の運用による希 少野生動植物の保護 等	竹富町				●	●	●	竹富町の健全で豊かな自然環境の保 全及び生物多様性の確保に資するた め、竹富町自然環境保護条例を適切に 運用し、希少野生動植物の生息地等の 保護、保護管理事業の実施、特別希少 野生動植物の捕獲等の規制等を行う。 また、講習会を開催してその普及啓発 を行う。	保護区や種の指定と規制の 遵守、事業実施により、竹富町 内の各島々の特性に応じた生 物多様性が保全される。 【講習会の開催状況・参加人 数】	竹富町自然保護審議 会
7 保護増殖事業等の継 続実施	環境省 農林水産省 沖縄県				●	●	●	種の保存法に基づく保護増殖事業の 対象種であるイリオモテヤママネコにつ いて、生息状況、生息環境等の把握、分 析等を行うとともに、個体群の保護・ 増殖に努める。	自然状態で安定的に存続で きる状態とすること。 【個別検討会における評価】	イリオモテヤママネコ 保護増殖検討会
8 保護増殖事業の対象 種以外の希少種等の把 握	環境省 林野庁 沖縄県 地元関係団 体				●	●	●	保護増殖事業の対象種以外の希少種 等の生息・生育状況等について継続的 に調査を行い、適切な保護対策に資す るデータを取得・蓄積する。 ○ウブンドルのヤエヤマヤシ群落等の モニタリング ○船浦ニッパヤシ植物群落保護林モニ タリング ○カンムリワシ生息状況調査 ○キシノウエトカゲ生息実態調査 ○西表島の植物相調査と西表島植物誌 の編纂・活用	保護増殖事業対象種以外の 希少種等の生息・生育状況を 把握・監視できる体制の確保。 【個別検討会における評価】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種の防除 及び定着・侵入防止の 強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、対策優先種の検討を行い、土地所有者・管理者及び各機関・団体による防除を推進する。 西表島地域に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、侵略的外来種の定着予防及び意図的・非意図的侵入防止のため、管理体制・侵入監視を検討し、住民、事業者及び観光客を対象とした普及啓発を実施する等、必要な対策を講じる。	推薦資産の生物多様性に負の影響を与える侵略的外来種による影響の排除・低減。 また、地域住民及び観光客が外来種問題に対し、十分に認知している状態の実現。 【重点対策種の確認状況】	
2 竹富町ねこ飼養条例 の徹底	竹富町 地元関係団体					●	●	飼い猫からイリオモテヤマネコへと感染症を感染させないため、ねこ飼養条例に基づき、マイクロチップの装着、ワクチン接種、ウイルス検査、必要に応じた去勢・不妊化手術等を行う。関係団体と連携して実施する。	飼い猫によるイリオモテヤマネコへの悪影響の防止。 【飼い猫のマイクロチップ装着个体数・率、犬猫の収容数－返還数】	
3 所有者のいないネコの 保護収容・島外搬出 事業の実施	竹富町 地元関係団体					●	●	イリオモテヤマネコへの感染症や生態系への悪影響を防止するため、西表島に生息する所有者のいないネコを保護収容し、島外搬出を行う。	西表島における所有者のいないネコの根絶により、生態系への悪影響を防止。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
4 愛玩動物の放逐防止 対策の強化	沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	愛玩動物（イヌ・ネコ・エキゾチックアニマル等）の逸出によって新たな外来種が発生することを防止するため、飼育状況の把握、及び適正飼育の普及啓発を行う。また、観光客等が森林部に愛玩動物を持ち込むことで、愛玩動物由来の感染症が野生動物に感染すること、野生動物捕食などの影響を予防するための方策を検討する。	愛玩動物の飼育状況の把握が進み、適切な飼育がなされている。 愛玩動物から野生動物への感染症の低減。	
5 在来動物に対する交雑リスクの低減	竹富町 地元関係団体				●	●	●	リュウキュウイノシシとイノブタ等との交雑に関して、早急な現状把握と効果的な対策の検討を行うとともに、近縁種の西表島への意図的導入の防止や、飼育個体の管理の徹底に対する地域住民の理解促進と協力体制の確保に努める。	リュウキュウイノシシとイノブタとの交雑リスクの低減。	

3) 希少種への人為的影響の防止

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
1 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体					●	●	イリオモテヤマネコやその他の希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、パトロール、チラシ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により事故の発生を減少させる。 また、動物の移動経路（アニマルパスウェイ）の機能の維持・強化を図るとともに、路上進入抑制柵の設置及びその効果検証を実施するほか、動物の路上進入及び車両のスピード抑制等の対策強化について検討する。 特に交通事故が連続している西部地区における対策を強化する。イリオモテヤマネコの人馴れを防ぐための観察ルール等について、制度化等も含めて検討を行う。	主要車道における希少野生動物の交通事故等の発生防止。 【イリオモテヤマネコの交通事故発生件数・死亡個体数】	イリオモテヤマネコの交通事故発生防止に関する連絡会議
2 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	西表島地域の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図るとともに、傷病・死亡要因について究明する。	希少野生動物の救護及び野生復帰をより適切に実施できる体制の確保。 【傷病鳥獣の救護実績】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
3 希少野生動植物の密 猟・盗採の防止対策と 強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団 体				●	●	●	関係法令等に基づき、各行政機関、地元関係団体等の多様な主体が連携し、希少野生動植物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。 地域住民や観光客に対して、希少野生動植物の捕獲等の規制に関する法制度や対象種に関する情報提供を適切に行うとともに、民間事業者等の協力を得て、希少野生動植物の保護に対する普及啓発を行う。	希少野生動植物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確認。 【パトロールの年間実施回数、従事人数等】	
4) 緩衝地帯等における産業との調和										
1 マングローブ林のモニタリング調査・保全	林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団 体					●	●	豊かな生物相を育むマングローブ林のモニタリングを行い、劣化状況等に応じて対策を検討・実施する。	マングローブ林生態系の継続的モニタリング体制の確保、生態系が安定的に推移する状態の実現。	
2 海岸林再生の指針に基づき管理の実施	林野庁					●	●	海岸林再生の指針に基づいて適切に海岸林を管理していく。	防風防潮機能など保安林機能の充実や、生物多様性を確保した海岸林再生による地域産業への寄与の実現。	
3 赤土等流出防止対策の推進	沖縄県					●	●	沖縄県赤土流出防止条例を遵守することにより、各種開発事業の実施に伴う赤土等流出の防止対策を徹底するとともに、降雨時に既存農地等から流出する赤土等を抑制するための対策事業を推進する。	河川や沿岸海域への赤土等流出が抑制される。【個別検討会における評価】	沖縄県赤土等流出防止対策協議会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
5) 適切な観光管理の実現										
1 西表島全体の持続的観光マスタープラン（仮称）の策定による持続可能な観光の推進	沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	地域関係者等との合意のもと、世界自然遺産西表島における観光利用の在り方や方針、総量規制、入域料の導入の訪問者管理等を示すとともに、竹富町の観光振興基本計画や西表島エコツアーリズムガイドライン（仮称）とも連動した観光管理のための持続的観光マスタープラン（仮称）を策定する。 また、その運用によって、利用の集中と分散を図り、地域のバランスある発展に向け、計画的に利用を誘導する。 フィールドの資源特性と利用の現状に応じたゾーニングを実施し、エリアごとの利用の方針設定等を行う。また、フィールドごとの利用規制や野生生物への餌付けの禁止等の利用ルールを定め、法令・制度等と連携して利用コントロールを行う仕組みをつくる。加えて、利用ルール等に関する情報発信と普及啓発を実施する。 上記のような内容について、西表島エコツアーリズムガイドライン（仮称）としてとりまとめる。	西表島における観光管理のための持続的観光マスタープラン（仮称）が策定され、その運用によって持続可能な観光が実現される。 【西表島の入込客数】	西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会（仮称）
2 フィールドの適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	フィールドの自然特性に応じて利用に伴う負荷が低減され、遺産価値の保全がなされる。 【利用ルールの設定状況】 【利用ルールの遵守状況】	適正利用とエコツアーリズム推進体制構築に向けた検討会	適正利用とエコツアーリズム推進体制構築に向けた検討会
3 適正利用とエコツアーリズムの推進を担う組織・体制の確保とその持続的な運営	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	ガイド制度の運用やガイド事業者の連絡・調整、設定されたルールや利用コントロールの実施状況の確認、一般利用者の窓口機能などを実施する組織・体制を構築し、持続的に運営していく。	適正利用とエコツアーリズムの推進を担う組織・体制が維持され、適切に運営される。 【組織加入者数】 【組織による事業の実施状況】	適正利用とエコツアーリズム推進体制構築に向けた検討会 ガイド事業者の統括組織（設立準備中）

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
4 ガイド事業者の質の向上	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	ガイド事業者の登録・認定に関する竹富町観光案内人条例（仮称）を制定・運用することにより、西表島で活動するガイド事業者の数を把握、管理する。また、養成研修等を通じてその技能等を向上させ、世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現する。	ガイド事業者による適正かつ質の高い利用の提供 【届出・登録等の数・割合】 【フィールド利用者の満足度、再訪率】 【フィールドでの事故件数】	適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会 竹富町観光案内人条例（仮称）に係る検討委員会（設立準備中）
5 利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	フィールドの立入りに伴う手続きの周知やガイド事業者との連携・協力によって観光・エコツアー等の利用状況を把握するとともに、利用に伴う自然環境への影響や地域社会・経済への影響・効果を評価するための有効なモニタリング手法を検討し、各機関・関係団体の役割分担を明確にして継続的なモニタリング・評価を実施できる体制を確保する。	利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング・評価結果が各種計画・事業に適切に反映される。 【モニタリングデータの取得状況】	適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体							遺産価値を利用者に実感させながら、利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような施設の管理・整備を行う。 ○トレッキング等の利用による自然環境への影響を防止するための木道の整備 ○世界自然遺産への理解を深めるための拠点施設の検討 ○トイレ等のインフラ設備充実に向けた検討 ○沖縄県交付金事業による利用施設の整備 ○環境省直轄による国立公園事業の検討	利用負荷の低減と遺産価値の普及 【拠点施設利用者数】 【利用負荷の低減状況】 【遺産価値の理解度】	西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会（仮称） 適正利用とエコツアーリズム推進体制構築に向けた検討会
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 保全・管理に要する費用に充当するための資金の持続的確保に関する検討	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町							遺産登録による利用者の増加に対応して遺産価値を持続的に保全・管理するための資金を十分に確保するため、受益者である観光事業者や利用者からの利用料の徴収、西表島への入域料の導入、企業等とのパートナーシップ制度の導入、遺産価値の保全に理解のある人々等からの寄付、基金の活用等、広く資金を調達できる仕組みの確保に向けた検討を行う。	西表島の自然環境の保全と持続可能な利用に必要な予算の確保。 【確保した金額】 【確保した資金の活用状況】	西表島における持続的観光マスタープラン策定作業部会（仮称）

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と 【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
2 生物多様性おきなわ 戦略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、生物多様性の損失を止めるための取組など関連の施策を総合的・計画的に展開するとともに、県民、民間団体等様々な主体に対して生物多様性の保全への取組を積極的に働きかけ、連携協力体制を構築する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。 【関連施策の取組状況】	
3 地域の主体的参加による保全管理活動の実施	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	地域の主体的参加による保全管理活動を継続的に実施するとともに、地域住民の視点から世界遺産と地域の関わりについての課題を抽出し、課題解決のための具体的取組を誘導、支援する。	地域の主体的参加活動により、世界遺産の価値の保全・管理活動が継続的に行われる状態の実現。	
4 地域住民、観光客等への普及啓発・教育の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	西表島における自然と文化の関わりを踏まえて、世界遺産の価値の保全に対する認識と地域固有の文化に対する敬意や誇りを醸成するため、地域住民や観光客等に対してパンフレット等による普及啓発や教育活動を継続的に実施する。 また、特に観光客の入島時に適正な利用方法等について周知を行う。	地域住民や観光客等の世界遺産の保全と地域固有の文化に対する理解が深まった状態の実現。 【西表島部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム・勉強会・研修会等の開催回数・参加者数、地域住民の世界遺産の保全に対する理解度】	
5 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県 竹富町					●	●	「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保。 【環境配慮の取組実績】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域			
6 美化活動等の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体					●	●	多様な主体が適切な役割分担のもとで連携・協力して、海岸漂着ゴミの清掃活動等を実施し、世界自然遺産の島である西表島の環境美化や生態系、生物多様性の保全を図る。	自然環境の保全を図るとともに、世界自然遺産の島にふさわしい景観を維持・保全する。	
7) 適切なモニタリングと情報の活用										
1 情報発信と活用	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町				●	●	●	各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。	遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。	
2 モニタリング計画の作成及びモニタリングの実施	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	モニタリング計画を作成するとともに、計画の下、モニタリングを実施する。	遺産価値の保全状況の確認及びその結果を取組に反映し、順応的管理を図る。	
3 西表島行動計画の進捗確認及び事業評価を実施	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	西表島行動計画が着実に進められているかについて進捗確認を実施する。また、モニタリング計画における指標との関連を踏まえ、必要に応じて行動計画の成果を評価する指標について検討し、各事業主体から得られた成果について集約的に事業評価を行うことで、行動計画の見直しに活用する。	西表島行動計画に基づく事業・取組が進められ、遺産価値が維持・強化されている状態を確保すること。	

【 参考資料 】

参考資料 1：管理計画に関連する法令、条例、計画等の一覧及び概要

資料名	所管・制定・策定主体	ルールの分類				対象となる構成資産				主な対象地域			資料番号	頁番号
		法律等	条例	その他行政計画等	自主ルール等	奄美大島	徳之島	沖縄北部	西表島	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域		
自然公園法	環境省	●				●	●	●	●	●	●	●	※1	—
奄美群島国立公園園計画書	環境省	●				●	●			●	●	●	※1	—
やんばる国立公園園計画書	環境省	●						●		●	●	●	※1	—
西表石垣国立公園園計画書	環境省	●							●	●	●	●	※1	—
国有林野の管理経営に関する法律	林野庁	●				●	●	●	●	●	●	●	※1	—
国有林野管理経営規程	林野庁	●				●	●	●	●	●	●	●	※1	—
保護林設定管理要領	林野庁	●				●	●	●	●	●	●	●	※1	—
地域管理経営計画（奄美大島）	九州森林管理局	●				●	●			●	●	●	※1	—
地域管理経営計画（宮古八重山）	九州森林管理局	●							●	●	●	●	※1	—
森林生態系保護地域保全管理計画（奄美）	九州森林管理局	●				●	●			●	●	●	※1	—
森林生態系保護地域保全管理計画（西表）	九州森林管理局	●							●	●	●	●	※1	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	●				●	●		●	●	●	●	※1	—
国指定湯湾岳鳥獣保護区更新計画書	環境省	●				●				●			※1	—
国指定湯湾岳鳥獣保護区特別保護地区指定計画書	環境省	●				●				●			※1	—
国指定やんばる（安田）鳥獣保護区指定計画書	環境省	●						●		●	●	●	※1	—
国指定やんばる（安田）鳥獣保護区特別保護地区指定計画書	環境省	●						●		●			※1	—
国指定やんばる（安波）鳥獣保護区指定計画書	環境省	●						●		●	●	●	※1	—
国指定西表鳥獣保護区指定計画書	環境省	●							●	●	●		※1	—
国指定西表鳥獣保護区特別保護地区指定計画書	環境省	●							●	●	●		※1	—
文化財保護法	文部科学省	●				●	●	●	●	●	●	●	※1	—
鹿児島県文化財保護条例	鹿児島県		●			●	●			●	●	●	1	107
沖縄県文化財保護条例	沖縄県		●					●	●	●	●	●	2	110
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境省	●				●	●	●	●	●	●	●	※1	—
アマミノクロウサギ保護増殖事業計画	文部科学省、農林水産省、環境省	●				●	●			●	●	●	※1	—
アマミヤマガシ保護増殖事業計画	環境省、農林水産省	●				●	●			●	●	●	※1	—
オオトラツグミ保護増殖事業計画	環境省、農林水産省	●				●				●	●	●	※1	—
ノグチゲガラ保護増殖事業計画	文部科学省、環境省、農林水産省	●						●		●	●	●	※1	—
ヤンバルクイナ保護増殖事業計画	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	●						●		●	●	●	※1	—
ヤンバルテナガコガネ保護増殖事業計画	環境省、文部科学省、農林水産省	●						●		●	●	●	※1	—
イリオモテヤマネコ保護増殖事業計画	環境省、農林水産省	●							●	●	●	●	※1	—
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	鹿児島県		●			●	●			●	●	●	※1	—
奄美市希少野生動植物の保護に関する条例	奄美市		●			●				●	●	●	※1	—
大和村希少野生動植物の保護に関する条例	大和村		●			●				●	●	●	※1	—
宇検村希少野生動植物の保護に関する条例	宇検村		●			●				●	●	●	※1	—

資料名	所管・制定主体	ルールのカテゴリ				対象となる構成資産				主な対象地域			資料番号	頁番号
		法律等	条例	その他の行政計画等	自主ルール等	奄美大島	徳之島	沖縄北部	西表島	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域		
瀬戸内町希少野生動植物の保護に関する条例	瀬戸内町		●			●				●	●	●	※1	—
龍郷町希少野生動植物の保護に関する条例	龍郷町		●			●				●	●	●	※1	—
徳之島町希少野生動植物の保護に関する条例	徳之島町		●				●			●	●	●	※1	—
天城町希少野生動植物の保護に関する条例	天城町		●				●			●	●	●	※1	—
伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例	伊仙町		●				●			●	●	●	※1	—
東村ノグチゲラ保護条例	東村		●					●				●	3	113
竹富町自然環境保護条例	竹富町		●						●	●	●	●	※1	—
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	環境省	●				●	●	●	●	●	●	●	※1	—
第2期奄美大島におけるジャワマンングース防除実施計画	環境省	●				●				●	●	●	※1	—
第3期沖縄島北部地域におけるマンングース防除実施計画	環境省、沖縄県	●						●		●	●	●	※1	—
奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画(2018年度～2027年度)	環境省、鹿児島県、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町			●		●				●	●	●	※1	—
沖縄八重山地域におけるオオヒキガエル防除実施計画	環境省	●							●	●	●	●	※1	—
奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	奄美市		●			●				●	●	●	※1	—
大和村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	大和村		●			●				●	●	●	※1	—
宇検村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	宇検村		●			●				●	●	●	※1	—
瀬戸内町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	瀬戸内町		●			●				●	●	●	※1	—
龍郷町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	龍郷町		●			●				●	●	●	※1	—
徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	徳之島町		●				●			●	●	●	※1	—
天城町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	天城町		●				●			●	●	●	※1	—
伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	伊仙町		●				●			●	●	●	※1	—
国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例	国頭村		●					●		●	●	●	※1	—
大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例	大宜味村		●					●		●	●	●	※1	—
東村ネコの愛護及び管理に関する条例	東村		●					●		●	●	●	※1	—
竹富町ねこ飼養条例	竹富町		●						●	●	●	●	※1	—
自然及び文化資源の統合的管理計画	キャンブ・パトラー			●				●					※1	—
生物多様性鹿児島県戦略	鹿児島県			●		●	●			●	●	●	※1	—
生物多様性おきなわ戦略	沖縄県			●				●	●	●	●	●	※1	—
奄美大島生物多様性地域戦略	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町			●		●				●	●	●	4	115
奄美群島自然共生プラン	鹿児島県			●		●	●			●	●	●	※1	—
地域生物多様性保全計画(大宜味村地域連携保全活動計画)	環境省、大宜味村			●				●		●	●	●	5	121
やんばる型森林業の推進施策方針	沖縄県			●				●		●	●	●	6	130
沖縄県赤土等流出防止条例	沖縄県		●					●	●	●	●	●	7	137
奄美群島振興開発特別措置法	国土交通省	●				●	●			●	●	●	※1	—
奄美群島振興開発計画(2014年度～2018年度)	鹿児島県	●				●	●			●	●	●	※1	—

資料名	所管・制定・策定主体	ルールのカテゴリ				対象となる構成資産				主な対象地域			資料番号	頁番号
		法律等	条例	その他の行政計画等	自主ルール等	奄美大島	徳之島	沖縄北部	西表島	推薦地	緩衝地帯	周辺管理地域		
鹿児島県観光振興基本方針	鹿児島県			●		●	●			●	●	●	※1	—
沖縄振興特別措置法	内閣府	●						●	●	●	●	●	※1	—
沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】（沖縄振興計画）	沖縄県	●						●	●	●	●	●	※1	—
沖縄県観光振興基本計画	沖縄県			●				●	●	●	●	●	※1	—
奄美群島持続的観光マスタープラン	鹿児島県			●		●	●			●	●	●	※1	—
奄美群島エコツーリズム推進全体構想	奄美群島エコツーリズム推進協議会			●		●	●			●	●	●	※1	—
やんばる森林ツーリズム推進全体構想	やんばる森林ツーリズム3村世界自然遺産推進協議会			●				●		●	●	●	※1	—
西表島の観光管理のあり方の概要	沖縄県竹富町			●					●	●	●	●	※1	—
伊武岳地区保全利用協定	観光事業者、沖縄県				●			●		●	●		※1	—
仲間川保全利用協定	観光事業者、沖縄県				●				●	●	●	●	※1	—
慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】	東村観光推進協議会				●			●				●	8	142
西表島カヌー組合ルール集	西表島カヌー組合				●				●	●	●	●	9	145
沖縄県自然環境再生指針	沖縄県			●				●	●		●	●	10	149
第2次沖縄県環境基本計画	沖縄県			●				●	●	●	●	●	11	157
自然環境の保全に関する指針	沖縄県			●				●	●	●	●	●	12	166
奄美大島、徳之島、沖縄県北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画（基本方針）	環境省 林野庁 鹿児島県 沖縄県			●		●	●	●	●	●	●	●	※1	—

※1 推薦書の付属資料を参照

資料 1 鹿児島県文化財保護条例（抜粋）

（昭和 30 年 12 月 26 日条例第 48 号）

改正

（昭和 37 年 10 月 15 日条例第 42 号）

（昭和 50 年 12 月 22 日条例第 50 号）

（平成 17 年 3 月 29 日条例第 74 号）

（平成 27 年 12 月 25 日条例第 47 号）

鹿児島県文化財保護条例をここに公布する。

鹿児島県文化財保護条例

目次（抜粋箇所を**太字**で示す）

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 指定有形文化財（第 4 条—第 18 条）

第 3 章 指定無形文化財（第 19 条—第 24 条）

第 4 章 指定有形民俗文化財・指定無形民俗文化財（第 25 条—第 29 条の 4）

第 5 章 指定史跡名勝天然記念物（第 30 条—第 35 条）

第 6 章 補則（第 36 条・第 37 条）

第 7 章 罰則（第 38 条—第 40 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 182 条第 2 項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権等の尊重他の公益との調整）

第3条 鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（中略）

第5章 指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第30条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鹿児島県指定史跡、鹿児島県指定名勝又は鹿児島県指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

（解除）

第31条 指定史跡名勝天然記念物が指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には、第5条第2項の規定を、前項の場合には、同条第4項の規定を準用する。

（標識等の設置）

第32条 指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第33条 指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第35条の規定により準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、すみやかにその旨を教育委員会に届出なければならない。

（現状変更等の制限）

第34条 指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第13条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第13条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第35条 第6条から第8条まで、第10条から第12条の2まで、第14条、第17条及び第18条第1項の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。

(中略)

第7章 罰則

(刑罰)

第38条 指定有形文化財を損壊し、廃棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第39条 指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、損傷し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(後略)

資料2 沖縄県文化財保護条例（抜粋）

（昭和47年5月15日条例第25号）

改正

（昭和51年3月30日条例第12号）

（平成17年7月26日条例第47号）

沖縄県文化財保護条例をここに公布する。

沖縄県文化財保護条例

目次（抜粋箇所を**太字**で示す）

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 県指定有形文化財（第4条～第19条）

第3章 県指定無形文化財（第20条～第26条）

第4章 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財（第27条～第31条）

第5章 県指定史跡名勝天然記念物（第32条～第37条）

第6章 県選定保存技術（第38条～第42条）

第7章 補則（第43条）

第8章 罰則（第44条～第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権等の尊重及び他の公益との調整）

第3条 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（中略）

第5章 県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第32条 教育委員会は、県内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを沖縄県指定史跡、沖縄県指定名勝又は沖縄県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定については、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第33条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除については第4条第3項から第5項までの規定を、前項の場合には第5条第4項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者（第37条で準用する第7条の2第1項の規定により指定した管理団体がある場合は、その者）は、教育委員会規則で定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（第37条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合はその者、第37条で準用する第7条の2第1項の規定により指定した管理団体がある場合はその者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第36条 県指定史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項で準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第37条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第18条及び第19条第1項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

(中略)

第8章 罰則

(罰則)

第44条 県指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第45条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第46条 第14条又は第36条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定有形文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(後略)

資料3 東村ノグチゲラ保護条例

(平成 22 年 6 月 18 日条例第 11 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)に基づく、国の特別天然記念物であり国内希少野生動植物種であるノグチゲラの東村における保護に関して必要な事項を定めるものとする。

(村の責務)

第 2 条 村は、ノグチゲラの適切な保護と生息域の保全・管理に努めなければならない。

(保護地区)

第 3 条 村長は、ノグチゲラの生息域の保全に必要な地区を東村ノグチゲラ保護地区(以下「保護地区」という。)として指定することができる。

(保護地区の指定手続)

第 4 条 村長は、前条に基づく指定を行うときは、土地の所有者の同意を得るとともに村文化財保護審議会の意見を求めなければならない。また、必要に応じて県や国をはじめ関係機関との調整を行うものとする。

(禁止事項)

第 5 条 保護地区内及びその周辺においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ村長の許可を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 無断で保護地区内に立ち入ること。
- (2) 保護地区内又はその周辺部で騒音を出すなどのノグチゲラの生息を脅かす行為であって、規則で定めるものをする事。

(保護監視員の設置)

第 6 条 村長は、ノグチゲラの保護と生息域の保全のための指導を行う保護監視員を置くことができる。

(保護監視員の任務)

第 7 条 保護監視員は、定期的に生息域の巡視・調査を行い、第 5 条に規定する行為を行う者を指導・排除する。

(罰則)

第 8 条 第 5 条の規定に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則でこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 22 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 15 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 奄美大島生物多様性地域戦略（抜粋）

策定主体 奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町

策定年 平成27年

目次（抜粋箇所を**太字**で示す。）

第1章 戦略の策定にあたって

- 1 生物多様性地域戦略策定の背景
- 2 **奄美大島生物多様性地域戦略の目的と位置づけ**
- 3 **戦略の体系と事業展開の考え方**

第2章 奄美大島の生物多様性の特徴

- 1 生物の多様性が高い
- 2 固有種が多く存在する
- 3 奄美大島の特異な気候が生んだ希少な動植物が存在する
- 4 人と自然との関わりの中で培われてきた自然がある
- 5 世界的に重要な生物多様性に富んだ自然がある

第3章 奄美大島の生物多様性の保全及び利用上の課題

- 1 開発や自然の過剰な利用などの人間活動による影響
- 2 人間活動と自然の関わりの減少による影響
- 3 人為的に持ち込まれた生物や物質による影響
- 4 地球温暖化にともなう環境変化による影響
- 5 人の意識と社会経済の変化による影響

第4章 基本的事項と目標

- 1 **基本的事項**
- 2 **目標**

第5章 重点施策

- [重点施策1] 希少野生生物の保全活動及び生物多様性一般化事業
- [重点施策2] ノネコ、ノヤギ及び外来生物対策
- [重点施策3] 奄美大島環境文化・自然再生フィールドミュージアム事業
- [重点施策4] 奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備事業
- [重点施策5] 里のエコツアー拠点整備事業
- [重点施策6] 産業振興と生物多様性保全事業
- [重点施策7] 交流と情報発信

[重点施策 8] 奄美群島環境文化研究拠点の誘致

第6章 行動計画

基本方針 1 生物多様性生態系の保全・管理

基本方針 2 人と自然が共生する社会を構築するための仕組みづくりと人材育成

基本方針 3 持続可能な生物多様性の利用

第7章 推進体制と進行管理

1 戦略の推進体制

2 戦略の進行管理

3 各主体の役割

第8章 資料編

第1章 戦略の策定にあたって

(中略)

2 奄美大島生物多様性地域戦略の目的と位置づけ

(1) 戦略の目的・性格

奄美大島生物多様性地域戦略（以下「本戦略」という。）は、基本法に基づき奄美大島の5市町村が連携して策定するもので、奄美大島における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する総合的な計画となるものです。

本戦略は、奄美大島の生物多様性の質的向上を図ると同時に、その保全・利用を通して地域活性化を進めることを目指します。

地域活性化は個性ある地域作りによってもたらされ、それは自然環境と歴史文化を基礎としているとの考え方に立って各般の施策を講じていき、奄美大島が我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデル地域」となることを目指します。

(2) 戦略の位置づけ

本戦略は、基本法や国家戦略の趣旨を踏まえ、県戦略との連携を図るとともに、関係市町村の総合振興計画や奄美群島振興開発計画等の施行における生物多様性の保全と利用に係るガイドラインとなるものです。さらに、地域が主体となった人と自然が共生する社会作り活動の指針となるものです。

3 戦略の体系と事業展開の考え方

本戦略は、共生と循環を基本理念として、奄美大島における生物多様性の保全・利用上の課題を明確にした上で、戦略の命題を踏まえつつ、取り組むべき施策をとりまとめます。施策については事業展開の3つの基本方針を定め、それに沿って地域の各主体が連携して取り組む行動計画と、その中で5市町村が重点的に取り組む重点施策を示します。

また、国や県などが事業主体となる事業についても、5市町村が担う役割を整理した上で、事業の実現に向けて国、県等に連携や支援を要請する内容を示していきます。

(中略)

第4章 基本的事項と目標

1 基本的事項

(1) 対象区域

本戦略が対象とする区域は、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町の管内である奄美大島本島と付属島嶼、及びその周辺の海域とします。

(2) 計画期間

本戦略の計画期間は、2015年度（平成27年度）から2024年度（平成36年度）までの10年間とします。

(3) 基本理念

世界自然遺産にふさわしい奄美大島の生物多様性を保全しながら、自然と共生してきた文化を大切にし、その恩恵を持続的に享受して、より豊かな暮らしが営まれる社会を創ることを基本理念とします。

(4) 基本方針

基本理念を具体化し目標を実現させるにあたり、以下の3つの基本方針を設定して取組を進めます。

2 目標

(1) 短期目標（10年後、2024年の奄美大島の姿）

長期目標である「我が国における真に人と自然が共生する社会のモデルとなる地域」を達成するために必要な社会基盤、及び、世界自然遺産登録地として取り組むべき住民活動の基盤を整備します。

[目指すべき姿]

- ・生物多様性の劣化が新たに起こることがなく、すでに失われた多様性をよりよい状態にするための取組が始まっている。
- ・希少種を含めた動植物の生息・生育環境がよりよいものとなっていて、盗採等もなくなり、保全の対象となる生物が新たに生じない。
- ・ノネコ、ノイヌ、ノヤギが新たに発生しない体制が整い、それらの数が減少している。マングース（フィリマングース）が根絶されている。
- ・島民や来訪者の外来生物に対する認識が高まっていて、ペットの放棄、植栽・緑化、人や物の移動などに起因する、意図的な外来生物の新たな発生が生じておらず、既に存在している外来生物の数が減少している。

- ・鳥獣の科学的な個体数管理が行える捕獲従事者による捕獲体制が整っていて、鳥獣の数の適正なコントロールがなされている。
- ・生物多様性についての島民や来訪者の認知度が高まっている。
- ・人々が生物多様性や自然の恩恵について触れたり学んだりする場や機会が十分に提供されている。
- ・生物多様性の保全に配慮した第1次産業が営まれており、伝統野菜を含め、島内で生産された品物が積極的に利用されている。
- ・島民、事業者、学識経験者、来訪者、各自治体など様々な関係者が役割分担・連携して、それぞれの立場で生物多様性の保全に取り組んでいる。
- ・豊かな自然と共存する人々の知恵と技を活かした、持続可能な観光の提供がされているなど、活力ある地域となっており、それを国内外に向けて発信している。

(2) 長期目標（50年後、2064年の奄美大島の姿）

我が国における「真に人と自然が共生する社会のモデルとなる地域」となっています。

[目指すべき姿]

- ・山から海までがつながりを持った豊かな自然や、人との関わりの中で構築される自然など、多様で良好な自然が維持されていて、多様な動植物がそこに息づいている。
- ・自然が活かされ、その中で人々が自然との関わりを持ちながら、伝統的な奄美大島の循環の仕組や文化を活かした心豊かな暮らしが営まれている。
- ・多くの来訪者が奄美大島を訪れており、その自然にいだかれて、それを楽しみ、味わい、体験することで奄美の魅力を深く認識し、それに対する感謝の気持ちを表す環境が整っている。
- ・人が自然に感謝しつつ、節度ある利用を行っており、次の世代へ大切に引き継いでいこうという取組があたり前のこととして実行されている社会が形成されている。
- ・人と自然がよりよい状態で共に存在する、奄美大島の社会の姿が広く世界に向けて発信されている。

第5章 重点施策

● 重点施策1 希少野生生物の保全活動及び生物多様性一般化事業

奄美大島に生息する希少野生生物を保全するため、関係機関と連携し各種の動植物調査や保全活動を進めます。また、住民を対象に奄美大島の生物多様性を学ぶための環境学習拠点の整備や指導者研修、プログラム開発を進め、生物多様性に対する理解を深める（＝一般化）事業に積極的に取り組みます。

- ・希少動植物保護条例の適正な運用と保全活動の展開

- ・生物多様性モニタリング調査及び情報収集
- ・環境学習拠点の整備及び環境学習の充実
- ・生物多様性保全ネットワークの構築

● 重点施策2 ノネコ・ノヤギ及び外来生物対策

野生化したネコ（ノネコ）が、希少種の捕食など深刻な生態系への被害をもたらしていること、野生化したヤギ（ノヤギ）による生態系への影響が懸念されること、また、その他の外来生物の侵入による生態系への影響が懸念されることなどから、各市町村で、条例の制定など各種の対策を講じています。今後は、地域の特性に応じた対策を進めるとともに、全市町村が連携して効果的な対策を進めます。

- ・ノネコ対策、ノヤギ対策の事業展開
- ・外来生物対策

● 重点施策3 奄美大島環境文化・自然再生フィールドミュージアム事業

奄美大島のそれぞれの地域特性に応じた生態系モデルを設定し、生物多様性の保全を推進します。また、情報収集などを通じて環境文化の伝承や創造を進め、島全体をフィールドミュージアムとする環境学習の場としての活用を図り、科学と文化が一体となった事業の展開を検討します。

- ・森林、里海、マングローブ再生モデル事業
- ・自然と人が共生する環境文化の継承活動
- ・奄美大島・環境文化情報拠点整備

● 重点施策4 奄美大島・生物多様性自然遊歩道整備事業

奄美大島を周遊する「奄美大島・生物多様性自然遊歩道」（仮称）を基軸に、貴重で多様な生態系を満喫するだけでなく、地域に育まれた環境文化を体験できる拠点整備を検討します

● 重点施策5 里のエコツアー拠点整備事業

国立公園指定及び世界自然遺産登録に伴い来訪者が増加することが予想される中で、島内各地に存在する集落に残る環境文化を学び、体験する「里のエコツアー」を住民が主体となって進めるため、各市町村に1箇所ずつ拠点となる場所の選定を推進します。

● 重点施策6 産業振興と生物多様性推進事業

国立公園指定及び世界自然遺産登録に伴い観光客が増加することが予想され、奄美大島の生態系への影響が懸念されることから、民間、関係団体等と連携しながら、新たな視点に立った

観光の確立、環境に配慮した観光（エコツーリズムなど）を進めます。また、環境に配慮した農業生産や水産資源保全及び森林整備を進めるとともに、農林水産加工品の製造を促進します。

- ・新・観光マスタープランの策定と体験型観光の推進
- ・6次産業化と生物多様性推進事業

● 重点施策7 交流と情報発信

本戦略の普及を図るため、世界自然遺産登録地として、国内外の多くの人々や関係団体等との交流に取り組むとともに、地元の情報発信を積極的に進めます。

- ・奄美大島自然大使の創設
- ・世界自然遺産登録地域との交流
- ・国際交流の推進
- ・大学、研究者との交流
- ・情報発信

● 重点施策8 奄美群島環境文化研究拠点の誘致

鹿児島県が進める奄美群島の環境文化の研究について、その拠点の誘致を進め、奄美群島における世界自然遺産登録後の生物多様性施策について、県等と連携し取り組みます。

（中略）

第7章 推進体制と進行管理

1 戦略の推進体制

奄美市、大和村、瀬戸内町、宇検村及び龍郷町の5市町村で構成する「奄美大島生物多様性推進協議会」（仮称）を設置し、戦略の進行管理及び見直し等を行うとともに、国、県、関係団体等との連絡調整、戦略に位置づけられた各般にわたる施策・事業の推進母体として位置づけます。

また、戦略の推進にあたり指導助言を受けるため、学識経験者等から成る「奄美大島生物多様性戦略専門家会議」（仮称）の設置の検討を進めます。

（後略）

資料 5 地域生物多様性保全計画（大宜味村地域連携保全活動計画）（抜粋）

策定主体 環境省・大宜味村

策定年月 平成 26 年 3 月

目次（抜粋箇所を**太字**で示す）

第 1 章 本事業の内容

1. 地域生物多様性保全計画とは
2. **大宜味村地域連携保全活動計画の方向性**
3. 平成 25 年度策定事業の輪郭

第 2 章 地域連携保全活動計画（案）

1. 大宜味村石灰岩地域の自然の特徴
2. 自然と関係してきた地域活動
3. 生態系サービスについて
4. **活動の連携を可能とする仕組みづくり**
5. **大宜味村の取り組みの方向性**
6. **活動計画**
7. **推進体制**

第 1 章 本事業の内容

1. 地域生物多様性保全計画とは

1) 計画の背景と位置づけ

「地域生物多様性保全計画」とは、変化のある日本の国土の一つ一つに存在する多様な自然を保全するために、それぞれの地域に生存する生物の多様性を維持し継承していく取り組みを促し支援する政策を表す。この政策の一つとして、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律：生物多様性地域連携促進法」（平成 22 年法律第 72 号）に基づくものがあり、具体的には、それぞれの地域で生物多様性のあり方を定めて取り組みの内容を組み立てる「地域連携保全活動計画」を策定し実践することにより、法律の目的（地域の生物の多様性を保全し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。）の実現を目指す。

「大宜味村地域連携保全活動計画」は、大宜味村が地域の活動団体を支援し協働して作成している。対象区域は村中央部の石灰岩の山塊を中心とする地域とし、目標期間を 10 年先ほどにおいて、先導的に取り組む団体の活動フィールドを中心に、関係の各団体や大宜味村が

協力協働する仕組みを整えながら実践していく計画としている。

こうした状況を踏まえ、平成 23 年度には本村丘陵部で最も自然豊かなネクマチ芋岳を中心とした両生爬虫類、地形地質、植物、鳥類、昆虫類、蝶類、陸産貝類の 7 分野において、自然特性の調査を専門家に依頼するとともに、既往の関連調査や計画、地元意向を整理し、地域で進められている自然の保全・活用の取り組み状況についての地域特性の調査を実施した。平成 24 年度には、前調査における専門家からの提言をもとに、前述した 7 分野に哺乳類、水生生物類の 2 分野を加えた 9 分野の自然特性における補足調査を実施した。また、地域特性については、村内に残る暮らしと密接な環境であり、かつ特に多望な自然環境を有しているエリアについて現地視察を行い、地元有識者から現状の課題における保全・活用の提言を頂いた。しかしながら、その年においては、近年まれに見る台風に苛まれ、自然特性調査については満足いく結果が得られなかった。

平成 25 年度には、自然災害により自然特性調査について十分な結果が得られなかったことを受け、一部の分野を除き、さらなる補足調査を行った。平成 23 年度から平成 25 年度の調査結果をまとめ、当該地域の自然環境の特性について明らかにするとともに、地域の保全活動への提案等を行った。また、調査結果から出した方針を元に、現在行われている保全地域活動を地元有識者と視察を行い、将来における保全の方向性について検討を行った。これらを相対的に整理し、地域生物多様性保全計画（大宜味村地域連携保全活動計画）（案）をこの度作成した。

（中略）

2. 大宜味村地域連携保全活動計画の方向性

（中略）

④本事業上の重要性

本事業は、沖縄では部分的で地域的と考えられていた人里の自然を、海や森などを繋ぎ、沖縄の生物多様性を維持する為の重要な場所として普及することにある。そのためには、計画区域の自然環境を明らかにしていくことが重要であった。

また、多様な自然が残る石灰岩の山の自然と周辺の状況を、この環境を使っていた地域の人々がどの様に利用してきたか明らかにする必要がある。そして今後、里山環境を保全していく為には、現代に合う形で人と自然の係わりを再構築していく必要がある。本事業は、まず自然特性の明確化を行った。次に地域へ環境保全を広げる為の普及活動や保全活動の具体的な活動計画と、これを管理する推進体制を作り上げることを目的とした。

自然の多様性を維持し、自然環境から受ける恩恵により、健全で活発な営みが育まれる地域となることが事業の目標である。

（中略）

第2章 地域連携保全活動計画（案）

（中略）

4. 活動の連携を可能とする仕組みづくり

1) 仕組みづくりの考え方

生物多様性保全活動を具体化するには、村民へ自然特性調査への理解を広めるとともに、対象地域で行われている活動を育て、目指すべき生物多様な環境作りを行っていくために必要な活動計画やこれを推進する体制を作り育てることが望まれる。

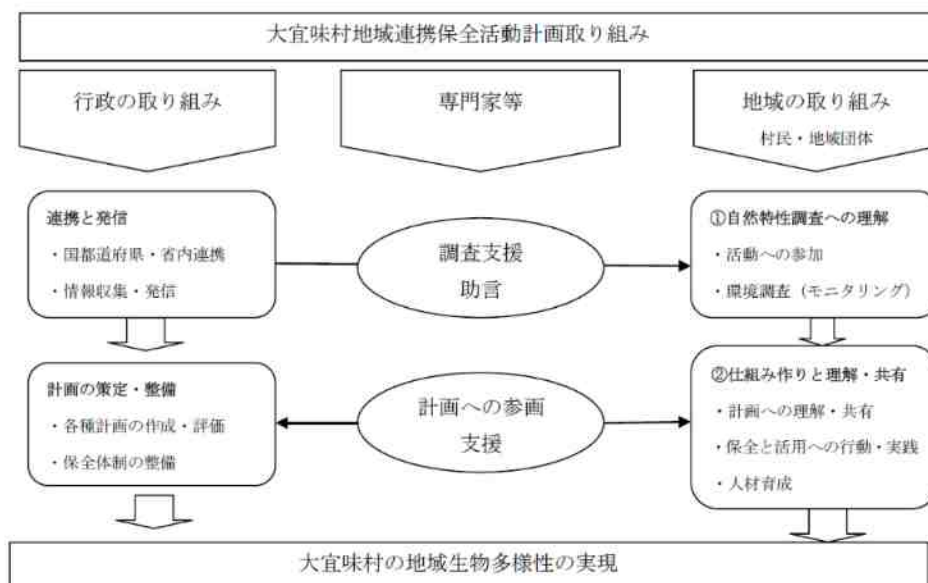
（中略）

3) 仕組みづくりへ向けて

「地域生物多様性保全計画」を具体化するためには、「地域連携保全活動」を継続的に進めていく必要がある。これには地域が自然や環境に関心や興味を持つことはもちろんの事、地域が主体的に取り組める活動とする必要がある。

そのため、地域で自主的に取り組まれている活動に焦点をあて、これに専門的な助言を加えながら地域の生物多様性を確保できるよう、それぞれの保全活動が連携しながら展開・発展していくプロセスを構築する必要がある。

図：取り組みへのフロー



（中略）

5. 大宜味村の取り組みの方向性

3年間の調査を終了し、村内の生物多様性保全事業の計画地域における自然特性が明らかと

なった。これら多様性の高い自然資源の保全を目的にすると、今後の事業は多岐にわたる大きな取り組みが期待される。しかし、多方面が関係する膨大な計画は内容として優れてはいても、時として予算や人員の不足などからともすると計画に留まりがちである。

本事業では、保全推進のために必要な活動の全体フレームは検討するものの、それに加え、現在の体制で実施可能な事業から着手し、その成果を積み上げて最終目標に至る方法を考える事とする。たとえ小規模の事業であっても、その成果をひとつひとつ着実に積み上げることにより、最終目標である計画地域内の生物多様性保全と村の振興は達成されたと確信する。

むしろ、最初から大きな目標をかかげて挑戦するよりも、小さくても具体的な個々の事業で経験を積み、知識を蓄えて行くことが目標達成の近道であることも期待できる。

普及活動や地域活動視察の一環として、屋古地域において塩屋小学校の全面的な協力により試験的に実施したチョウの観察活動に注目したのは、里山としての屋古地域の生物多様性が非常に高いと認められたことと、自然観察に意欲を持った子供たちが生まれたこと、そして、それを推進しようとする塩屋小学校があったためである。更に、屋古地域はこれらの活動に対して積極的な受け入れ態勢をとって下さり、事業の実施に問題が全くなかったためである。したがって、次年度からすぐに具体的な事業の実施が可能である。

このような積み上げ方式を村内で可能な地域から開始し、最終的には全村にわたる生物多様性保全の活動につなげるという方向性を本村としてはとるものとする。

6. 活動計画

1) 活動の目標について

大宜味村地域連携保全活動計画を進めるために、必要な活動を以下のようにまとめた。ここに「里山保全」「自然情報収集」「交流」「教育・学習」を軸とした活動の目標を示す。

(1) 里山保全

生物多様性の高い環境と共生することを目的に、希少な生きものが生息・生育する地域を適切な配慮の基に保全し、人里地域においては多様な自然の利活用を行い、環境の維持・再生に取り組む。

(中略)

(2) 自然情報収集

生物多様性に富むこの地域の自然情報を収集し、環境保全に役立てるとともに、集約した情報を発信して村の産業振興を促す。

(中略)

(3) 交流

里山保全を目的に、村外の人々を対象にしたエコツアーやイベントを開催し、地域の活性化を図る。さらに生物多様性に取り組む地域と交流し、生物多様性維持の為にネットワークを構築する。

(中略)

(4) 教育・学習

身近な自然にふれあう機会を増やし、生物多様性に恵まれた地域の重要性に気づき、地域を誇りに思う心を育てる取り組みを行う。

(中略)

2) 活動について

目標別に定められた「里山保全」「自然情報収集」「交流」「教育・学習」具体的に推進していく活動を以下のように示す。

大宜味村生物多様性地域連携保全活動計画

(1) 里山保全	
目 標	生物多様性の高い環境と共生することを目的に、希少な生物が生息・生育する地域を適切な配慮の基に保全し、人里の地域においては多様な自然の利活用を行い、環境の維持・再生に取り組む。
活 動	①生物多様性を活かした大宜味ブランドの確立
	②山道の整備・地域清掃
	③里山バタフライガーデンの造成

(2) 自然情報収集	
目 標	生物多様性に富むこの地域の自然情報を収集し、環境保全に役立てるとともに、集約した情報を発信して村の産業振興を促す。
活 動	①自然情報の収集及び発信

(3) 交流	
目 標	里山保全を目的に、村外の人々を対象にしたエコツアーやイベントを開催し、地域の活性化を図る。さらに生物多様性に取り組む地域と交流し、生物多様性維持の為にネットワークを構築する。

活 動	①ツーリズムの創出・実施
	②生物多様性に取り組む他地域との連携

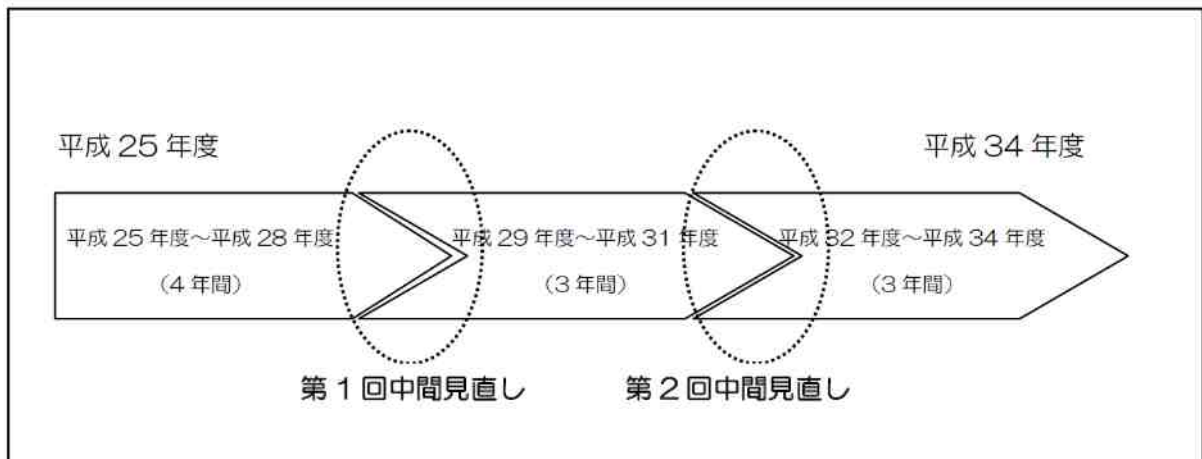
(4) 教育・学習	
目 標	身近な自然にふれあう機会を増やし、生物多様性に恵まれた地域の重要性に気づき、地域を誇りに思う心を育てる取り組みを行う
活 動	①地域の子供たちによる生物記録を伴う観察会
	②シンポジウム・講演会の開催

3) 活動期間

大宜味村生物多様性地域連携保全活動の事業期間は調査最終年度にあたる本年度を試行期間とし、これを含めて平成 34 年度終了の 10 年間とする。

また活動主体の変化や社会情勢などに対応する為、3 年経過後を目安に見直しを行うものとする。

尚、次頁からの活動内容については、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間の具体的な取り組みを掲載する。



計画の期間

(中略)

4) 活動内容

(中略)

(2) 自然情報収集

事業名	①自然情報の収集及び発信
事業	生物多様性の保全活動を進めるには、環境の変化について記録しデータを蓄積する

内容	ことが重要である。これらの取り組みは、日常的に地元住民が行う体制が最も望ましい。 まずは、現在屋古区で行われている塩屋小学校のチョウ観察を中心に地域の自然情報の収集と集約を行う。生物多様性の指標として、チョウに着目するのである。 また集落内に生きもの情報掲示板を設置し、地域の人々が見た生きものや、聞いた声を書きいれてもらう仕組みを作る。情報を集約し、お知らせとして再度掲示板を通じて地域住民に定期的に発信する。屋古での試行が成功すれば、これを村内の各集落に順次拡大する。 これらの収集した情報の分析については専門家と連携して行い、結果を保全活動に役立てる事とする。また持続可能な形で進めるために、住民とともにモニタリングをおこなう NPO の育成も必要である。
活動①	
実施主体	大宜味村・NPO 法人やんばる舎
実施時期・実施場所	時期：通年 場所：屋古区
実施内容等	塩屋小学校のチョウ観察を中心に地域の自然情報の収集と集約を行う。生きもの情報掲示板を設置し、地域の人々が見た生きものや、聞いた声を書きいれてもらい情報交換が行える仕組みを作る。 モニタリング方法としては環境省自然環境局生物多様性センターの「モニタリングサイト 1000 里地調査マニュアル」を活用する。専門家を招聘してモニタリング講習会を開催する。

(中略)

(4) 教育・学習

事業名	①地域子ども達による生物記録を伴う観察会
事業内容	本年度の普及活動の結果、小学校への環境教育として生物多様性への理解を広げる活動が、地域にとって大きな成果を生み出す事がわかった。 今後、世界自然遺産登録も予定されるやんばる地域の一角をなす大宜味村としては、身近な環境について村民の理解促進を図る事が、大変重要な課題である。 本年度試験的に行った塩屋小学校による屋古集落におけるチョウ観察を継続して実施する。 また子ども達の定期的な観察記録は、計画で定める自然情報収集として活用し、収集した情報の分析については専門家と連携して行い、調査の結果を保全活動に役立てる事とする。 チョウ観察という具体的な方法で自分達の暮らす地域を知り、身近な環境について

	考える事で、子ども達に生きる事の源である生物多様性の重要さへの理解を育むと考える。 この取り組みを核として、観察の行われる地域や、これを含む校区、あるいは村全体へと生物多様性保全活動の輪を広げていくものとする。
活動①	
実施主体	村立塩屋小学校
実施時期・実施場所	時期：年 10 回程度 場所：屋古区
実施内容等	自然観察クラブの開催を行う。観察対象は屋古区のチョウとする。

(中略)

7. 推進体制

1) 大宜味村生物多様性センターの設置

「大宜味村地域連携保全活動計画」の実効性を高めるためには、大宜味村内の各主体がそれぞれの役割を十分に理解し、その役割に取り組むことが求められる。

本村では平成 21 年度に「大宜味村観光振興基本計画」を策定しており、沖縄本島最北部のグスクとされる根謝銘グスクの発掘公開、生物多様性が世界から注目されているやんばる地域（大宜味村、国頭村、東村）の世界自然遺産登録によって、環境保全型観光を振興し地域の発展へと寄与する事を目標に設定している。

今後、自然公園の指定と世界自然遺産への登録も検討される本村において、それらに対応できる体制づくりの拠点として、「(仮称) 大宜味村生物多様性センター」を設置することが望ましい。本計画の推進を図るために、「大宜味村生物多様性センター」は以下の役割を行い、官民一体となった活動を推進する。

(1) 大宜味村生物多様性センターについて

○計画の促進及び保全活動の促進に関して、センターは以下の役割を担う。

1. 生物多様性に関する情報の集約と発信
2. 保全活動に関する多様な活動主体の調整
3. 専門家などによる科学的知見の導入
4. 教育・学習の支援
5. ボランティア等人材の確保
6. 人材の育成支援
7. 生物多様性地域とのネットワークの構築

本計画で定められた計画区域の生物多様性の保全と再生を図るためには、地域の環境が本来の力を維持またはあるべき姿に復元させることと、地域の人々が地域の日々の暮らしと自然の関わりの中で身近な自然に感謝し、興味や関心を持つようになる活動が望まれる。

その為には、地域が一体となり、村民、地域団体、事業者、専門機関、行政など多様な主体の参画と協働を求めて行くこととする。これまでのように、自然環境はエコツーリズム事業者や一部の地域団体が主に関わるだけでなく、大宜味村の生物多様性の保全活動を進めるためには、地域の農業者や商業、福祉関係など広く村民の参画を求める。

また生物多様性に取り組む様々な他地域とネットワークを構築し、広く情報を収集するとともに、地域資源を活用しつつ、村が発展しながら生物多様性保全を促進できるよう施策や計画の立案、提言が行えるシンクタンク機能を有することも今後期待される。

(後略)

資料6 やんばる型森林業の推進～環境に配慮した森林利用の構築を目指して～ (施策方針)

策定主体 沖縄県農林水産部森林緑地課

策定年月 平成25年10月

目次

1. 自然環境の保全と環境に配慮した利活用の推進
2. やんばる3村の森林の望ましい姿
3. やんばる3村における森林・林業施策
4. やんばる3村における森林の取扱方針
 - (1) 森林の利用区分（ゾーニング）
 - (2) 森林施業・森林整備の改善
 - (3) 森林の新たな利用（自然体験活動の推進）
5. その他の森林保全の取り組み
 - (1) 特用樹及び造成未利用地の活用
 - (2) 択伐の推進

1. 自然環境の保全と環境に配慮した利活用の推進

国頭村、大宜味村、東村に広がる「やんばるの森」は、水源の森、林産物供給の森、野生生物の森、保健文化の森、地域資源の森などとして、重要かつ多くの役割を果たしている。

このような中、近年、やんばるの森林を巡る社会的要請は多様化している。

やんばる3村の森林に対しては、森林の持つ多面的機能の高度発揮や維持・増進のための適切な管理、地域産業としての林業の活性化、就労・雇用の確保としての新たな森林利用が求められている。

一方で、生物多様性に富んだ優れた自然環境の保全を求める声も高まっている。

このことから、やんばるの森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していく。

やんばる型森林業の推進にあたっては、科学的な情報を基に学識経験者の意見を参考にし、国・県・地域行政、林業事業体、関係団体等と調整を行うとともに、様々な県民意見を踏まえて施策を展開していく。

2. やんばる3村の森林の望ましい姿

やんばる3村の森林は、水源の涵養や木材等林産物の生産、自然に触れあう保健文化等の様々な機能を有するとともに、固有性の高い野生動植物の生息・生育の場、地域住民の生活や暮らしを支える森など多くの役割を果たしている。

このことから、やんばる3村の森林については、生物多様性に富んだ優れた自然環境が保全されつつ、地域住民の生活や暮らしに利用されるとともに、森林の持つ様々な公益性の恩恵を県民が継続的に享受される森林を目指す。

○ 命の水を育む「水源の森」

山々に広がる森が、降りそそぐ雨を受けとめ、大地を這う木々の根が滴を蓄え、潤沢で清冽な水を湧き出す、県民の命を支える「水源の森」を目指す。

○ 豊かな恵みが持続し循環する「林産物供給の森」

豊かな森がもたらす多様な恵みを賢く利用し、自然と両立する持続的な資源の循環によって、県民の豊かな生活、産業、文化を支える「林産物供給の森」を目指す。

○ 生き物を守り育む「野生生物の森」

多様性に富みかつ固有性の高い様々な生き物達が、持続的に守られた森に生まれ育つ「野生生物の森」を目指す。

○ 人々が憩い安らぐ「保健文化の森」

豊かな森に人々が集い、自然を5感（みる、きく、かぐ、あじわう、ふれる）で感じ、遊び、学び、癒される「保健文化の森」を目指す。

○ 生活を支え地域が守り育てる「地域資源の森」

豊かな森の恩恵が持続し、地域が大切に守り育てる「地域資源の森」を目指す。

3. やんばる3村における森林・林業施策

やんばる3村の森林は、水や林産物の供給、保健休養の場としてなど、その恩恵は地域はもとより広く県民が享受している。

このことから、森林の持つ多面的機能の高度発揮かつ持続的な発揮に向けて、森林機能の維持・増進を図るための適切な森林の育成・管理に努める。

○ 水源の森（水土保全機能）

良質な水の安定供給の観点から、水源林の保全を図るとともに、水源涵養機能の向上に必要な施業を行う。

○ 林産物供給の森（木材等生産機能）

木材等を持続的かつ安定的に供給する観点から、林木の生育に適した森林の保全や適切な維持管理を行うとともに、自然環境の保全に配慮した森林施業、森林整備に努める。

○ 野生生物の森（生物多様性保全機能）

健全な生態系を維持する観点から、原生的自然林や希少野生生物の生息・生育地の保全、環

境のかく乱防止に努める。

○ 保健文化の森（保健文化機能）

自然環境を適正に利用する観点から、環境に与える負荷を考慮しつつ、県民の憩いの場としてのレクリエーション、健康増進や環境教育としての活用等を推進する。

○ 地域資源の森（地域の振興に資する機能）

地域における就労・雇用の場の確保や定住促進等の観点から、持続的な循環型の林業・林産業の推進や自然体験活動の展開に取り組んで行く。

4. やんばる3村における森林の取扱方針

（1）森林の利用区分（ゾーニング）

森林の多面的機能を十分に発揮させ、計画的な森林利用・適切な森林管理を進めるため、森林の持つ機能の中で重視すべき機能に応じて、保全及び利用区域の設定を行う。

やんばる3村の森林においては、多様な森林生態系の維持や沖縄本島地域の水がめであるダムや河川を安定的に支える働きの維持・増進、持続可能な循環型林業等の推進などを目的に、森林の有する多面的機能の中でも、特に「生物多様性保全機能」、「水源涵養機能」、「木材等生産機能」、「保健文化機能」に応じ、「自然環境保全区域」、「水土保持区域」、「林業生産区域」、「森林利用区域」の4つの区域を設定し、利用区分を行う。

●やんばる3村の利用区分の考え方

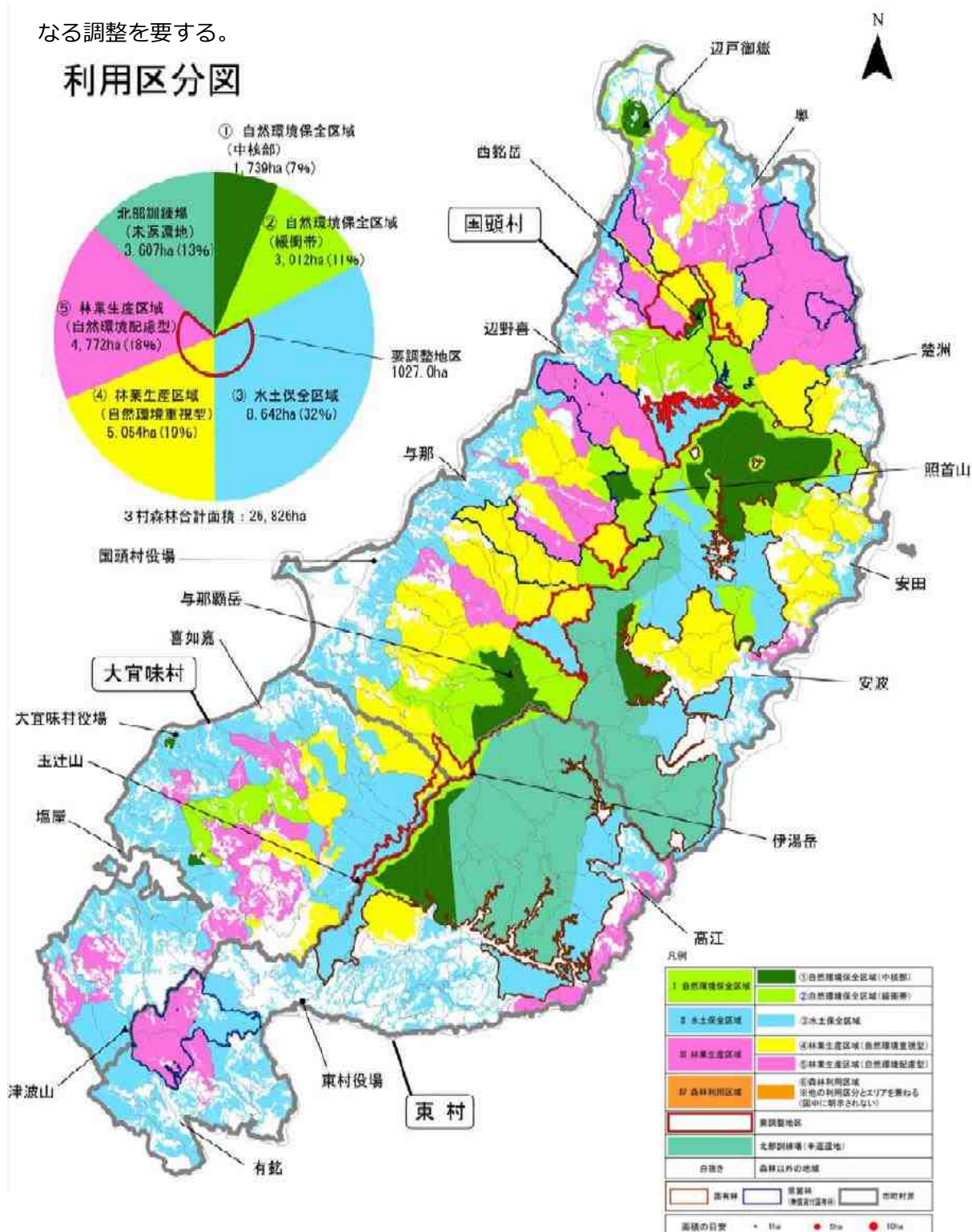
利用区分	利用区分の考え方
I 自然環境保全区域	
① 中核部 （コアエリア）	やんばるの森でも原生的自然林のみ生息するノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ、オキナワトゲネズミなどの固有性が高く希少な野生生物を含む自然生態系を有する区域【原生的自然林を維持継承するエリア（中核部）】
② 緩衝帯 （バッファゾーン）	中核部をその他の区域と結び、中核部の安定的な維持を目的に緩衝帯（バッファゾーン）として中核部に準する区域【自然環境保全区域の連続性や緩衝性を確保するエリア（緩衝帯）】
II 水土保持区域	
③ 水土保持区域	県民の生活や産業を支える水の安定的な供給を目的にダムや河川を維持する水源林区域【水源涵養や山地災害防止等、水土保持機能の高度発揮を重視するエリア】
III 林業生産区域	
④ 自然環境重視型	林業生産を目的とした地域で、自然環境保全区域や水土保持区域に接することから、自然環境の保全を重視し、より環境に配慮した施業を実施する区域【自然環境の保全を重視した林業生産を行うエリア】
⑤ 自然環境配慮型	林業生産を目的とした地域で、安定的な木材生産を供給しつつ、伐採地の分散化（非連続化）、尾根部の樹林帯と谷部の下層植生の保全に努め、自然環境へ配慮した施業を実施する区域【自然環境へ配慮した林業生産を行うエリア】
IV 森林利用区域	
⑥ 森林利用区域	自然体験活動を展開する区域として、林業従事者や地域住民が森林を新たな産業（観光産業）を生み出すツールとして利用する区域【自然環境に配慮しつつ、森林を活用する自然体験活動を行うエリア】

なお、林業生産区域及び水土保持区域の一部の地区（脊梁山地、西銘岳周辺部）において
は、生物多様性の保全及び環境保全区域の連続性の確保の観点や森林機能の維持及び森林の
保全の観点から、当分の間、自然環境の保全と利用との調整を要する「要調整地区」とし、
引き続き、関係者間で検討を行うこととする。

また、国有林は、国（林野庁）が策定する沖縄北部地域管理経営計画等に基づいて管理経営
が行われるとともに、北部訓練場の未返還国有林の一部は、返還後に森林生態系保護地域と
して取り扱うこととされている。

県営林は、約9割が無償貸付国有林であることから、保全と利用の区分設定には、国とさら
なる調整を要する。

利用区分図



(2) 森林施業・森林整備の改善

森林施業、森林整備の改善は、さらなる環境保全対策の向上及び環境負荷の低減のため、これまでの環境保全の取り組みを継続したうえで、利用区分に応じて森林施業、森林整備の改善を図る。

●利用区分ごとの森林施業の基本方針・施業方針

利用区分	定義・基本方針・施業方針
I 自然環境保全区域 <定義> 原生的自然林の保全を重視するエリア	
① 中核部 (コアエリア)	<基本方針> 森林施業を行わず、原生的自然林の維持・継承を図る
	<施業方針> ・収穫施業・造林施業・路網整備は行わない
② 緩衝帯 (バッファゾーン)	<基本方針> 原生的自然林を維持しながら、最小限の森林施業を行う
	<施業方針> ・長伐期施業を実施し、単木択伐及び天然力を活かした複層林整備を行う
II 水土保全区域 <定義> 水源涵養や山地災害防止等の水土保全機能の高度発揮を重視するエリア	
③ 水土保全区域	<基本方針> 水土保全機能の維持向上を図る森林施業を基本とする
	<施業方針> ・長伐期施業を基本として、択伐による複層林整備、または単層林整備を行う ・水土保全機能に影響を及ぼさない場合には、1 ha 未満の小面積皆伐を行う
III 林業生産区域 <定義> 持続的な林業生産を目指す木材等生産を重視するエリア	
④ 自然環境重視型	<基本方針> 自然環境の保全を重視した森林施業を行い、多様な森林環境を保全・創出する
	<施業方針> ・主に長伐期施業や標準伐期施業を行う（より伐期を長くし、環境への影響を軽減） ・皆伐を行う場合は、関係法令等に基づく施業規制を踏まえるとともに、5ha 未満で可能な限り小面積化し、単層林・複層林整備を行う ・択伐の場合は、複層林整備を原則として行う
⑤ 自然環境配慮型	<基本方針> 自然環境へ配慮した森林施業を行い、多様な森林環境を保全・創出する
	<施業方針> ・主に標準伐期施業、短伐期施業を行う ・皆伐を行う場合は、関係法令等に基づく施業規制を踏まえるとともに、5ha 未満で可能な限り小面積化し、単層林・複層林整備を行う ・択伐の場合は、複層林整備の推進が望ましい ・造成未利用地の活用を進める

●利用区分ごとの森林施業の基本方針・施業方針

利用区分		①自然環境保全区域 (中核部)	②自然環境保全区域 (緩衝帯)	③水土保全区域	④林業生産区域 (自然環境重視型)	⑤林業生産区域 (自然環境配慮型)
施業項目						
收穫施業	長伐期	○收穫施業は 行わない (禁伐)	○長伐期施業 の推進	○一部において長伐期施業を実施		
	標準伐期			○標準伐期施業の実施		
	短伐期			○一部において短伐期 施業を実施	○短伐期施業の推進	
	皆伐		○原則、皆伐の回避	○小面積 皆伐(1ha 未満)	○皆伐(1箇所5ha未満で実施、 可能な限り小面積化)	
	択伐		○単木択伐の実施	○可能な限り択伐(単木、帯状、群状)を実施		
	架線			○架線(エンドレスタイラー式) による集材		
	機械			○グラブによる集材		
	高性能 林業機械		○タワーヤーダ ○スイングヤーダ ○ウィンチ付グラブによる集材の推進			
	【環境保全 対策】	○必要な維持管理は 行う	○谷沿い・尾根沿いの樹木の保全 ○繁殖期の伐採の回避・中断 ○伐採箇所の分散化 等			
	造林施業	天然更新	○造林施業は 行わない	○天然更新(萌芽、天然下種) の実施		
人工造林		○人工造林(状況に応じて、萌芽、天然下種)による更新				
単層林・ 複層林		○複層林施業の推進		○単層林または複層林施業の実施		
【植栽】 広葉樹・ 針葉樹		○原則、広葉樹の植栽		○広葉樹又は針葉樹(リュウキュウマツ等)の植栽		
【育成天然林 施業】				○環境、水土保全機能に配慮して実施		
【環境保全 対策】		○必要な維持管理は 行う	○原則、前生種 の植栽	○環境を考慮した樹種(在来種)の植栽		
					○造成未利用地の活用	
路網整備		○路網整備は 行わない	○必要最小限の路網整備			
			○既設路網の活用 ○環境に配慮した作業道整備			

（３）森林の新たな利用（自然体験活動の推進）

県民をはじめ、多くの人が自然と触れ合う（遊ぶ、学ぶ、癒やされる）場として、やんばるの豊かな森林資源を活かした森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育、林業体験などの自然体験活動を推進していく。

●利用区分ごとの活用方針

利 用 区 分		内 容
Ⅰ 自然環境保全区域	① 中核部 (コアエリア)	<定義> ・原生的自然林を維持・継承するエリア <活用方針> ・立入りの制限を行う（学術研究等のみに利用） <利用方法> ・基本的に利用しない
	② 緩衝帯 (バッファゾーン)	<定義> ・自然環境保全区域の連続性や緩衝性を確保するエリア <活用方針> ・原生的自然林を資源として、利用制限、規則、監視等を行い、最小限の整備のもとに活用を図る <利用方法> ・主に森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育等
Ⅱ 水土保全区域	③ 水土保全区域	<定義> ・水源涵養、山地災害防止機能等の高度発揮を図るエリア ・自然環境の保全を重視若しくは自然環境へ配慮した林業生産を行うエリア <活用方針> ・多様な森林資源と人と森とのつながりを資源として、環境に配慮した散策路・施設整備のもとに活用を図る <利用方針> ・森林ツーリズム、森林セラピー、森林環境教育、林業体験 等
Ⅲ 林業生産区域	④ 自然環境重視型	
	⑤ 自然環境配慮型	

5. その他の森林保全の取り組み

（１）特用樹及び造成未利用地の活用

環境負荷の低い保全型の林業・林産業として、樹木の実・葉・茎・花等を利用する伐採を伴わない特用樹の活用や耕作放棄地（非農地）、宿泊・娯楽施設跡地等の造成未利用地を活用した早生樹種等による森林造成に取り組むこととする。

（２）択伐の推進

択伐の実施に向けて、現地に適した収穫手法の確立、技術取得支援等の人材育成、林業機械の導入等の条件整備を図るとともに、択伐の実証試験を重ね、様々な課題の解決を図り、試行をとおして択伐を推進していく。

資料 7 沖縄県赤土等流出防止条例（抜粋）

（平成 6 年 10 月 20 日条例第 36 号）

（中略）

（目的）

第 1 条 この条例は、事業行為に伴って発生する赤土等の流出を規制するとともに、土地の適正な管理を促進すること等によって、赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）赤土等 国頭マージ等すべての土壌（礫及び砂分を除く。）及びこれらに類する土壌母岩の碎屑物をいう。
- （2）赤土等の流出 赤土等が雨水等によって公共用水域に流出することをいう。
- （3）事業行為 土地の区画形質を変更する行為をいう。
- （4）事業現場 事業行為を行う土地の区域をいう。
- （5）特定事業行為者 千平方メートル以上の一団の土地について事業行為をする者（国その他規則で定める団体（以下「国等」という。）を除く。）をいう。
- （6）工事施行者 特定事業行為者から事業行為に係る工事を請け負った者（下請契約によって工事を請け負った者を含む。）をいう。
- （7）公共用水域 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。
- （8）赤土等流出防止施設 赤土等で汚濁された水を貯留し、赤土等の流出を防止する施設（仮設のものを含む。）をいう。
- （9）赤土等流出防止装置 赤土等で汚濁された水をろ過する機能を有する装置その他の規則で定める装置等をいう。

（赤土等の流出防止）

第 3 条 事業行為をする者は、当該事業現場からの赤土等の流出を防止するため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（赤土等流出防止施設基準等）

第 4 条 知事は、赤土等の流出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、赤土等流出防止施設に関する基準及び赤土等流出防止施設の管理に関する基準を規則で定めなければならない。

2 知事は、赤土等流出防止施設に関する基準及び赤土等流出防止施設の管理に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県環境審議会の意見を聴かなければならない。

これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（赤土等流出防止施設の設置義務等）

第5条 特定事業行為者は、当該事業行為を実施するときは、前条第1項の規定により定められた赤土等流出防止施設に関する基準（以下「施設基準」という。）に適合する赤土等流出防止施設を設置し、かつ同項の規定により定められた赤土等流出防止施設の管理に関する基準（以下「管理基準」という。）により当該施設を管理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定事業行為者が、規則で定める事業行為を実施するときは、赤土等流出防止装置であって当該事業現場の状況に照らして知事が相当と認めたものによることができる。

（事業行為の届出）

第6条 特定事業行為者は、当該事業行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2）事業名
- （3）事業現場の所在地
- （4）事業現場の面積
- （5）事業行為の内容
- （6）赤土等流出防止施設の構造、配置及び管理の方法又は赤土等流出防止装置の種類及び使用の方法
- （7）その他規則で定める事項

（事業現場の面積等の変更の届出）

第7条 （中略）

（氏名の変更等の届出）

第8条 （中略）

（事業行為の通知）

第9条 国等が千平方メートル以上の一団の土地について事業行為をしようとするときは、第6条各号に掲げる事項について知事に通知するものとする。

2 国等は、前項の規定による通知に係る第6条第4号から第6号までに掲げる事項を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は同条第1号、第2号若しくは第7号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を知事に通知するものとする。

3 知事は、前2項の規定による通知に係る事項について、必要と認めたときは、国等と協議するものとする。

4 地方公共団体その他規則で定める団体については、第6条の規定にかかわらず、前3項の規定を準用する。

（計画変更命令）

第 10 条 知事は、第 6 条又は第 7 条の規定による届出があった場合において、その届出に係る赤土等流出防止施設が施設基準に適合しないと認めるとき、若しくはその管理の方法が管理基準に適合しないと認めるとき、又は赤土等流出防止装置による防止対策が十分でないとき、その届出を受理した日から 45 日以内に限り、その届出をした者に対し、赤土等流出防止施設若しくはその管理の方法又は赤土等流出防止装置に関する計画の変更を命ずることができる。

(事業行為の実施の制限)

第 11 条 第 6 条の規定による届出をした者又は第 7 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 45 日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る事業行為を実施し、又はその変更の届出に係る事項を実施してはならない。

2 知事は、第 6 条又は第 7 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(赤土等流出防止対策責任者等の選任等)

第 12 条 特定事業行為者は赤土等流出防止対策責任者を、工事施行者は赤土等流出防止管理者をそれぞれ選任しなければならない。

2 赤土等流出防止対策責任者及び赤土等流出防止管理者は、赤土等の流出防止対策に関して、作業従事者の指導監督及び規則で定める事項の実施に努めなければならない。

(承継)

第 13 条 (中略)

(改善命令等)

第 14 条 知事は、第 6 条の規定による届出をした者又はその工事施行者が、同条の規定により届け出た事項、第 7 条の規定により届け出た事項又は第 10 条の規定により命ぜられた事項に違反して事業行為を実施しているとき、又は工事を施行しているときは、その者に対し、期限を定めて必要な改善を命じ、又は事業行為若しくは工事の一時停止を命ずることができる。

(事業行為の廃止等に伴う措置)

第 15 条 第 6 条の規定による届出をした者は、その届出に係る事業行為を廃止し、又は中止しようとする場合には、当該廃止し、又は中止しようとする事業現場からの赤土等の流出を防止するため、規則で定める方法により当該事業現場の状況に照らして適切な措置を講ずるとともに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定により届け出られた措置が当該事業現場の状況に照らして十分でないとき、当該届出をした者に対し、赤土等の流出を防止するための必要な措置を命ずることができる。

(無届けの事業行為の中止命令等)

第 16 条 知事は、第 6 条の規定により届出をすべき者が同条に規定する届出をしないで事業

行為を実施しているときは、その者に対し、事業行為の中止及び赤土等の流出を防止するための必要な措置を命ずることができる。

（耕作の目的に供される土地の管理等）

第 17 条 耕作の目的に供される土地（以下「耕作地」という。）を管理する者は、当該土地から赤土等の流出が生じないように周辺部への畦畔等の設置、土壌の団粒化の促進等を行い、当該土地の管理に努めなければならない。

2 耕作地の造成等に伴って、沈砂池、砂防ダム等が設置されている場合には、当該施設を管理する者は、当該施設が円滑に機能するように管理に努めなければならない。

（その他の土地の管理）

第 18 条 耕作地以外の土地（以下「その他の土地」という。）を管理する者は、当該土地から赤土等の流出が生ずるおそれがある場合には、当該土地に芝を植え、砂利を敷く等により当該土地の管理に努めるとともに、赤土等流出防止施設等が設置されている場合には、当該施設が円滑に機能するように管理に努めなければならない。

（耕作地等の管理者に対する指導）

第 19 条 知事は、耕作地又はその他の土地から著しく赤土等の流出が生じていることを確認した場合には、当該土地を管理する者に対し、赤土等の流出を防止するよう指導することができる。

（立入調査）

第 20 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 6 条の規定による届出をした者、第 6 条の規定により届出をすべき者で同条に規定する届出をしないで事業行為を実施している者若しくはこれらの工事施行者に対し、赤土等流出防止対策状況の報告を求め、又は当該職員に、その者の事業現場若しくは事務所に立ち入り、赤土等流出防止施設、赤土等流出防止装置等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（適用除外）

第 21 条 この条例は、非常災害のために必要な応急措置として行う事業行為については、適用しない。

（総合的施策の策定等）

第 22 条 知事は、赤土等の流出防止対策に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、赤土等の流出防止対策に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（規則への委任）

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(経過措置)

第 24 条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第 25 条 第 10 条、第 14 条、第 15 条第 2 項又は第 16 条の規定による命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

2 第 6 条、第 7 条又は第 15 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

3 次の各号の一に該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 11 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 20 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第 26 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

(平成 7 年 10 月規則第 63 号で、同 7 年 10 月 15 日から施行)

(後略)

資料8 慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】

■ルール適用区域：

本ルールは、慶佐次川河川敷（港原569・691～慶佐次旧漁港）及びふれあいヒルギ公園区域における観光利用行為を対象とするものである。

■対象者：

本ルールは、東村観光推進協議会へ登録申請し、登録を認められたガイド及び事業者に適用されるものとする。

○環境保全共通ルール

- 1) 指定区域内の動植物は採取（集）禁止。
- 2) 干潟には、下りない。また、降りている人を見かけたら注意すること。
- 3) 生き物への餌付け禁止。
- 4) 落ちている植物を手にとって観察した場合は、必ずもとの場所に戻す。観察を目的とした動物の一時捕獲は、事前に現状変更申請を行い許可された観察方法のみ行う。
- 5) フィールドの環境モニタリング活動を敵的に行うこと。
- 6) 環境負荷が生じた場合は、ツアールートを変更するなど、各関係者との協議の上、天然記念物現状変更申請手続きをとるなどして、環境保全活動の一環として除去する事。
- 8) 定期的及び必要に応じてフィールドの清掃活動を行うこと。
- 9) 利用するフィールドを慶佐次一ヶ所に集中させないために、代替フィールドを積極的に活用していくこと。
- 10) 観光・レジャー目的の動力船は、進入禁止。ただし、緊急・避難時はこの限りではない。その他の動力船進入については、地元住民の意見を反映させること。
- 11) ツアー開始時に、天然記念物や利用ルールなど、環境保全に関するレクチャーを行うこと。
- 12) トイレはツアー開始前に済ませること。
- 13) ゴミは全て持ち帰ること。
- 14) 駐車場では、アイドリングストップのこと。
- 15) ツアー中は喫煙禁止。

○安全管理共通ルール

- 1) ツアー事業者は、ツアー利用者のために傷害保険に加入し、また、事故発生時の損害賠償責任対策として、1億円以上の損害賠償責任保険に加入すること。
- 2) ツアー前の気象情報を確認する。各種警報（大雨・洪水・雷・波浪・暴風）及び注意報発令時には、現場の状況を確認しながらツアー中止か続行の判断を行う。同時に、警報解除時

- においては、現場の状況と気象（予報）図を見ながら、ツアー再開の判断を行うこと。
- 3) 緊急時には迅速に対応し、リスト化されている緊急連絡先へ通報すること。
 - 4) 緊急用品を携帯すること。
 - 5) 熱中症・日射病予防のため、水分補給と帽子着用を呼びかけること。
 - 6) 危険箇所、危険生物（ハチの巣、ハブ等）を発見したら、先ず、安全を確保した後に、周囲のガイドに注意を呼びかけ、同時に東村観光推進協議会と村役場（環境保健衛生課）へ連絡し駆除を要請する。なお、協議会は各事業者に対して速やかに注意喚起を行うこと。
 - 7) ツアー開始前に、利用者に対してヘルスチェックを行い、ツアー参加に支障が起きると事業者が判断すれば、その利用者はツアーに参加させない。なお、個人旅行に関しては、ツアー開始前に、参加に当たっての著注意を行った上で、免責同意書に署名してもらうこと。また、団体旅行については、口頭で同意書の内容を注意説明するなどして、参加者への理解を促すこと。
 - 8) ツアー開始前に、利用者に対して、喫煙、飲酒や上半身裸等の行為は止めるよう注意し、注意が守られない場合は、ツアーに参加させない。なお、ツアー開始後、利用者が故意に転覆するなど危険行為を行った時は注意し、注意が守られなければツアーを中止すること。

○カヌーツアー乗船ルール

- 1) カヌーの進行は左側通行を遵守すること。
- 2) 1人のガイドが引率できる利用者の上限は、ダブル艇5艇までにすること。
- 3) カヌーは、着座位置を含め正しい姿勢で乗り、乗船中はその姿勢を維持すること。
- 4) カヌーは、基本の漕ぎ方に忠実かつ習熟していること。
- 5) カヌーは、前進・後退・停止・方向転換等、自在に操縦する技術が見に付いていること。
- 6) 自艇については、迅速な転覆処理ができること。他艇については、転覆処理および落水者の救出が迅速にできること。
- 7) 自力で漕ぐことが不能となった他艇、乗員はそのまま牽引できること。
- 8) 緊急時（強風、雷、体調不良、事故、怪我等）を除いては、干潟には降りないこと。
- 9) No.5 地点では、干潟に降りないこと。なお、同地点から上流・下流の両方向から通り抜けしないこと。
- 10) 団体ツアーに関して、原則的に（利用者のカヌー操縦技術の程度や、川の混雑状況を見てガイドが判断する）、10艇のグループはオヒルギまで、20艇のグループはカーブの手前までをツアーの最終・折り返し地点とすること。（地図上に地点番号を打つ）
- 11) 慶佐次大橋から上流はスピードを落として徐行し、利用者に対してもそのように指示すること。

○カヌーツアー安全管理ルール

- 1) ライフジャケットの着用を徹底すること。
- 2) ライフジャケットの下にも服を着用すること。
- 3) 天候の変化に対応可能な服装と履物で乗船すること。
- 4) 気象条件によっては、ガイドを増員すること。
- 5) 乗船前に参加者のヘルスチェックを行い、安全管理上の注意事項をレクチャーすること。
- 6) 携帯電話または無線機と牽引ロープを携行すること。
- 7) 事業者は、少なくともガイド 1 名以上を日本赤十字社が行う水上安全法救助講演会に参加させ、更新期限を守り、救助に関する知識、技術を常に維持すること。
- 8) ガイドは、東村エコツーリズム協会が定期的に主催するレスキュー講習会を受講すること。

資料9 西表島カヌー組合ルール集（抜粋）

1). 総則

(1) 環境保全について

- ①カヌーツーリング等は西表島の自然環境の保全に努めながら実施する事。(1999. 10. 25 動植物保護と自然環境の保全に関する覚書)
- ②ゴミを捨ててはならない。組合員は、ツアー開催場所の清掃に努めなければならない。ツアー参加者に対しては、ゴミの持ち帰りを呼びかける。(H18. 4. 14. 自主ルール)
- ③ツアー中は、むやみに動植物の採取をしてはならない。(H18. 4. 14. 自主ルール)

(中略)

(4) 運営について

組合員は、このルール集の規定を遵守しなければならない。あわせて、事業所に所属するガイドが、この規定を遵守しているか監督しなければならない。(H18. 4. 14. 自主ルール)

2). ピナイサーラおよび船浦湾周辺地域

- ①ガイドは、ツアー開催中、組合が発行するガイド証を携帯しなければならない。(H18. 4. 14. 自主ルール)
- ②ガイド証の発行条件は以下とする。
 - a) 消防庁等が主催する救命講習を受講すること。
 - b) ガイド証は一人一枚とする。(複数のショップのガイド証を同時に所持できない)(H23. 3. 28. 定期総会)
- ③営利を目的とした非動力船を利用したガイドツアーは1パーティー8名以下とする。(H19. 1. 10. 臨時総会)
- ④1業者が1日に客をガイドできる人数は、最大14名とする。ただし、一人のガイドが案内できる人数は最大7名とする。8名以上になると複数グループが別々の行動を取らなければならない。(H14. 9. 1 自主ルール)

ガイドの数は1日3名までなら最大客数は14名。ガイドが4名以上になると客数とみなす。(例えばガイドが4名なら最大客数は13名になる。)

新規加入の事業者が1日にガイドできる人数は、当自主ルールの人数の半分で一年間と

し、栈橋等が整備されなければ検討をする。(H15. 10. 16 自主ルール/H18. 4. 14、H19. 1. 10 改定)

- ⑤ガイド付きツアーとレンタルカヌーを合わせて、1日1業者最大14名とする。ただし、小学生以下(6歳未満)は数に入れない。小学生以下にはパドルを持たせないというのが条件。パドルを持たせた場合は客数に入れる。(H15. 9. 10 自主ルール/H17. 4. 5 定期総会で改定/H18. 4. 14 改定/H19. 1. 10 臨時総会で改定)

- ⑥竹富町内の学校及び子供会が利用する場合は、2-2・2-3・2-4・2-5・2-6の各規定を適用しない。ただし、最低1人の組合所属のガイドが同行し、10名につき1名以上の案内人をつけなければならない。案内人には、組合所属のガイド・先生・子供の保護者になることができる。(H18. 4. 14 自主ルール改定)

- ⑦カヌー等レンタル事業者は、利用のルールを含むガイドマップを作成し、利用者に配布、遵守させる。(覚書)

- ⑧動物(特に犬)をツアーに参加させるなら次のことを守る。

- a)動物は必ず首輪等でつないでおく。
- b)糞等の管理をし、他に迷惑がかからないようにする。
- c)滝壺では泳がせない。

ただし、この自主規制で様子を見て、不都合が生じればまた検討する。(H15・4・25 自主ルール)

- ⑨船浦湾・ピナイサーラの周辺でキャンプ・たき火をしてはならない。(H18・4・14・自主ルール)

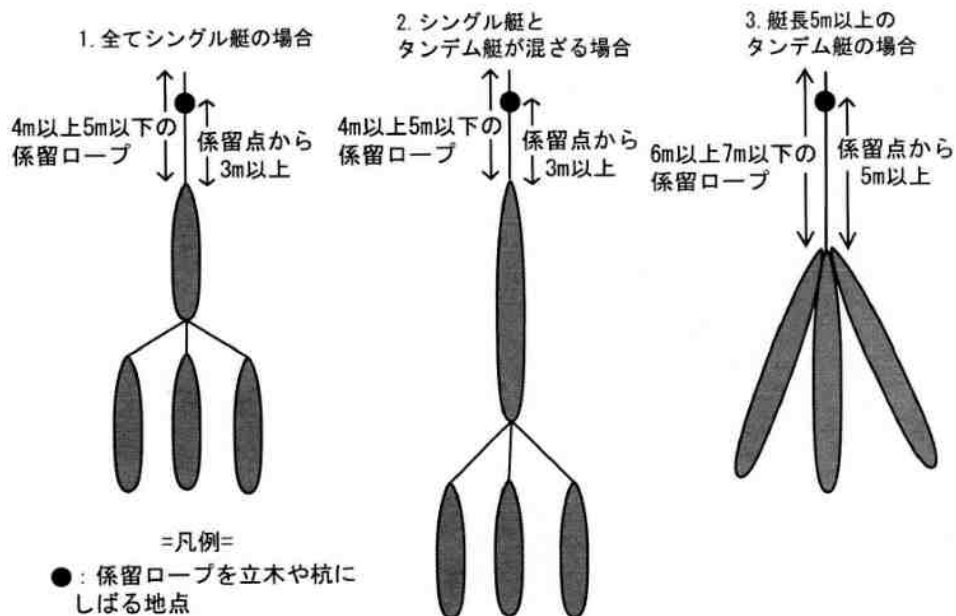
- ⑩拡声器の利用は、安全上必要な場合を除き、使用を禁止する。(覚書)

- ⑪参加者を淹つぽで泳がせる場合は、安全に関して十分な配慮をしなければならない。また、以下の行為は禁止する。

- a)ピナイサーラの滝において、滝に打たれること。
- b)ピナイサーラの滝・西田の滝において、高い岩の上から淹つぽに飛び込むこと。

(H18. 4. 14 自主ルール)

- ⑫係留ロープは4m以上5m以下(タンデム艇で艇長が5mくらいの場合は、係留ロープ6m以上7m以下)のものを使用し、係留地点と艇と間は3m以上(タンデム艇で艇長が5mくらいの場合は5m以上)離れるようにする。係留方法は図示したように行う。なお、艇数が多い場合は分けてもよく、他のカヌー等の係留に支障がないようにする。レンタルカヌーの係留も同様とするように案内する。(H16. 3・15 自主ルール/H18. 4. 14 自主ルール)

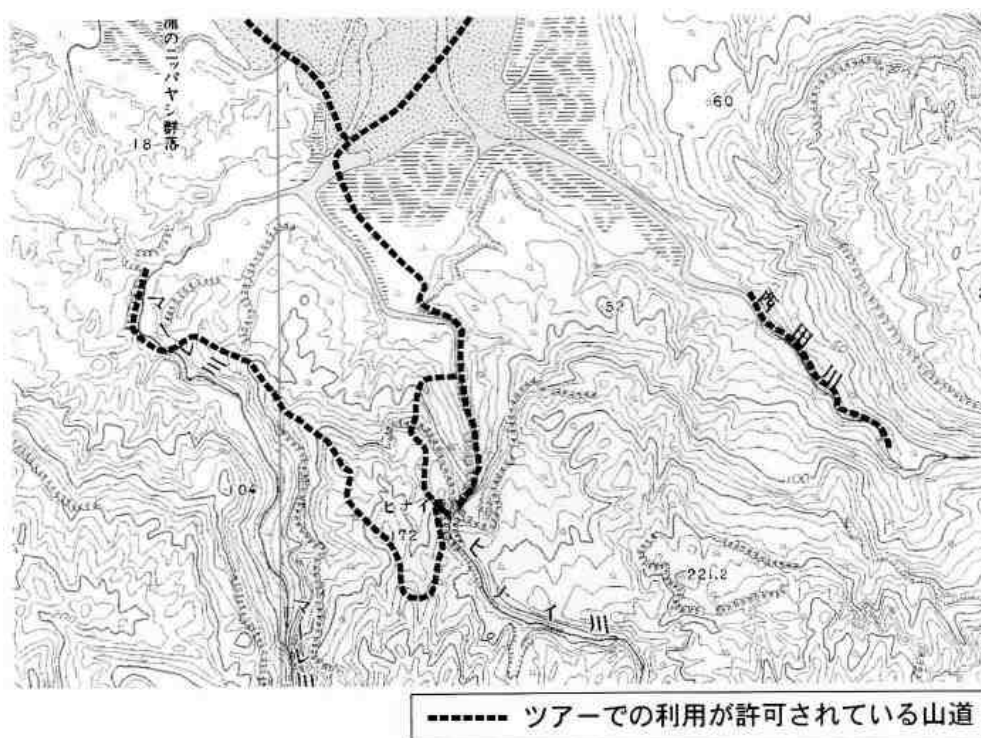


⑬自然休養林内の営利を目的とした入林において、既存の山道以外は利用しない。(H17.

4. 5 定期総会)

既存の山道とは、以下の山道である。

- a)ピナイ川カヌー置き場～ピナイサーラ滝つぼ間
- b)ピナイ川カヌー置き場～ピナイサーラ滝上間
- c)船浦湾～ピナイ川カヌー置き場間
- d)マーレー川カヌー置き場～ピナイサーラ滝上間
- e)西田川カヌー置き場～西田の滝間



- ⑭海中道路及び船浦港スロープにおいて、カヌー台車（トレーラー）を駐車したままツアーを開催しないこと。トレーラーは船浦港駐車場に移動した後にツアーを開始する。

（後略）

資料 1 0 沖縄県自然再生指針～豊かな自然環境を取り戻し、美ら島うちなーを
次世代へ～（抜粋）

策定主体 沖縄県

策定年月 平成 27 年 3 月

目次（抜粋箇所を**太字**で示す）

第 1 部 沖縄らしい自然環境の再生を目指して

第 1 章 自然環境再生指針の趣旨

1. **本指針策定の背景と目的**
2. **本指針の位置づけ**
3. **本指針の基本理念**
4. 本指針の構成

第 2 章 自然環境の再生の意義

1. 本指針における自然環境の再生の定義
2. 自然環境の再生の担う役割

第 3 章 本県の自然環境の特徴

1. 琉球列島の自然環境の特徴
2. 環境区分ごとの特徴

第 4 章 沖縄らしい自然環境の再生の取組

1. 失われた自然環境の特徴
2. 自然環境の主な問題点・課題及び再生のイメージ

第 2 部 自然環境再生事業に係る基本的な考え方

第 1 章 自然環境再生事業の実施内容

1. 自然環境再生事業の区分と取組内容
2. **自然環境再生事業の実施手順**

第 2 章 自然環境再生事業の実施に当たっての留意点

1. **順応的管理**
2. **地域との協働**

第 3 章 その他の留意点

1. 環境経済評価を踏まえた便益計測
2. 自然環境再生事業における防災機能の考え方

第 1 部 沖縄らしい自然環境の再生を目指して

第 1 章 自然環境再生指針の趣旨

(中略)

1. 本指針策定の背景と目的

(中略)

そのような中、我が国においては、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生推進法が平成 17 年（2005 年）より施行され、同法に基づく自然環境再生事業などの取組が全国的に実施されてきている。

本県においても、同法に基づき、国内最大規模のサンゴ礁域である石西礁湖における取組などが進められてきているものの、失われた自然環境の特徴や自然環境の再生に係る課題、自然環境再生事業を進めるに当たっての留意点などが体系的に整理された指針等がなかったことから、今般、これら必要な事項をとりまとめた「自然環境再生指針」を策定したところである。

2. 本指針の位置づけ

「沖縄振興特別措置法」（平成 14 年法律第 14 号）において「国及び地方公共団体は、沖縄における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置を講ずる」ことが規定されており、また、同法に基づき策定されている「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」（平成 24 年（2012 年））の基本施策として「自然環境の保全・再生・適正利用」が謳われている。

これらの施策を推進するため、本県においては図 1 - 1 に示すとおり様々な指針や計画等が定められているところであるが、これまでに「自然環境の再生」に関する施策に焦点を当てたものは策定されていなかった。

そこで、その具体的取組としての自然環境再生事業の推進強化を図るものとして本指針を策定したところであり、関連する計画や各分野の計画・施策と整合を図りながら、沖縄らしい自然環境の再生を図っていく必要がある。

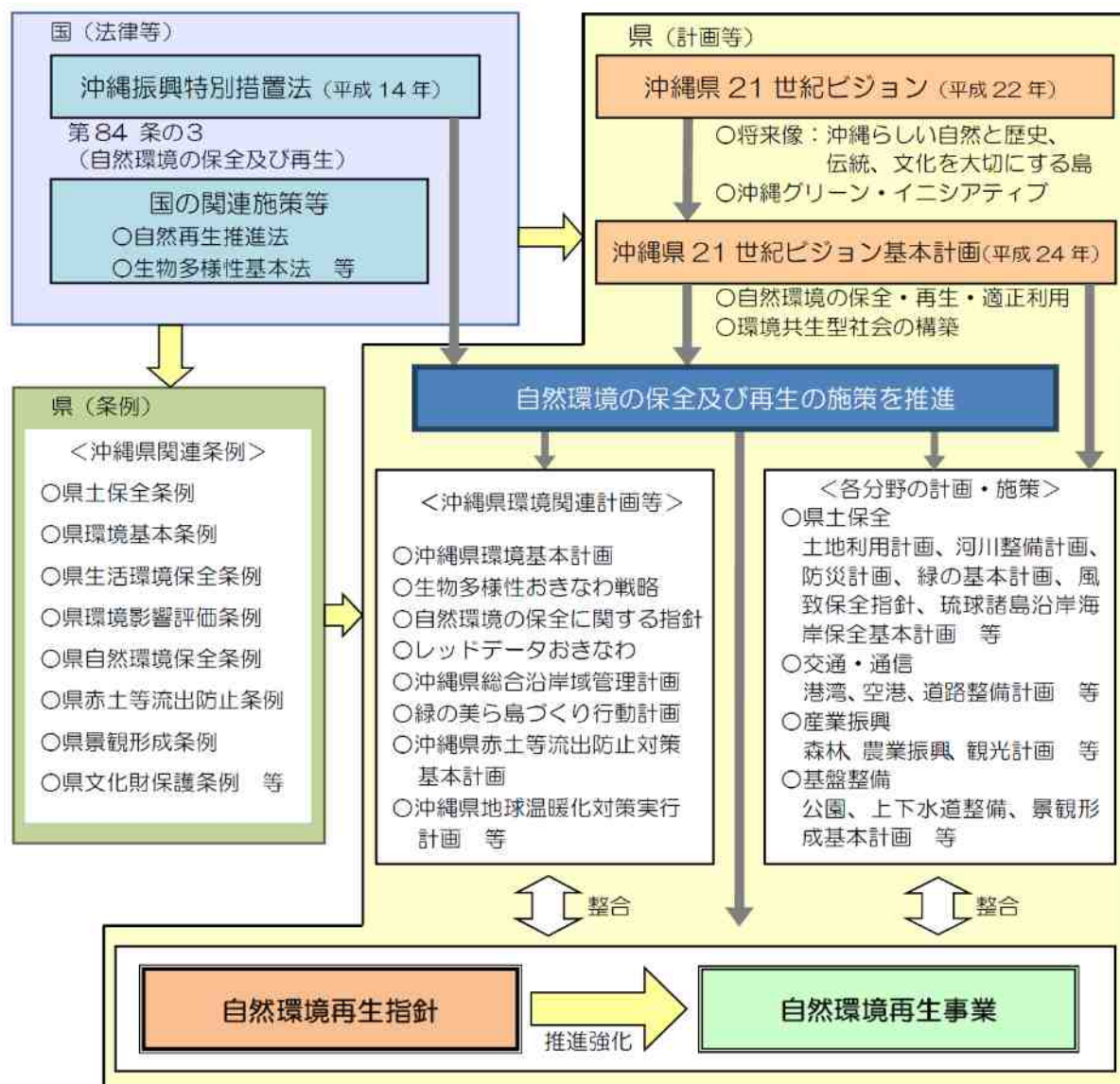


図1-1 自然環境再生指針の位置づけ

3. 本指針の基本理念

人々の営みは、生態系の中の一要素として、自然からの働きかけと自然への依存によって成立している。古来、人々は自然の中で生活をしており、人と自然とが関わりを持ち調和を保つことで、自然環境が維持されてきた側面もある。

この自然環境は、人々に多くの恵みをもたらし、豊かな文化の根源となっていることから、本指針の基本理念を、過去に行われた事業や人間活動等により失われた「豊かな自然環境を取り戻し、美ら島うちなーを次世代へ」とし、失われた生態系の健全性と生物多様性を取り戻し、人と自然との関係をより深め、その状態を維持・向上することとする。

また、その基本理念を踏まえ、自然環境を再生するに当たっては、「健全な生態系の再生」、「生物多様性の確保」、「自然とのふれあいの場づくりへの寄与」及び「防災・減災への寄与」をその基本方針とし、推進していくこととする。

第2部 自然環境再生事業に係る基本的な考え方

(中略)

自然環境再生事業は、図2-2や表2-1のとおり、発案・起案を開始し、構想・計画の検討やその構想・計画に基づく施工等の後、維持管理しながら利活用を図っていくというのが基本的な流れであるが、自然再生重視型事業とインフラ整備連携型事業では、全体構想の作成の有無や、地域との関わり方といった点で差異がある。以下（１）～（４）において実施手順の概略を示す。



表2-1 自然環境再生事業の実施手順

	自然再生重視型事業	インフラ整備連携型事業
発案・起案段階	○発案・起案 自然環境の再生の取組の具体化に向け、自然環境の再生の構想・計画の検討前において、事業の区分や他事業との連携の必要性を明確にするため必要な検討を行う。	
構想・計画段階	○全体構想の作成 自然環境や社会環境の状況を整理した環境カルテを作成の上、その内容を基に自然環境の再生の取組方針を整理し、地域との合意形成を図りながら「全体構想」を作成する。	○予備設計・概略設計 自然環境や社会環境の状況を整理し、各事業における基本計画（上位計画）等と整合を図りながら自然環境の再生に関する内容を整理し、「予備設計・概略設計」に盛り込む。
	○実施計画の作成 実施計画の策定に向け、計画段階調査を実施し、当該調査結果や作成した全体構想を踏まえ、事業の内容を具体化した「実施計画」を作成する。	
設計・施工段階	○設計 構想・計画段階の検討結果に基づき、事業着手（工事着手）に当たって必要な事項を盛り込んだ設計（基本設計・実施設計）を行う。	
	○施工 設計に基づき、現地での施工を行う。また、施工に当たっては、環境への影響を確認するための必要な調査（環境監視）を行う。	
維持活用段階	○維持活用 施工終了後、構想・計画段階の内容などに基づき、維持管理や利活用を図るとともに、事業効果の検証を行う。	

※ 事業を進めるに当たって、本章で述べる「地域の生態系ネットワーク」、第2章で述べる「順応的管理」や「地域との協働」などの考え方を踏まえ取組を実施していくことが重要である。

（中略）

第2章 自然環境再生事業の実施に当たっての留意点

（中略）

1. 順応的管理

自然環境再生事業の実施に当たっては、事業の目標を達成するため、自然環境の状況をモニタリング・評価しながら、設計、施工及び維持活用などに反映する「順応的管理」の考え方を基本として進めていくことが必要である。

(1) 順応的管理の方法

順応的管理とは、自然環境再生事業が対象とする生態系その他の自然環境は、常に変化し、また、不測の事態が発生することを考慮して、事業の目標を達成するため、適切な管理目標を設定し、施工や維持活用によってその管理目標が達成されているかをモニタリングにより検証・評価し、地域との協働を図りながら柔軟に対応していく方法である（図2－5）。

この順応的管理の実施に当たっては、以下に示す項目を検討・整理する。

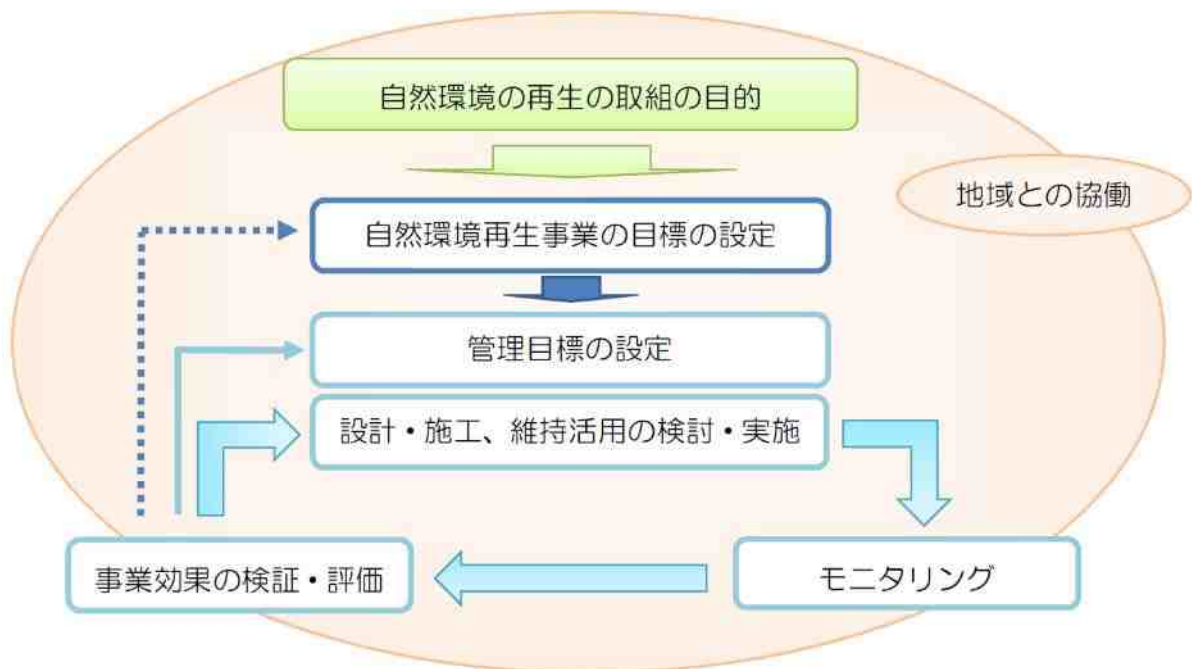


図2－5 順応的管理の流れイメージ

(中略)

(2) 協力体制の構築等

順応的管理を進めるには持続性を確保するための体制づくりが重要となることから、その協力体制の構築等に当たっては、「2. 地域との協働」も踏まえ、以下に示す項目について検討する。

1) モニタリングを行う体制づくり

①地域との協力体制

モニタリング・維持管理は人手によるこまめな作業であり、自然の遷移のサイクルに合わせた長期的な視野に立ったものである。このため、地域住民、各種団体等の協力を求め、地域に根ざした息の長い仕組みをつくる必要がある。

②（仮称）自然環境再生モニタリング検討会の設置検討

モニタリング結果については科学的な検証を行い、その結果を踏まえ、事業内容の見直しを行う。その際には、有識者・学識経験者の専門家等で構成される「（仮称）自然環境再生モニタリング検討会」を設置することが望ましい。

2) 役割分担

維持活用の初期段階から地域住民、各種団体、行政などが参加し、目標やモニタリング方法を議論し、共有していく仕組みをつくることが望ましい。

表2-4 及び図2-7にモニタリングにおける役割分担イメージを示す。

表2-4 モニタリングにおける役割分担イメージ

参加者	役割
地域住民、 各種団体等	簡易的なモニタリングにより対象区域の日々の環境変化を捉えた調査を行う。 なお、専門的な知識を有する者が地域に存在する場合には、事業実施者が調査するような内容を行うことも検討する。
研究者等	難易度の高い研究を進め、自然環境再生事業の効果を評価し、設計・施工や維持活用に係る改善点やフィードバックに関する提案を行う。
事業実施者	定期的に広範囲な自然環境の把握に努める。

(中略)

2. 地域との協働

自然環境再生事業における「構想・計画」、「設計・施工」、「維持活用」の各段階においては、各段階に応じて「地域との協働」により地域の多様な主体が参加し連携を図り、事業を進めていく。ここでは、その基本的な考え方について示す。

(中略)

(2) 地域との協働の基本的な考え方

(中略)

2) 自然環境再生事業の地域参加のイメージ

①参加主体

自然環境再生事業への参加主体（個人又は団体・法人）としては、以下が考えられる。

- 事業実施者（事業を実施しようとする者）
- 参加者（事業に参加しようとする者）
 - ・地域住民、NPO等団体、各種団体（組合・協会等）
 - ・教育関係者、専門的知識を有する者（研究者等の専門家）
 - ・土地管理者
 - ・地域活動者（地域外から日常的に地域へ来て活動している者）等
- 関係行政機関（事業に行政の立場（関連法令・計画を所管する立場、地域との調整窓口としての立場）から関与する者）

②目的を踏まえた地域との連携

自然環境再生事業においては、再生した自然環境を地域との持続的な関わりの中で維持活用していくことが重要である。

よって、自然環境の再生そのものを目的とする「自然再生重視型事業」は「インフラ整備連携型事業」と比べて、より地域との連携を深めていく必要がある。

一方で、生活の向上及び防災・減災や安全を主目的とした「インフラ整備連携型事業」では、その主目的の違いから、比較的緩やかな連携が図られることが想定される。

③会議体イメージ

地域との連携のあり方を踏まえ、どのような会議体を作っていくかを検討する必要がある。

例えば、「自然再生重視型事業」の場合には、可能な限り早い段階で会議体を設置し、情報共有や合意形成を図りながら、地域との十分な連携を図り、自然環境再生事業をともに作り上げていくための場として会議体が設置されることが想定される。

また、比較的緩やかな連携が想定される「インフラ整備連携型事業」では、再生した自然環境が十分利活用されていくよう、地域からの声を十分に反映し、維持管理やモニタリングなどへの協力を呼びかける場としての会議体が設置されることが想定される。

これらの会議体のイメージを次頁に示す。

(後略)

資料 1 1 第 2 次沖縄県環境基本計画（抜粋）

策定主体 沖縄県

策定年月 平成 2 5 年 4 月

目次（抜粋箇所を**太字**で示す）

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景
- 2. 計画の目的**
3. 計画の目標
- 4. 計画の性格・役割**
- 5. 計画の期間**
- 6. 計画の対象地域**
7. 県民と環境との関わり
8. 計画の構成

第 2 章 環境の現況と課題

1. 社会的状況、環境の状況と課題
2. 沖縄県がかかえる環境問題の現況と課題
3. 地球環境の現況と課題
4. 環境教育等の現状と課題
5. 環境と経済が調和する社会づくりににおける現状と課題

第 3 章 環境の保全・再生・創造のための施策

1. 県民の望む環境像
2. 施策の基本方針と体系
3. 「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」を目指して

第 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針

- 1. 各主体の役割**
- 2. 主体別環境配慮指針・取組の一例**
- 3. 事業別配慮指針**
- 4. 圏域別配慮指針**

第 5 章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制
2. 各主体の連携・協働・参加の推進
3. 計画の普及及び意識啓発
4. 計画推進のための財政措置等
5. 計画の進捗状況の点検・見直し
6. 調査研究の推進・監視観測体制の充実

第1章 計画の基本的事項

(中略)

2 計画の目的

本計画は、『沖縄県環境基本条例』第8条の規定に基づく計画であり、その目的は以下のとおりです。

- 沖縄の環境の現況と課題を踏まえ、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を明らかにすることにより、県民、事業者、行政等の各主体による環境保全の促進。
- 各主体のパートナーシップのもと、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現に向け、具体的な各種の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進。

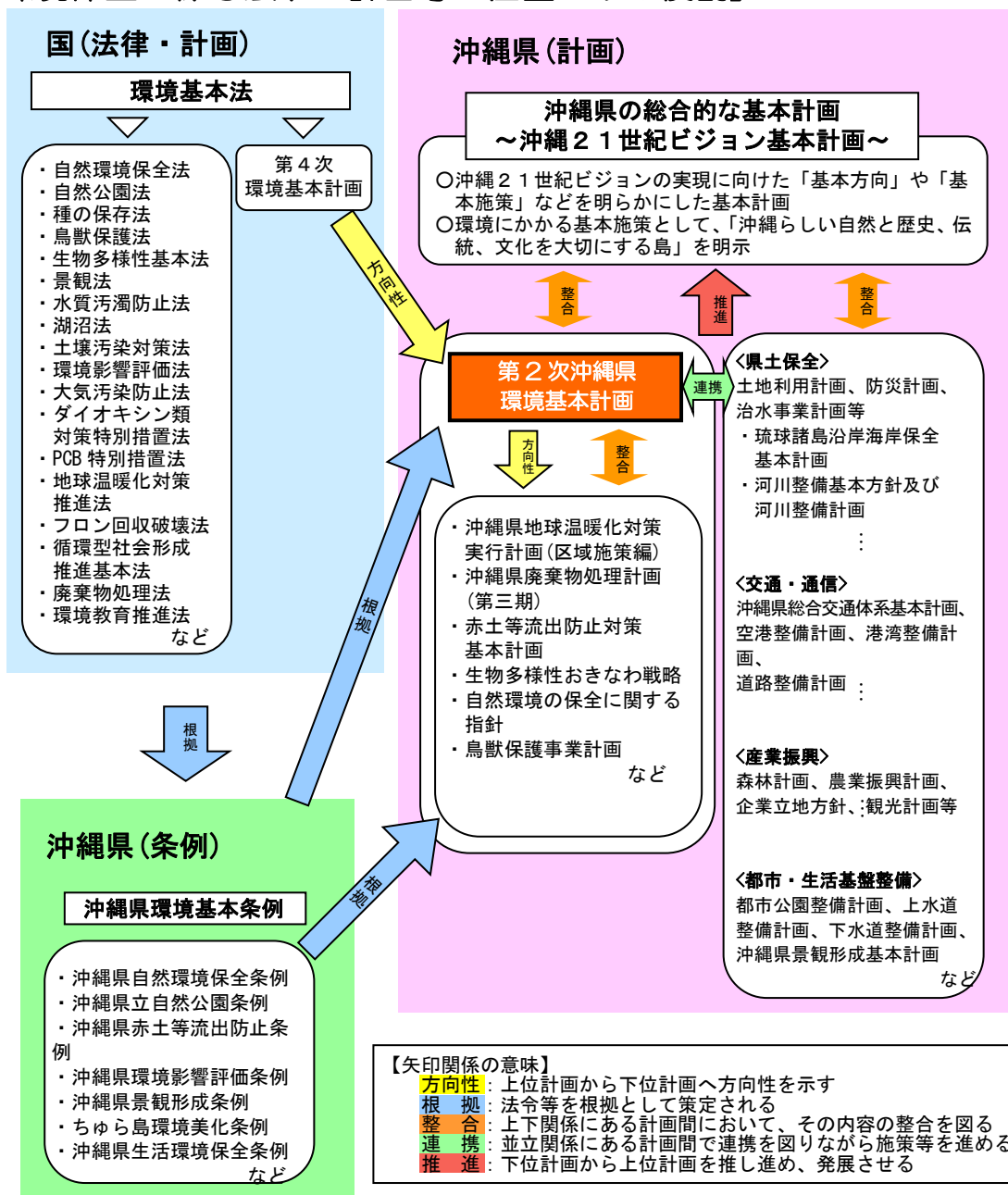
(中略)

4 計画の性格・役割

本計画の内容は、本県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」及び総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を環境の面から推進する計画としての役割を持っています。

このため、本県の環境保全を目的とする計画は、本計画に沿って策定し、展開・推進されなければなりません。また、他の計画においても、環境に関する事項については、環境保全を目的とする計画と同様、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画との調和を保つものとします。

【環境保全に係る法令・計画等の位置づけと役割】



5 計画の期間

本計画の対象期間は、平成 25 年度(2013 年度) ～ 平成 34 年度(2022 年度) の 10 年間とし、本県の環境基本条例に沿って「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」や、その他関連計画を環境面から推進する計画とします。

なお、沖縄 21 世紀ビジョン実施計画の見直しや本県の環境及び社会経済の状況等の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。

6 計画対象地域

本計画の対象地域は、沿岸海域を含む沖縄県全域とします。

(中略)

第 4 章 各主体の役割及び環境への配慮指針

1 各主体の役割

(中略)

1-1 行政機関

県は基本計画に基づき総合的かつ効果的に環境の保全・再生・創造のための施策を推進します。また、事業者、県民、NPO 等民間団体、観光旅行者等及び米軍の各主体が自主的、積極的に環境保全活動に取り組めるよう各主体の役割及び環境への配慮指針を提示するとともに、各主体への啓発活動への取組を推進します。また、社会資本整備等による環境保全対策の活動基盤の充実、その他の環境保全活動促進のための支援を行います。

なお、本県に占める広大かつ過密な米軍基地の存在・運用は、周囲の県民生活や自然環境等と深く関与していることから、県としても、米軍に対し、その役割の重要性や環境への配慮等について、継続的に要請していきます。

環境の保全・再生・創造を推進するためには、地域における取組が不可欠であり、地方分権が進展する中で、地域の住民に最も身近な市町村が果たす役割が一層重要となってきました。

このため、市町村ではそれぞれの地域特性に応じて、環境の保全・再生・創造に関する総合的な計画等の策定を行うとともに、県、事業者、県民、NPO 等民間団体、観光旅行者等及び米軍と協力・連携した取組を推進することが必要です。

(中略)

2 主体別配慮指針・取組の一例

(中略)

2-1 行政機関

目標	配慮指針
循環	◆各種事業の実施において、エネルギーの有効利用や汚染物質の排出抑制等により、環境負荷の低減に配慮する。 ◆各種事業の実施やオフィス活動において、循環に配慮し、環境配慮型商品や再資源化製品の積極的な利用や3Rを徹底し、廃棄物の減量化を推進する。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業の導入及び水の有効利用等により、環境負荷の低減に配慮する。 ◆地域の社会経済活動による環境負荷を低減するための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発や対策等の各種施策を策定、実施する。
共生	◆水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保、自然との触れ合いの場の確保等を図るための施設整備、規制、調査研究、普及・啓発等に関する各種施策を策定、実施する。 ◆各種事業の実施において、環境影響評価等の実施により水や緑の保全、野生生物の生息・生育空間の確保等に配慮する。 ◆保全緑地、公園、道路、公共施設内等の公共用地での緑化を進める。 ◆河川整備において、多自然川づくりにより生物の生息空間に配慮する。 ◆公共施設等の設置において、地域の歴史的風土や景観に配慮する。 ◆地域で育まれた歴史、文化、風土などの特性を生かした魅力ある地域づくりに向けた取組を推進する。 ◆自然環境に配慮した土地利用を進める。
参加	◆地域における各種事業の実施にあたり、本計画に定める「事業別配慮指針」及び「圏域別配慮指針」、「自然環境の保全に関する指針」に沿って、環境の保全・再生・創造に関する取組を推進する。 ◆環境学習、環境教育の推進、環境に関する情報の提供等を通じて、環境保全活動を推進するとともに、人材の育成に努める。 ◆環境マネジメントシステム(エコアクション21・I S O)や環境会計の導入、環境報告書の作成等に関する普及・啓発に努める。 ◆行政自らがグリーン購入や再資源化製品の積極的な利用に率先して取り組むなど、地域への普及に努め、環境に配慮した商品の購入を促進する。 ◆研修機会や情報の提供等により、職員の環境保全活動を促進する。
地球 環境 保全	◆公用車の使用に際しては、急発進、空ぶかし、不要なアイドリングをなくす等のエコドライブを心がけるなど適正な運転や燃料消費効率の適正管理(タイヤ空気圧、車載重量等)に努めるとともに、電気自動車等低公害車の導入を進める。 ◆良好な歩行空間の形成、自転車利用及びバスやモノレール等公共交通機関の利用促進に努める。 ◆T D M (交通需要マネジメント)施策や交通流の円滑化の推進に努める。 ◆地球温暖化、オゾン層破壊など地球的規模の環境問題に対する各種施策を実施する。 ◆地域レベルでの地球環境保全対策や取組に努めるとともに、県民や事業者等へのセミナーや支援プログラム等を推進する。 ◆建築物の設置や管理において、再生可能エネルギーやE S C O事業を導入し、温室効果ガスの削減を図る。

目標	配慮指針
環境 と 経済	◆環境と経済との調和に関する理念について、地域や企業等への普及に努める。 ◆県内企業における社会的責任活動(C S R)を促進する。 ◆環境保全のための費用負担意識について、県民や地域、企業等への普及に努める。 ◆企業における環境マネジメントシステムの普及・拡大に努める。 ◆省エネルギー機器等の普及・促進を図る。 ◆リサイクル・ビジネスの展開及び技術力の向上に対する取組を支援する。 ◆バイオマスの利活用を促進する。

(中略)

3 事業別配慮指針

(中略)

3-2 各種事業の実施における環境配慮指針

本県は、多種・多様な動植物が生息・生育し、豊かで貴重な自然環境を有していますが、人口や観光客の増加、さらには社会経済活動の進展等により本県の豊かな自然環境が失われつつあります。

このため、本県では規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、「環境影響評価法」及び「沖縄県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価のを実施し、事業の実施に際して、当該手続きにおいて検討された環境保全措置を講ずることで、事業の実施に伴う環境影響の回避・低減に一定の成果をあげてきました。

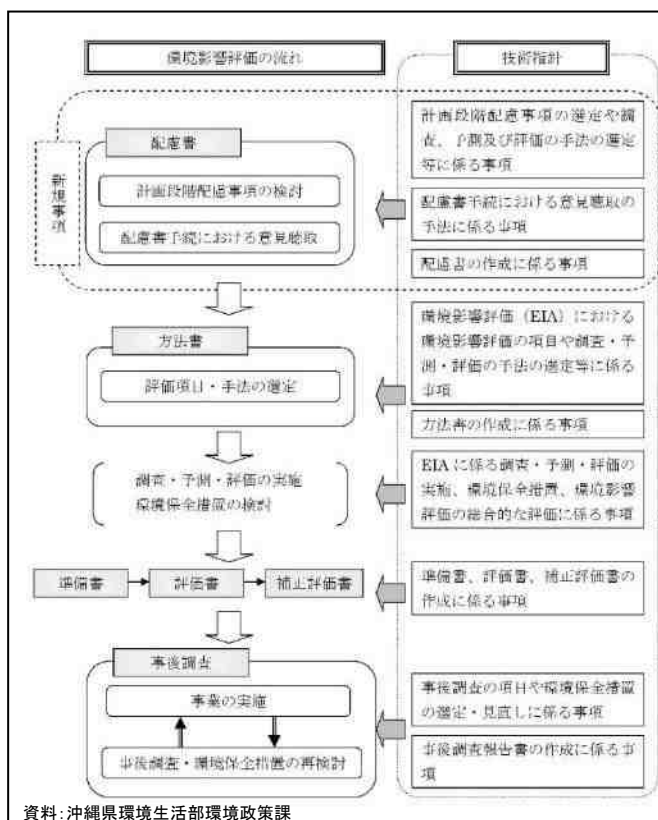
しかしながら、これまでの環境影響評価制度は、事業実施段階での環境保全措置が中心であったことから、計画段階からの環境配慮が求められてきました。

このような事業実施段階における環境影響評価の限界を補うため、事業のより早い段階から環境配慮を行う「計画段階配慮書手続」が平成23年(2011年)の環境影響評価法の改正において導入されたところです。県においても、条例を平成25年3月に改正して同手続を導入しており、計画段階から配慮できるよう制度の見直しを行ったところです。

各種事業の実施にあたっては、右図に示す環境影響評価の流れや共通事項及び個別事項、本県の自然環境保全の施策となる「自然環境の保全に関する指針」等に基づき、本県の環境に配慮する必要



資料：環境省



があります。

(中略)

4 圏域別配慮指針

本県の環境の保全・再生・創造に向けては、県行政における環境保全施策の総合的かつ計画的な実施とともに、行政機関、事業者、県民、NPO等民間団体、観光旅行者等及び米軍の各主体が環境基本計画の基本的な方向に沿って、それぞれの地域の実情に応じた環境保全活動に取り組む必要があります。

このため、関連計画との整合性を考慮し、県を沖縄島北部圏域、沖縄島中部圏域、沖縄島南部圏域、宮古圏域、八重山圏域の5つの圏域に区分し、それぞれの圏域ごとの環境に配慮すべき事項を示します。

(中略)

圏域別	環境配慮事項
各圏域共通	●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。 ●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。 ●生態系の攪乱防止のため、マングース等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の遺棄の防止に努める。 ●汚水処理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。 ●観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。 ●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。 ●関係機関と連携した廃棄物の不法投棄の未然防止や適正処理の指導に努める。
沖縄島北部圏域	●大宜味村の塩屋湾から東村の平良湾にかけての地峡以北の山地部は、林齢40年以上の森林が連続して見られ、ノグチゲラをはじめとする貴重種の生息に重要な地域が含まれることから、自然環境の保全に努める。 ●オニヒトデによる食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。 ●盗掘等の採取により、貴重な野生動植物の個体の消失防止に努める。 ●生態系の攪乱防止のため、マングース等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。 ●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努める。

	●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。 ●ダムや取水堰の建設にあたっては、貴重な野生動植物の生息・生育や生態系に十分配慮する。 ●野生生物の道路への侵入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避に努める。 ●観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。 ●林業においては、県産材の利用開発や、森林の持つ多様な機能を持続的に発揮させるために森林生態系に配慮した森林整備を推進するとともに、森林ツーリズム等による多面的活用を図る。 ●環境に配慮した産業の創出を目指し、太陽光発電や風力発電、バイオマス等の再生可能エネルギー導入に関する実証試験・実用化に向けた取組に努める。 ●北部訓練場や安波訓練場等の返還後の利用にあたっては、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、やんばるの森の資源を生かした活用を図る。 ●污水处理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。 ●御嶽林、抱護林、屋敷林の保全や庭の囲いを生け垣にするなど、街並みや集落景観の維持・向上に努める。 ●開発等事業においては、騒音や振動、低周波音及び大気汚染の発生防止に努める。 ●採石事業者においては、散水や車両に付着した粉塵の洗浄等を行い、粉塵発生の防止に努める。 ●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。
八重山圏域	●河川改修、堤防や護岸の設置、埋立等の開発事業や農地開発等においては赤土等の流出や生態系の攪乱、景観等への影響を低減できるよう、事業実施の場所、規模、構造、施工方法等について細心の注意を払う。 ●御嶽林や屋敷林を保全して景観の維持、向上に努める。 ●市街地における下水道の整備を促進し、市街地の外縁化に合わせて土地区画整理事業を実施するなど、快適な居住環境の形成を図る。 ●污水处理については、下水道や集落排水施設等の集合処理施設が未整備の区域においては、家庭、事業場、畜舎等による排水で河川や海域を汚さないよう、合併処理浄化槽等を設置するなど、排水の適切な処理に努める。 ●オニヒトデの食害等を防止し、豊かな海域生態系の保全を図る。 ●環境容量(キャリングキャパシティ)を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取組に努める。 ●過去の開発等により失われた自然環境の再生と残された自然の保全に努め

	る。 ●野生生物の道路への侵入防止や脱出を容易にする側溝の採用及びロードキルの回避に努める。 ●生態系の攪乱防止のため、グリーンイグアナ等外来種の駆除・防除やペット類(犬・猫等)の搬入防止に努める。 ●廃棄物は、再資源化や有効活用等により最終処分量を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。
--	---

(後略)

資料 1 2 自然環境の保全に関する指針（抜粋）

策定主体 沖縄県

策定年月 平成 1 0 年

（中略）

○指針の目的

現在、県内各地において開発事業などによる自然環境の改変が進み、生態系への影響や貴重な野生生物の減少が心配されています。

また、都市化の進行によりトンボやチョウといったこれまで普通にみかけた生き物が見られなくなるなど身近にあった自然も少なくなりつつあります。

そのため、この指針では、それぞれの島ごとの多様な生態系が健全な状態で維持されるよう、地域ごとの自然の現況や特性を把握したうえで保全すべき自然を明らかにするとともに適切な保全のあり方を示してあります。

（中略）

○指針の位置づけ

沖縄県における望ましい環境を実現するための基本計画として「沖縄県環境管理計画」が平成 5 年度に策定されました。

この計画には、沖縄県における環境問題とそれを解決するための総合的な施策が示されており、「自然環境の保全に関する指針」も自然環境を保全する施策の 1 つとして位置づけられています。

なお、「自然環境の保全に関する指針」は、沖縄県における望ましい環境を実現するため、県土の良好な自然環境の保護と節度ある利用について、県民、事業者、行政機関がそれぞれの立場で自ら配慮するための指標となるものなのです。



(中略)

○指針の活用

1. 県民等への周知と事業者への配慮の促進

今後、インターネット等を活用し住民等への周知を図るとともに、自然環境に関する情報の提供を呼びかけていきます。

また、各事業者に対しては、事業計画立案時や事業の実施時において、指針に基づいた環境への配慮を促します。

2. 関係機関との調整・協議の場の設置等

今後、指針の活用にあたっては、「沖縄県環境管理計画」の推進協議会において、関係機関との調整・協議を行い、自然環境の保護と節度ある利用についての配慮を促していきます。

また、事業者に対しても随時調整を行い、環境に配慮した事業計画を作成するよう、指導していきます。

3. 自然環境に関する調査の推進

自然環境情報の充実を図るため、自然環境保全基礎調査や特殊鳥類調査など、これまで実施してきた調査以外に貴重種の生態・生息域等を把握する調査、現存植生や植生自然度・樹齢等を把握する調査、サンゴの生態・生息環境等を把握する調査など、自然環境に関する調査の推進を図ります。

4. 自然環境情報データベースの構築

自然環境情報の効率的な利用を図り、情報の提供を円滑に進めるため、自然環境に関する文献のデータベース化を進めるとともに、貴重な動植物等の分布など自然環境情報のデータベース化を図ります。

5. 保護地域の指定、拡大

指針の評価及び自然環境に関する調査結果を踏まえ、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等の指定・拡大を推進します。

(後略)

参考資料 2 : 「地域連絡会議」構成行政機関一覧

環境省那覇自然環境事務所

林野庁九州森林管理局

鹿児島県

沖縄県

奄美大島地域

奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町

徳之島地域

徳之島町、天城町、伊仙町

沖縄島北部地域

国頭村、大宜味村、東村

西表島地域

竹富町

参考資料 3 : 「奄美大島部会」、「徳之島部会」、「沖縄島北部部会」、「西表島部会」 構成機関・団体一覧

「奄美大島部会」 構成機関・団体一覧 (2018 年 12 月現在)

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署
鹿児島県自然保護課
鹿児島県離島振興課
鹿児島県観光課
鹿児島県大島支庁総務企画課
鹿児島県大島支庁衛生・環境室
奄美市プロジェクト推進課世界自然遺産推進室
大和村企画観光課
宇検村総務企画課
瀬戸内町社会教育課世界自然遺産せとうち町推進室
龍郷町企画観光課
奄美群島広域事務組合
奄美大島商工会議所
奄美群島観光物産協会
奄美大島観光協会
瀬戸内町観光物産協会
奄美大島エコツーリズム推進協議会
奄美大島エコツアーガイド連絡協議会
奄美野鳥の会
奄美哺乳類研究会
環境ネットワーク奄美
奄美の自然を考える会

「徳之島部会」構成機関・団体一覧（2018 年 12 月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署
鹿児島県自然保護課
鹿児島県離島振興課
鹿児島県観光課
鹿児島県大島支庁総務企画課
鹿児島県大島支庁衛生・環境室
徳之島事務所総務課
徳之島町企画課
天城町企画課
伊仙町きゅらまち観光課
奄美群島広域事務組合
奄美群島観光物産協会
徳之島観光連盟
徳之島エコツーリズム推進協議会
徳之島エコツアーガイド連絡協議会
徳之島虹の会
クロウサギの里

「沖縄島北部部会」構成機関・団体一覧（2018年12月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
沖縄県環境部自然保護課
沖縄県農林水産部森林管理課
沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課
国頭村世界自然遺産推進室
大宜味村企画観光課
東村企画観光課
国頭村森林組合
国頭村商工会
J Aおきなわ国頭支店
国頭村森林ツーリズムWG
国頭村観光協会
国頭村教育委員会
大宜味村区長会
大宜味村商工会
NPO法人 やんばる舎
NPO法人 おおぎみまるとツーリズム協会
大宜味村農業委員会
東村商工会
J Aおきなわ東支店
東村農業委員会
東村区長会
NPO法人 東村観光推進協議会
NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄
琉球大学農学部与那フィールド

「西表島部会」構成機関・団体一覧（2018 年 12 月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
林野庁九州森林管理局西表森林生態系保全センター
沖縄県環境部自然保護課
沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課
沖縄県総務部八重山事務所総務課
沖縄県八重山土木事務所
竹富町政策推進課
竹富町教育委員会社会文化課
内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所工務課
石垣市環境課
竹富町公民館連絡協議会
竹富町商工会
竹富町観光協会
竹富町ダイビング組合
西表島エコツーリズム協会
西表島カヌー組合
沖縄県猟友会 竹富町地区
西表島交通グループ
いりおもて観光（株）
（資）浦内川観光
（有）安栄観光
八重山観光フェリー（株）
石垣島ドリーム観光（株）
NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄
NPO法人トラ・ゾウ保護基金西表島支部やまねこパトロール
琉球大学熱帯生物圏研究センター西表研究施設
東海大学沖縄地域研究センター